



Title	「保」の形成とその特質
Author(s)	義江, 彰夫
Citation	北海道大學文學部紀要, 22(1), 121-250
Issue Date	1974-03-13
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33383
Type	departmental bulletin paper
File Information	22(1)_PR121-250.pdf



「保」の形成とその特質

義
江
彰
夫

目次

ページ

はじめに	一二三
一章 保の実態	一二六
二章 保の諸特徴	一九三
一節 保の内部構造における特質	一九四
二節 保の領有者	二〇一
三節 保の認可者	二〇五
四節 税制体系からみた保の二形態	二〇七
五節 地域差がもたらす保の偏差	二一〇
三章 保の歴史的位置	二一四
一節 歴史的環境と保の成立	二一四
a 別名的領有から保へ	二一四
— 保成立の歴史 —	
b 一円領有型荘園との対抗関係	二二二
— 保成立の環境 —	
c 領有者と認可者	二二七
— 領主的領有における保の位置 —	
二節 便補保と地域差の問題	二三二
a 便補保の歴史的位置	二三二
b 地域差の問題	二三四
三節 保の歴史的境界	二三六
むすび	二四九

「保」の形成とその特質

義 江 彰 夫

はじめに

本稿のテーマは、十一世紀後半以降在地に出現する「保」の歴史的性格を、在地構造との関連から捉えようとするところにある。従ってここで問題とされる「保」は、律令制下の「五家保」や「京中保」とは区別される存在である。⁽¹⁾

ひるがえって右の保を対象とした研究史を繙くならば、松岡久人・大山喬平・河音能平・竹内理三・坂本實三氏らの諸業績⁽²⁾によって多くの点が解明されてきた。いまこれらの諸業績が解明した諸点をごく大づかみに整理するならば次のようになる。

①名が田地支配に即した制度であるのに対し、保は在家支配からみた制度であること。⁽³⁾ ②保は別名とともに在地領主の領域支配実現のテコとなった制度であること。⁽⁴⁾ ③保には開発・領有のありかたに領主主導型のもとと農民主導型の二形態があること。⁽⁵⁾ ④保は収取形態からみて通常の保と便補保の二形態があること。⁽⁶⁾

右の諸点は、確かに保がもつ個々の側面を的確に指摘しているといつてよい。しかし、問題は、①～④の指摘を通

「保」の形成とその特質

して保固有の性格が解明されたとは言えない点にある。①にいう在家支配は十二世紀以後の荘園や国衙領にも広くみられるし、②にいう領域支配のテコという点も公郷・荘園などでも言えないわけではないし、③領主的領有と農民的領有も公郷・荘園を通じて問題となりうるし、④便補の存在も保に限らない。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

ではなぜ保固有の特質が依然として解明されていないのだろうか。ここで私が従来 of 諸研究に対して抱く問題は、保を取り扱う方法が、

第一に、その制度的特徴・機能の抽出のみにかたよるか、逆に制度的諸機能をたな上げにして背後の経営・共同体・階級関係をいきなり把握しようと試みるか、の二方面に分かれたままになっているように思われること、

第二に、第一点とかかわるが、保の成立をそれが必要とし又可能とした歴史的諸条件との多角的な関連から捉えるという視角をほとんど欠落していること、

の二点である。

第一の点は、保そのものに即してそれを支える経済的実態と社会的に表現する法制的形態を統一的に把握することを、第二の点は、第一の点を外在する歴史的諸条件との関連の中で位置づけることを要求している。この二点が欠落しているならば、保の歴史的な従って固有な特質が明らかにならないのは、むしろ必然であろう。

もちろん従来 of 研究に右の二つの視角がまったくみられないわけではない。とくに②保は別名とともに在地領主の領域支配実現のテコとなった、という大山喬平氏の指摘には、右の第一の視角が提起されているといつてよい。しかし法制的形態と経済的実態との関連の具体的検討がないために、視角の提起を超えておらず、さらに第二の視角にいたっては、ほとんど言及されてないため、結局すでにのべたような問題を残したといわざるをえない。

では、右の二つの視角は、いかなる形で具体化しうるのだろうか。以下この点に触れてまえおきのしめくりとしたい。

まず第一の視角を具体化するには、保の形成過程を知りうる史料のなから、法制的形態と経済的実態との諸特徴を可能なかぎり抽出し、とくにその両側面を知りうるケースについては、できうるかぎりその関連を把み出すこと、が必要であろう。松岡・大山・竹内・坂本各氏の研究は個々の素材から法制的形態を抽出するのに成功し、河音氏の研究は経済的実態、とくに村落の農民的開発と領主的開発の特質を把握するのに成功しているが、いずれも各々の側面に限定されている。従って、本稿では、右の諸研究の行った史料分析を前提とせず、白紙に戻して再検討するところからはじめたい。

次に第二の点を具体化するためには、名・別名・一円領有型莊園⁽¹⁾など保と前後して形成される土地所有の諸形態と、それらが出現する在地の経済的諸関係およびそれを土台とした政治的諸行動との関連を、可能なかぎり史料的にうらづけてゆくことが必要となる。この点は従来ほとんど具体化されていないから、第一点とともに、網羅的に史料発掘することが前提となる。

以上のように視角を具体化するならば、これは、保の形成とその歴史的な位置を、在地という舞台を通して、内在的要因と外在的環境、経済的実態と法制的形態の関連から捉えようとすることに他ならない。冒頭において保を在地構造との関連から捉えたと述べたのは、以上の理由から出ている。

注

(1) 在地の保の五家保・京中保との差異および系譜的関連につ

いては三章注(34)参照。

(2) 松岡久人「百姓名の成立とその性格」(竹内理三編『日本

「保」の形成とその特質

封建制成立史の研究^①

大山喬平「国衙領における領主制の形成」〔『史林』四三—一〕

河音能平「院政期における保成立の二つの形態」(同著『中世封建制成立史論』)

竹内理三「保の成立」(森克巳博士還暦記念論文集『対外関係と社会経済』)

坂本賞三「郡郷制の改編と別名制の創設」(同著『日本王朝国家体制論』)

ほかに石塚栄「国衙領私領化に関連しての小稿—公田および保・別名のこと—」〔『法政史学』十九〕が、諸説を整理している。

(3) 松岡前掲論文で問題提起されている。

(4) 大山前掲論文で提起され、河音・坂本各前掲論文に継承された。

一章 保の形態

まず本章では、「はじめに」でのべた理由から保形成のプロセスが具体的に知られるケースを管見の限り十八例拾いあげて、実態の摘出を試みる。^①配列の順序は、さしあたり、次の区分に従う。

すなわち、①～④は通常の保ともいべきもので領有者が在地の者であるケース、⑤～⑬は同じく通常の保ではあるが、領有者が国司又は在京領主であるケース、⑭～⑮は便補保といわれるケース、以上である。各ブロックの中は

(5) 河音前掲論文の支柱となる視点。

(6) 竹内前掲論文を中心に他の諸研究でも言及されている。

(7) 戸田芳実「国衙領の名と在家について」(同著『日本領主制成立史の研究』・高田実「在家の歴史的 성격について」(『史潮』六六)など参照。

(8) 公郷については坂本前掲論文、荘園についてはとくに一円領有型荘園のばあいそれが問題となりうること本稿三章参照。

(9) この点が保・荘園・公郷という所領の性格に規定されるのではなく、中世村落全般にかかわる根本問題であることは、小山靖憲「初期中世村落の構造と役割」〔『講座日本史』2〕参照。

(10) 本稿二章注(11)所引大石直正論文。

(11) この語の規定については一章注(29)参照。

各々成立年次の古い、ないし古いと推定される順に排列した。

なお以上の区分の根拠と妥当性については、次章の分析から明らかにされよう。

① 播磨国赤穂郡久富保

先学が指摘されているように、久富保は、現在までのところ、ここでとりあげる保の初見と見られるものである。⁽²⁾ 同保については、松岡久人・竹内理三両氏の立入った考察があるが、ここでは本稿の視角から、補足と若干の指摘を試みたい。

延久三年（一〇七〇）当時播磨国大掾秦為辰は、先祖伝来と称して久富保の領有を主張していた。⁽¹⁾ 同保のこれ以前の状態を示す史料は残されていない。しかし、延久三年から数年の間に、開発と相論を廻って作成された数通の文書から、初期の保の構造的な特徴を把握することができる。

第一に注目される点は、同保は、内部に領有者の宅を内包するような性格の所領だったことである。この点は「久富保在畠桑并年亭等」がそのまま「件畠、爲先祖相傳領地屋敷地也」とよばれていたこと⁽⁶⁾ から知りうる。しかも、この「畠桑并年亭」―「屋敷地」は、為辰の「従者重藤」や跡をうけついで「秋次」らに「預作」「知作」させるというように、最も身近かな労働力（従者）でその経営が維持されていた、領主にとって経営の核ともいえるべき存在だった。数年後にこの周囲の荒地が開発されていったことをみるならば、この屋敷地が開発の拠点とされていたことは否定できない。⁽⁹⁾ この保の内部に開発の拠点としての宅が認められることは、まず注目してよい点であろう。

しかし、第二に注目すべき点は、当時同保が、この屋敷地だけから成り立っていたのでないことである。「久富保

「保」の形成とその特質

在・畠・桑・并・年・苧」「領・地・屋・敷・地」⁽¹⁰⁾という表現から考えれば、屋敷地は同保の一部分にすぎず、その他に領地といふべき部分があったと推定される。この当時ここにいう領地の内部構造がどのようなものであるかは、直接知ることができないけれども、数年後の承保二年（一〇七五）同保の開発を申請した文書には「久富保荒井溝」⁽¹¹⁾とか「久富保字庄荒井溝荒田（五十町余）」⁽¹²⁾などと記されており、保内に屋敷地の他に井溝や五十町に及ぶ荒田が含まれていたことを知りうるのである。しかもこの文書の作成された承保二年は延久三年からわずか四年目にすぎないのに、この文書では、井溝・荒田を新たに獲得したものととしては扱わず、久富保内の所与の条件として捉えている。延久三年当時、荒井溝・荒田を含むものが領地として保の部分を構成していたこと、まず異論のないところであろう。こうして、久富保はその初期の段階において、開発の拠点としての屋敷地を中心に、広大な荒田・未開地をとりこんだ存在だったと推定できるのである。

さて、第三の点は、同保と開発の関係である。既述のように延久三年に屋敷地と領地（荒田）⁽¹³⁾を含んでいた久富保は、四年後の承保二年、当時郡司職を得ていた為辰の手で、大がかりな開発の対象となる。この開発の性格については、すでに幾多の研究が論じているところなので⁽¹⁴⁾詳述を避けるが、小稿にとつて注意すべきことは以下の点である。すなわち、同保の開発の規模は、まず「田口より井口まで遠さ三十町許」の「井溝」を通すことによって、五十町余の荒田を開こうとするものであった。⁽¹⁵⁾しかもこの荒田は、単なる散在する坪々の集合ではなく、為辰みずからが、

歩危上壹所、拾捌町余、當作伍町貳段、字抽井

四至

東限字尾朝路 南限字童堂
西限字母祚多和 北限字大藏山

歩下壹所 参拾貳丁余、字多波田井畝

四至 東限字童堂
西限長尾

南限字法師崎鷹取山
(北限)字大藏多和氣(16)

(傍点引用者、以下同様)

と記載していたことから推定できるのだが、四至に限った二つの領域内に存在し、かつその二つは「字童堂」という場所と接してひとつづきの領域をなしていたのである。既述の三十町にも及ぶ井溝は、このまとまった領域内荒田を潤おすために企画されたものだった。つまり、久富保とは、開発予定地としての広大な荒田・未開地を含んだひとまとまりの領域体であり、その保の開発とは、この領域内を全体的に開作してゆくことに他ならなかったのである。

さて第四の問題点は、同保の領有者の性格である。史料上の初見であるこのケースで、保の領有者秦為辰が、播磨国大掾という在庁身分の者、従って在地に深く根をはりかつ国衙の枢要の地位を占める存在だったことは注目されてよい。しかも、彼が同保の開発に乗り出す前後の一時期、さらに赤穂郡司の職を獲得していたことを想起する必要がある。以上の事実、初期の保において、保を領有し開発をすすめてゆくうえで、保の領有者が、在地の実力者であるとともに、在庁・郡司などの所職に就いているあるいは獲得することが、積極的な意味を持っていたことを示していると考えられる。

こうして開発に着手された久富保は、承保二年の開発だけで満作化が実現したわけではなく、迂余曲折を経るのだが、⁽¹⁹⁾二十数年後の承德年中のころには、「開発之私領」として安定的に掌握されることとなる。

こうして為辰が築き上げた「開発之私領」は、承德二年(一〇九八)男子為包に譲与される。⁽²⁰⁾ここに至って我々は私領としての保の内容を今少し立入って考察することができる。すなわち、譲状には事書に譲与物件が「久富保公文

「保」の形成とその特質

職并重次名地主職等」と記されているのだが、それをうけた事実書の冒頭には「右件所帯名田畠桑原等」と扱われている。久富保と重次名の関係は不明な点が多いが、少くとも、重次名地主職の内容が、名田畠をこえて桑原まで及ぶとは考えがたい。⁽²¹⁾逆にいえば、久富保の内側には開発された田地の他にあきらかに桑原が含まれていたと云えるのである。この桑原の内容をこの譲状からさらに具体的に知ることはできない。しかし、のち保延二年（一一三六）同保が美福門院領とされるに際し、その内容は「久富保田畠在家」と記されていたから、⁽²²⁾この桑原には、延久三年当時の屋敷地を示すだけでなく、「畠在家」すなわち、保内に耕作する百姓の畠や住屋が含まれていたと判断してよいであろう。つまり開発された保において、領有者は、田地とともに、領域内の居住者を宅地（畠在家）に即して掌握していたことが知られるのである。この点はすでに松岡氏が若干の言及を試みておられるが、⁽²³⁾小稿にとって重要な論点になるので、立入って考証した。

最後に述べるべき点は、その後の久富保と荘園の関係である。さきにみた延久三年の相論や承保二年・承暦三年の開発申請の段階では、領有と開発の法的主体はあくまでも為辰であって、上級領主の存在はまず考えられない。しかし、承德二年（一一〇九八）の譲与にさいして為辰が領有していた同保に対する所職は、既にみたように「公文職」であつたから、同保は、この時点までに上級領主に寄進されたことまず確実である。では、いつだれに寄進されたのか。そこで注目されるのは、同保を美福門院領とする旨を述べた保延二年の文書に「件保元者、修理大夫藤原卿之家領也」⁽²⁵⁾と見える点である。藤原顕季は寛治八年（一一〇九四）二月二日播磨守となり承德二年（一一〇九七）当時もその職にあつた。⁽²⁶⁾とすれば、同保は、この期間に在庁の地位にいた為辰から国守顕季に寄進されたと考えるのが最も自然であろう。

国守の領するところとなつた同保は、その後「長実公太宰権帥藤原卿相繼領掌」するところとなり、さらに「其後女房二條殿」の手を経て、保延二年（一一三六）前後、鳥羽院の後美福門院の「御領」となるに至る。⁽²⁷⁾しかし、在京領主の領掌するところとはなつても、この間を通して同所領は依然久富保と呼ばれ、荘とは云われなかつた。

しかし、美福門院領となつてより、鳥羽院側は同保の荘園化をおしすすめ、保延三年（一一三七）には、院使・国使を發遣して「勝示を打定め」「四至内田畠在家栗林等」をあまねくとりこんで「矢野御庄」として所謂一円領有型の荘園に立券することとなる。⁽²⁸⁾同保を荘園に転化させた内在的要因が何であるかは、ここでは知りたい。しかし、保を前身として出現した荘園が、一円領有型のものであつた点に注目しておきたい。

② 伊賀国名張郡矢川・中村保

名張郡矢川・中村といえは、従来もつばら黒田庄出作公田の舞台としてとりあげられてきたが、保の側からスポットをあてた研究はみあたらない。以下この角度から多少立入って考証を加えよう。

矢川・中村の地の大部分が元來藤原清康からその子実遠へと伝えられた所謂私営田の一部をなすこと、しかし十一世紀初頭には「荒蕪戴荆棘之荒野、為猪鹿之立庭」といわれるほど荒蕪していたことなどは、諸研究の指摘されるところである。⁽³⁰⁾しかし、ここで保の成立の直接の前史として重要な意味をもつと思われるのは、十一世紀半に始まる別名化の動きである。

長久二々四年（一一〇四一々三）にかけて藤原実遠は矢川の一部常荒田を在京領主禪林寺座主深観に売却する。⁽³¹⁾買得した領主深観は、やがて永承三年（一一〇四八）常荒田の開発をかたとして、国衙から地子・臨時雜役を免除された

「保」の形成とその特質

「房名」すなわち別名として立券することを承認され、その開発に着手する⁽³²⁾。しかし、ここで第一に重要なことは、開発の対象として国衙から認められたのは、一定領域内全域ではなく、その中に散在する特定の常荒田にすぎないことである。

石母田正氏の研究以来、実達が領有していた四至記載の村々の所領は、すでに実達のころから囲い込みによって全面領有が主張され又公認されてもいたものの如く考えられがちであるが、⁽³³⁾ 実際は、各々四至の記された村々の中に散在する任意の荒廃田畠の特定量にすぎなかったし、この当時囲い込みが実行されていた形跡もみられない。⁽³⁴⁾ 矢川においても、実達の所領は四至内の「常荒田畠」「并肆拾町」にすぎなかったのである。⁽³⁵⁾ 従って禅林寺座主が買得できた所領の内容も、一円領域ではなく、かかる性格の散在常荒田の一部にすぎなかったといえるのだが、別名に立券して開発される段階になっても、その性格は何ら変らなかった。別名として開発をうながす文書にも「禅林寺座主大僧都御房所領箭川・常荒田」とみえるだけであるし、⁽³⁶⁾ ある程度開発がすすんで深観から醍醐寺僧都覚源に伝領された段階の文書にも「四至内開發田・可被免除官物并臨時雜役」と記されるだけで、⁽³⁷⁾ 四至内全域とは決してみなされていなかったからである。

しかし、保の成立の前史として重要な第二の点は、この一帯では、別名領有という形による開発は、その後拡大深化されないことである。既述の禅林寺座主から醍醐寺僧都にわたった別名は、矢川村は当時全体で六十町程度開発可能であったにも拘らず、⁽³⁸⁾ 田地十町の開発でとどまった。⁽³⁹⁾ またこれをのぞいた実達遺領矢川・中村所領田畠は、甥信良の手にうつったのちも何らの開発・別名化の動きもないまま、延久六年（一〇七四）在京領主薬師寺別当隆慶へと売却されることとなった。⁽⁴⁰⁾

しかし、第三に注目すべき点は、名・別名の領主の手による開発がゆきづまったからといって、矢川・中村の現地そのものが荒廃に帰したのではないことである。別当隆慶に売却された翌年には、国庁からその「所領田畠作人」が領主隆慶の所勘に従うべき旨の庁宣が出されていたし、さらに五年後の承暦四年（一〇八〇）には東大寺の方が、黒田庄田堵がこの矢川・中村に作出して田畠を耕作しているとして、それらに対する所当課役を課そうとしていたことが知られる。⁽⁴²⁾これらの事実から推せば、あきらかに、作人・田堵は矢川・中村の現地を耕営しつづけていた。しかも、隣接の黒田庄田堵までが新たにここに入りこみ開発に従事していたのである。

実遠領を旧来の形のままないしは別名という形式で領有を続けた領主たちは、この農民の開発を前にして、従来の領有方式とは異なる形の所領領有の方向を模索したものと考えられる。すでに信良とその妻三子の時代に彼らは矢川・中村に対して「代々傳領之間、寔件領所四至之内敢无他妨矣」という主張をうち出し、実遠領田畠支配や別名支配からは出てこない一円領有の論理を展開しはじめていた。また彼らから伝領した薬師寺別当隆慶の時代承保二年（一〇七五）には、領主は国領苧桑Ⅱ垣内六所を国衙から手に入れ、名田畠とはことなる宅地の支配を開始するに至った。⁽⁴⁴⁾しかし、信良・三子の主張は、現実の支配にも又国衙からの法的承認にも裏打ちされない単なる当事者の主張にとどまっていたし、隆慶の所有した垣内六所は国衙の承認を前提としたものではあつたけれど、領有する矢川・中村の所領全体の耕営者がそれに含まれていたとは考えられず、従つて矢川・中村の所領そのものと有機的に対応する一般的な領有方式でなく、個別的な試みに止まっていた。実遠以来の所領田畠や別名における田（畠）率支配という方式自体は、このような新しい動きにも拘らず、まだ変更されてはいないのである。

以上が矢川・中村における保成立の前史である。保は、隆慶から舍弟藤原保房へ伝領された矢川・中村の所領を国

「保」の形成とその特質

守が没収して、他人に宛行うことによつて成立する。その経緯を語る史料を掲げよう。

(i)……件處……件隆慶卒去之刻、依爲彼舍弟、所讓與於保房……當時國司猥背先例、偏令制止領主之進退、恣宛行他人、悉収公田畠所當之地利、一切不令知領主、……⁽⁴⁵⁾

(矢川中村)

(保房奏状云)

(矢川中村)

(ii)……於是當任國司初任以後、件庄恣成別保、不令知本主、謂其所爲全無理致、官物租稅之外何妨領主之進退哉、何況至于畠桑亭等者、宰吏專非勸納之色、然而清家朝臣任意推奪、狼藉爲宗、非蒙裁許、何止奸濫……^(e)

(國司陳述云)

又清家初任以後爲別保之田、是尤無實也、依爲公田、以宛官物調庸所申敷、又至于畠桑亭等者、清家成國判狀云、若公驗慥者、付坪付可令領掌之由、雖下知在地、追相尋之處、公驗不分明、仍慥可尋沙汰之由、觸示之處、券契不分明之間、無其沙汰、偏所令訴申敷、若不相尋國內之狼藉者、何謂分憂之宰吏者……⁽⁴⁶⁾

まず、(i)も(ii)も保房領矢川・中村を国司が没収したことを問題にしており、しかも(i)が永保二年(一〇八二)(ii)が翌永保三年の文書であるから、(i)の傍線(a)部分と(ii)の(b)部分は同一の行動を示すものと考えてよい。とすると、これによつて、当時の国司藤原清家は、初任以後のある時期に、同領全体に対して保房の進退を止め、それを別保となして、他人に宛行うという挙に出たことを知りうる。その時期は正確には知り得ないが、国司の任期から考えれば、永保年間前としてもこれほどは遡りえない。もつとも以上は保房側の主張であり、国守清家は(c)部分のごとき反論を加

えてはいるのだが、ここでの主張は、別保にしたのは清家初任以後ではないと読みとりうるから、別保の成立そのものは事実とみてよいだろう。清家の主張が正しいとすれば、同別保の成立は清家初任より多少前ということになる。

以上の経過を前提とすると、同保の成立にかんし以下の諸特徴を指摘できる。

第一に、さきに指摘した前史とからみあわせると、あきらかに田堵・作人のレベルでの開作の展開を前提にして、同保が出現している、ということである。

第二に重要な点は、田（畠）率とはことなる収取方式が加わったことである。(i)の(b)部分だけでは、田の他にも畠からの収取があつたことを知りうるだけだが、(ii)の(e)部分によれば、官物租税（田率）の他に、国司収取の対象でない畠桑等（桑）を収取するようになったというのである。国司収取外の畠桑等という以上、名に付随した田率収取に准ずる畠ではなからう。桑等という表現からみて、それは垣内を対象とした即ち居住地としての畠を対象とした収取であった、とみてよいのである。しかも、この収取方式は、(e)の表現からみて、承保二年当時のように、限られた垣内に對する個別的なものではないこと、明瞭である。あきらかに、別保とすることにより新しい収取方式が加わっているのである。

第三の問題は同保の領有者である。(i)の(a)部分によつて、国守が他人に宛行うという形で別保が成立したことを知りうる。宛行うという方式は、さしあたり、国守が保の領有者として「他人」なる者に「下級の職」を給与したとも、又、国守が「他人」に「領有を表現する職」を与えたとも解しうる。しかし、前者の解釈は、国司が領有した旨を積極的に示す表現がみられない点でやや無理を感じさせる。ここでは「他人」＝事実上の保の領有者とみた方が自然だ

「保」の形成とその特質

ろう。では、この「他人」とはどんな立場の者か。宛行うという表現は、上級から下級に給与されるときに限られるとすれば、ここで宛行の相手たる「他人」が在京領主であるとは考えにくい。⁽⁴⁷⁾従って彼はまず在地の者とみてよいのである。

以上が認められると第四に指摘されるのは、立保を認可する者の性格である。「他人」が保の領有者であることを認める以上、(a)の文脈から推して、宛行の主体すなわち国守清家が、保とすることを認め、保に対する領有者の権利を合法的な形で与えた者に他ならないのである。宛行の内容とは、ここではそのようなものであったと推定される。

以上が、同保成立に関連して注目される諸点である。さいごに保成立後の動向について考えておこう。

さきの引用史料からも推測されるように、この別保化に対して保房の側は強く抵抗し、度々政府に問題の解決をもちこんだ。この結果、同保は応徳元年（一〇八四）に至り、保房の主張を聞きいれた政府の力で、停廃され、ふたたび保房の所領に復された。⁽⁴⁸⁾その結果応徳三年（一〇八六）から寛治元年にかけて、国衙から従来どおり「所領田畠」への「地子」と「桑葦」⁽⁴⁹⁾「垣内」六所の免除を認められることとなる。従って保房側は、保化することで獲得された所領内垣内全般に対する収取権を継承しえたわけではない。とはいえ保を経験した現地に対して、いつまでも旧来の収取方式だけに安住していたわけでもなかった。

すなわち、隆慶・保房・その子息僧と領主が移る間を通して、彼らは隣接の黒田庄民の出作を経験していたにも拘らず、一度も領主東大寺と悶着をおこさなかったし、⁽⁵⁰⁾しばしば東大寺からその出作田堵に矢川・中村内での耕作に対する地子を彼ら領主の下に納めるようとの下文を下してもらいほどの援助を得ていた。⁽⁵¹⁾そして、以上の関係を前提として、やがて天永二年（一一一一）には同所領の「地利物之上分」が、保房子息僧から東大寺に「東大寺般若會色衆

饗免田」として寄進され、そののち長承二年（一一三三）⁽⁵²⁾には、全領有権が東大寺東南院に譲り渡されることとなり、⁽⁵³⁾やがて同所領は完全に黒田庄にくみこまれる結果になった。⁽⁵⁴⁾黒田庄はすでに天喜四年（一〇五六）以来不輸不入型荘園として認められてきていたから、⁽⁵⁵⁾当然このころには領域内全域に対し田畠とともに百姓居住地に対する支配をうちたてていたことは相違ない。従って、矢川・中村の所領は、黒田庄にくみ入れられることによって、公然と領域内居住者全体に対し居住地に則して收取するシステムをうちたてたのである。

こうして、矢川・中村においては、保はやがて停廃されるが、これによって旧来の田率支配に復されたままとはならず、かえって不輸不入型荘園への吸収という形をとって、保の收取方式をこえる收取方式を獲得する。保を前提とする荘園は、ここで不輸不入型荘園に結果したと見てよいであろう。

③ 伊賀国名張郡築瀬保

同保については、すでに竹内理三氏の研究があるが、本稿の視角から再検討を加えよう。

築瀬村もかつて藤原実遠が領有していた所領田畠のひとつであり、十一世紀初頭から半ばにかけてかなりの荒廃を呈していたこと隣接する矢川・中村と同様である。⁽⁵⁷⁾

しかし、ここでも保成立の前史として第一に注目されるのは、治暦年間にはじまる領主の開発である。すなわちすでに実遠から同村の所領を買得していた元興寺大僧都御房は、治暦二年（一〇六六）に至り、築瀬村四至内の「見作田拾柒町貳段余歩、殘无數荒野」を内容とする「田代荒野」の全面的開発にのり出す。⁽⁵⁸⁾この開発の性格は、実遠領である荒廃田畠を再開発するという枠をこえており、その点で矢川で永承年間に行われた別名開発より一段すすんでい

「保」の形成とその特質

るといわねばならない。しかし、当事者によっていかに四至全域が開発の対象として捉えられようとも、それによって四至内全域に対する領主の免除や支配権が公認されたわけではない。この開発に際し、領家元興寺が在地の作手・丈部為延に対して「官物者可辨濟國庫、於壹段別一斗御加地子者、可辨進領家者也」と述べていたこと⁽⁵⁹⁾から知りうるように、領主は、田率の官物を国衙へ弁済する義務と同じく田率（反別一斗）の加地子を領主として取得する権利以外には何の目新しい収取方式をも持ちあわせてはいなかった。これら田率の官物・加地子が開作田をこえて田代・无数荒野にまで及んだとはまず考えられなるとすれば、かかる収取の方式自体は別名のそれと何ら質的に異なるものではありえなかったのである。

従って築瀬の開発が永承三年の矢川の別名開発と異なる点は、当事者において開発当初から四至内全域が開発の場として強く捉えられていたという点のみである。しかし、矢川・中村とて、この築瀬村の開発が企図された治暦二年のころには、旧領主の側からさえ、「件領所四至之内、敢无他之妨矣」という一円領有の論理が主張されてきていたのである。築瀬の開発にさいして当事者からこのような主張がうまれるのは、矢川開発との時代のへだたりを考えれば、おこりうることであろう。従って、築瀬の治暦二年の開発も別名開発と収取方式の上で根本的に異なる新しいものを引き出してはいなかったといつてよい。

しかし、保成立の前史として注目される第二の点は、ここでも、以上の如き別名方式による開発は、円満に展開しない、ということである。治暦二年の開発にさいし元興寺は、在地の者から丈部為延をとりたてて彼に開発を請負わせ、開発を遂行すればそのかたとして作手の権利を「爲延之子孫相傳ニ領知」するべきものとして認めようという条件まで出した⁽⁶⁰⁾。にも拘らず、元興寺による築瀬村全域の開発と領有は実現されなかったし、はやくも翌治暦三年に

は、旧領主信良の手によって、同村の所領があらためて東大寺別当大僧都の手に貢進されることとなり、東大寺側は、以後これを「名」とはよばず「庄」として扱おうとするようになる。⁽⁶¹⁾ いかにも四至内全域の開発を意図しようとも、別名方式の収取と支配によって、開発を遂行し、安定した領有をうちたてることが、矢川・中村同様困難だったのである。

しかし、第三に注目される点は、ここでも隣接の矢川・中村同様、領主の開発は行きづまっても、農民レベルの開発が後退することはなかったとみられる点である。さきに矢川・中村においてすでに承暦四年（一〇八〇）ごろには、黒田庄の田堵が出作という形で開発に従うようになっていたことを指摘したが、同様のことは、築瀬でも検証される。すなわち、嘉保三年（一〇九六）ごろ、二十二町にも及ぶ負田を築瀬村に出作として有していた稲吉は、かかる出作が黒田庄民によって広く行われるに至った経緯を「御柚興件村、大河相隔住反不輒、仍件村構作田屋、因之御庄田堵等、出居彼畠候也」と述べていた。⁽⁶²⁾ かかる形の築瀬への進出と開発がいつはじまったかは、わからない。しかし、稲吉自ら別の個所で、自らの出作負名が前庄下司の負田得丸名の系譜を引くものたることをのべているから、嘉保三年をさかのぼる十数ないし数十年前からかかる動きがはじまっていたことは明白であろう。あきらかに、築瀬においても矢川・中村と同じころから、黒田庄民があえて出作するほどに、農民レベルの開発は活発になってきていたといえるのである。

築瀬における保の成立は、以上を前史として、矢川・中村よりややおくれて寛治手間（一〇八七～九四）にみられる。まずその経緯を語る史料を提示しよう。

「保」の形成とその特質

(イ)……其中築瀬村者、前司小槻祐俊宿禰任、寛治年中、始^(a)別保之後、偏号寺領之間、藤原孝清任、去長治三年下宣旨、被停廢畢、……⁽⁶⁴⁾

(ロ)……召問在京雜掌之處、申云……而彼庄預所僧覺仁、……重又巧新儀、擬掠領往古國領築瀬保、於件保者、祐俊朝臣之任寛治之比、始申請別符之後、^(b)偏依号寺領之由、^(c)孝清之任中長治三年、申下宣旨被停止以降、^(d)數代之間至當任、于今爲國保、敢無他妨之處、^(e)件覺仁蔑公初任吏、始致此濫行歟、加之構儲軍兵三百餘人、追出彼保司俊方、欲欲害其身之間、俊方并郡内百姓等皆以逃失畢……⁽⁶⁵⁾

まず同保が別保として寛治年中に成立したことは、(イ)の(a)からみて明瞭である。

第二に同保はどのような内部構造をもったものとして成立したかである。この点は充分には知りえないが、(a)部分に「築瀬村者……別保之後」と表現されている所から推せば、単なる散在田畠の集積ではなく、村とよばれるほど何らかの領域的まとまりをもったものとして把握されていたと考えられる。

第三の問題は領有者である。最初に別保の領有者として登場した者は、(イ)の(a)と同一内容を語っていること明瞭な(ロ)の(b)部分で、「申請」と出てくる行為の主体であること多言を要すまい。それなら申請の主体は誰か。このばあい(a)(b)ともに当時の国守として登場する小槻祐俊が多少問題となるが、「……任……申請」という表現のばあい、任の主格と申請の主体とは一般には別々であるが通例である。⁽⁶⁶⁾仮りに同一とすると国司が申請するのだから官に申請ということになるが、立保の申請を官に求めた例は他にひとつもみあたらない。従って、申請の主体は国司以外の何者かということになる。しからばそれはどんな性格の者なのか。

そこで注目すべきは(ロ)の(b)(c)(d)部分の文脈である。これによれば、この文書の作成された当時（応保二年、一一六

(二) この部分の文章の発言主体である同国の雜掌は保の性格を、寛治年中別保（別符）とされた時点から説きおこそうとしていたことを知りうる。ところで同保は、応保二年当時、国保（e部分）・国領鑒瀬保（f部分）と呼ばれる存在であり、俊方なる者が保司（g部分）となっていた。この保司は、（g）によれば東大寺側が同保を武力で潰そうとしたときの攻撃目標であり、他にそのような者はみあたらないから、事実上同保の領有者であったこと明瞭であろう。ところで、この保司となっていた俊方が当郡の郡司丈部（源）俊方であることは、あまりにも明白なことだから、当時国保といわれた同保の保司が領有の主体であり、それは郡司丈部俊方というこの郡に三代にわたって郡司を世襲し領主化の道を歩んでいた存在だったのである。⁽⁶⁸⁾ 応保二年さきの引用文書を作成した国衙側は、東大寺側の保の否定行為に対抗するためにこそ、郡司が領有者として保司となっている同保を国保と称し、その起源を寛治年中の立保の時点まで求めたのである。

このように見てくると、かかる保の基本骨格は、寛治に成立したときからそなわっていた可能性が大きいといえるだろう。俊方の祖父近国がそれにあたるかどうかは断言できないが、まずそのような在地の者が、保の成立当初から領有者であったとみることができよう。もし初期の領有者が在京領主であったなら、国衙側があれほど国保と称して東大寺に抵抗できたとは考えられない。

さて、第四に考うべき点は保の認可者である。第三点の分析により、(d)の(b)にみえる申請の主体は、在地の者と推定された。とすれば、この文脈で申請を受けたものは当時の国守即ち小槻祐俊とみるのが自然である。申請をうけた国守が何をしたかは、ここには出てこないけれど、特に国守が官に申し出る場合は(d)部分のようにその旨の記載があるから、逆にみれば、国守は申請に基いて専断でそれを認可したと考えてよい。つまり認可者は、国守だといえるの

「保」の形成とその特質

である。

しかし、このようにして成立した別保も永くは維持されなかった。即ち(甲)の(乙)にみえる如くある時期にそっくり東大寺領とされてしまったのである。すでに別保として成立する前、実達の系譜をひく領有権は東大寺にうつっていたこと前述のとおりであるから、ここで「偏号寺領」したとは、そっくり不輸不入型莊園黒田庄にとりこんだと解してよいであろう。あたかもこの行為を国衙側は(イ)の文書の別の部分で「募寺家威、押領字築瀬……公田三百餘町・公・民・一・百・餘・家、不・輸・祖・税、不・勤・調・徭」と非難したが、東大寺の築瀬村への支配がたんなる田率官物支配にとどまらず、住民を対象とする不輸の特権をふくんだものであったことは、先の推定を裏書きするといつてよい。いずれにせよ、保を前提として莊園化されたばあい、ここでも不輸不入型莊園になっている点注目される。

しかし、かかる寺領化は、(甲)の(丁)部分から知られるように、長治三年(一一〇六)停止され、以来応保二年に至るまで(乙)部分から明らかのように、ふたたび国保とされて領有がつづけられた。この段階の領有者や保司について、あるいは東大寺側との激烈な闘争については、さきに触れたのでくりかえさない。

しかし、ここでひとつ注目されるのは、(甲)の文書の別の部分に、俊方が保司のころの同保に対する収取のあり方が「段別三斗官物、并麥官物・出居公田百姓在家役等」と見える点である。初期の別保段階での収取構造は知りえないのだが、これによって、長治三年以後は少くとも、あきらかに田率官物の他に居住者を対象とする収取(在家役)が成立していたことを確認できるのである。

④ 備後国世羅郡斗張保

同保は、著名な大田庄の前身となつた所領である。まず保の内容を最もよく示した右の史料の分析からはじめる。

廳宣 留守所

可早令大田庄領戸張保事、

右件保者、大田御庄最中也者、可令庄領也、^(b)但於本古作田所當者、不知見不作田、任員數、每年於圓宗寺可令辨濟也、^(c)濟物免除之時者、可令辨國庫也、^(d)其外無數荒野之地、至于山河藪澤者、爲大田郷内早行向、國使堺四至可令彼庄領也、^(a)但件保者、自地主手、讓與平盛久之文書顯然也、早任讓狀旨、可令領掌之狀、所宜如件、留守所宜承知、依件行之、以宣、

仁安二年七月 日

大介藤原朝臣(花押)⁽⁶⁶⁾

同保の成立事情はほとんど不明といわざるを得ない。本来の保の性格について、右の文書をもとに次の三点を指摘することができる。

第一点は、(a)部分から知りうるように、同保は本来地主したがって在地の者が領有者であつたことである。地主の性格をこれ以上追及はできないが、彼は自ら領有者として保をおこしてより、ある段階になつて非在地系の者平盛久に譲与したのである。

第二の点は、保の構造上の特質である。そこで(b)(c)(d)の文脈の相互関連を考えると、(b)は(c)と(d)との部分それぞれ

「保」の形成とその特質

にかかると前提となつてゐることが知れる。とすると、(b)斗張保は本来、(c)にいう「本古作田」と(d)にいう「其外無數荒野之地、至于山河藪澤」という二つの異なる性格のものを併せもつものであることが事実上認められていた、といつてよいのである。従つて、この保は、あきらかに元來開かれた田地とともに未開の荒野・山川藪澤を含むひとつの領域的なまとまりとして捉えられていたと判断できるのである。

しかし第三に指摘すべき点は、同保が領域的なまとまりをもつとはいへ、不輪不入型荘園にひとしい一元排他的な領域体とは考えにくい点である。即ち、同保が大田庄にとりこまれる段階で、(d)にいう荒野はそっくり大田庄に属するものとされたのに対し、(c)にいう左作田からの所当は圓宗寺あるいは国衙に弁済すべく定められた。もし元來一元排他的な領域体となつていたら、そっくりそのまま大田庄にするのが自然であらう。このような分裂が生じたのは、元來保の段階で、保の田地と未開荒野とが、決して法的には同等のものとして保の領有者に与えられてなかつたことの結果であつたと推測される。

斗張保のうゑに設定された大田庄は、このゆゑにはじめの段階は決して完全な不輪不入型荘園ではなかつた。しかし、逆にこの状態が固定されることにはならなかつた。立荘の仁安二年(一一六七)より二十年を経た文治二年に至り、院から高野山根本大塔領に寄進されるに及んで、所當地利と勅院事以下の国役を全面的に免除する荘園として完成する。ここでは、保が土台となつた荘園化は、一円不輪型の荘園に帰結していることが知られよう。

⑤ 加賀国大野郡得蔵保、

同保についても、竹内理三氏の先駆的な考察があるが、それに導かれながら、多少立入つて考察を加えよう。

(f)醍醐寺庄廳宣一紙、所成獻上也、高羽・治田兩所、爲往古官省符之由、雖被仰遣、陵遲年尚、但代々聖朝御祈之由、誰人可致忽諸、仍所奉免大野郡得藏保也、^(a)件保雖荒地、賢圓可開發之由、去春依申請、令補保司候了、於今者、件保令奉免庄候也、委細含御使候了、恐々謹言、

寛治三年

十月二日

加賀守 在判

謹々上 醍醐座主御房

(g)廳宣 留守所

可早大野郡得藏保奉免醍醐寺庄事、

^(b)

四至 東限津屋寺西繩手、
西限濱

南限河
北限湊

右保、可奉免之狀如件、留守所宜承知、依宣行之、以宣、

寛治三年十月 日^(c)

守藤原朝臣

まず、保の成立過程は(f)の(a)部分から知られる。即ち従来荒地となっていた所を醍醐寺僧賢圓⁽³⁾という在京系領主が、寛治三年(一〇八九)の春開発して保とすべく国衙に申請した。申請を受けた国守は賢圓を保司に補任することによって立保を認めた、というのである。

こうして成立した保がどのような構造をとっていたかは、充分には知りたい。しかし、寛治三年十月同保を莊園

「保」の形成とその特質

に立券するに際し、国守は、立券の前提となる同保を(ロ)の(ハ)のごとく四至を限ったものとして認めていた。保の成立の当初からかかる領域性を公認されていたか否かは不明だが、少くも保としての領有がととのうに従い、単なる田地の集合でなく一定の領域体として領有することが、事実上認められていたことは明瞭なのである。

以上の検討によって、第一に同保は未開の荒野の開墾をめざして設定され、四至を限った領域体として領有されるに至ったこと、第二に、領有者として登場したのは純然たる在地の者でなく醍醐寺僧賢圓という在京系の領主であること、第三にかかる領有者は、国衙から保司という職に補任されていたこと、第四に、従って保とその領有者を認可するのは国守であったこと、があきらかになった。

しかし、こうして成立した保も、寛治三年十月には醍醐寺の荘として立券されることになった。(イ)(ロ)二通の文書は全体としてはこの立券にかかわる文書であり、(イ)の(ロ)部分からみて、往古の官省符荘に替わるものとして設定されたものであり、(ロ)の(ハ)から明瞭なように、保がもっていた領域性を前提として四至を限った荘園として立券されたのである。こうして成立した荘園のタイプを確定することはできないが、後年同荘には白山修造料や伊勢役夫工作料など「権門勢家」の荘であろうと「一同」に「徴下」される課役が免除されていたことなどからみて、一円領有型の荘園となったことはたしかである。

⑥ 丹波国多紀郡米光保

同保は著名な丹波国大山庄の場所に建てられた保である。

丹波国大山庄は、古く承和十二年(八四五)に立庄されていたが、十一世紀初頭以来その停立をめぐって国衙と東

寺の間で激しい相論がくりかえされており、十一世紀後半には国司交替ごとにほとんどが収公され、公領とみなされるありさまであった。⁽⁷⁵⁾ 同保は、以上を前史として成立する。

……刑部卿御任、造東寺御塔之次、上座永俊觸縁、^(a) 申一色別符、^(b) 於所當官物者、徵納寺家、御塔作事之間、爲御祈禱毎日佛供、以件米所申請也、^(c) 加之至所當雜事者、被止御塔料諸郡之所役、偏以保住人等、所令勤仕也、^(d) 御塔造畢之後、^(源季房) 加賀守任被停止、如本被加郷分了、^(e) 而得替之後、^(高階為章) 以彼時文書等、當任附縁、申請一色保、被免除雜事之許也……⁽⁷⁶⁾

右の引用史料(a)によって、同保は源頭仲の任期中（応徳年中、一〇八四～八七）、東寺上座が国司に申請して一色別符として成立したものである。ここで一色別符が保を意味することは(c)部分に同別符の雜事が「保・住・人」によって勤められたと述べていることで明らかである。なお、関連の他の文書によれば、保の対象として申請したのは「村内荒田」であったことがしられるから、領域体そのものとして立保されたとは云えないだろうが、これらの荒田の開発を⁽⁷⁷⁾かたとして立保したことは確実である。

しかし、収取方式の問題として注目されるのは、(b)部分から官物が田率に収取されて東寺塔作事用佛供米として運用されたことが知られるとともに、(c)によって雜事が「保・住・人」を対象として賦課されたことが知られることである。あきらかに名・別名方式ではみられない新しい収取方式が、この保でも実現しているのである。

こうして成立した保も(d)に指摘されているように、東寺塔造立がおわり、国守が源季房に改替されるにともなって

「保」の形成とその特質

停止され公郷の一部として編入されることとなった。しかし、次の国守高階為章が就任すると、(c)に云われる如く、東寺側はふたたびこれを一色保にもどすことを申請し、国守の認可のもとに、こんどは前の段階と逆に、官物を国庫に、雑事を免除される保としてよみがえらせた。

しかし、保の領有者としての地位を打ち立てた東寺は、いつまでも保のままで安住していたわけではない。康和年間に至るときに大山庄の復旧にのり出すのだが、ついに同四年には(一一〇二)同庄を官物不輸・検田使入部禁止の条件をそなえた不輸不入型荘園として立券することに成功した。⁽⁷⁸⁾

かかる荘園の成立は、大局的にみれば、一色保たる米光保の消滅を意味したが、荘園の完成とともに自動的に消滅したわけではなく、その消滅過程の複雑さのうちに、かえって保本来の特徴を端的に捉えることができる。

すなわち、如前の立荘にさいして、国衙が米光保に対してとった行為は、同保を全面否定することではなく、作田四町に限りて国衙に官物を納むべき別名として申請させることであつた。⁽⁷⁹⁾つまり、同保は作田四町だけが切りはなされて荘から除外され、新たに「別名」として編成しなおされたのである。しかし、もちろん、かかる分裂が固定できるはずはなく、不輸不入型荘園として確立した翌年には、国司は同別名から官物を收取することさえあきらめ、国使が「号米光保去作官物、責徴寄人等」るのを禁止させしなけりばならなくなるに至り、⁽⁸⁰⁾同保は完全に消滅して大山庄に吸収されることとなる。

さきに備後国斗張保であらわれたと同様な現象がここにもみられる。即ち、保が荘に転化するとき、田四町だけが切斷して荘から除外されたことは、そもそも保の段階で、田以外が保に属するものとして認められなかったとはいえないけれど、田地とは法的には区別された存在だったと推定されるからである。さきにみたように、保の領有者は国

衙から、田率官物あるいは住人別雑役の收取又は免除が定められていたのだから、田地・住人以外の領域内に対して、実力による支配はあったとしても、国との間に同等な法的関係が成立していたとはいえない。それゆえに、不輸不入型荘園が認められると、特定の保田以外はむしろ自由に荘内にとりこめるが、かえって保田に対しては、国衙が主張できた收取の特権を認めねばならず、しばしの間ではあるが、別名方式による田地に対する国衙の官物收取が実現されたといえるのである。あきらかに保の支配は、領域性をもっていたとしても、法的に一元排他支配が保証されたものではなかった。

以上の分析により、同保においても第一に荒田の開発をめざして立保されたこと、第二に收取方式からみて田率支配だけでなく住人別支配が新たに付加わっていること、第三に保に領域性は事実上あるとしても、法的には田地支配・住人支配の如くに定められてはおらず、従って一元排他支配といえないこと、第四に、保の領有者は当初から東寺上座という在京領主であること、第五に同保の認可者はその時々々の国守であること、さいごに保から成立する荘は複雑なプロセスを辿っても結局不輸不入型荘園に帰結すること、の各々があきらかとなった。

⑦ 伊賀国阿拝郡丸柱保

同保については、前史から成立の過程までを、十二世紀初頭に東大寺と伊賀国衙の間であらそわれた相論の文書を手がかりにして知ることができる。

(1)……^(a) (東大寺僧) 覺仁申云、件丸柱村へ玉瀧杣中心也、件杣へ勅施入之杣也、其内開發田豈非寺領哉……次ニ開發之後、^(b) 朱雀^(c)

「保」の形成とその特質

治部卿大納言得住人放券、出家家手、爲領主知行彼保、令勤仕寺役給……天永之比彼保田作人等、俄背寺家ヲ、寄進春日御社、……如此度々經沙汰テ、落居寺領畢、……

(d) ……利宗申云、件丸柱保田へ更非勅施入、覺仁申状毎事無道也、件保田如傳承へ、天仁年中之比、覺仁本師始申

立別府テ令開発云々、然間永久国司家俊之任ニ切宛雜事、致荷責之日、被保住人等被免國役テ一色ニ五斗官物可

辨濟之由、所進請文也、家俊廳宣并住人等請文正文進覽之……

まず東大寺側 (i) と伊賀国衙側 (d) の主張にはかなりのくいちがある。即ち東大寺側は、元来丸柱村は寺領玉瀧内場所であり (a)、住人の手による開発のあったあと (b)、朱雀治部卿大納言なる在京領主が住人からその所領を得てこれを保として知行したけれど (c)、領主の手によって寺役は勤仕されていた (d)、しかし、天永年間 (一一〇〜三) 同保田の作人たちが、完全に寺領化していない弱さについて東大寺に背き所領を春日社に寄進した (e) のをきっかけとして、寺側は訴訟をおこし、逆に完全な寺領とすることに成功した (f)、と主張した。

これに対し国衙側は、同保は元来勅施入の地なのではなく、天仁年間 (一一〇八〜一〇) に覺仁の師が始めて国衙に申立てて別符の保となし開発をはじめた (g) もののだが、たまたま永久年間 (一一一三〜一八) 国司家俊の時代雜役がこの保に賦課されたので (h)、寺側は保住人を対象とする国役を免除し、五斗の官物一色だけを弁済する地とすべく申請し、国司から認可された (i)、と主張した。

しかし、以上の如き主張の対立にも拘らずここに保が立てられたことは事実であり、保のでき方にかんしての理解はほぼ同質である点が注目される。まず第一にいずれの立場も、かなりの未開地の存在を前提とし、立保にもなつ

て村全体が対象となるような開発をすすめたことを認めており、第二にこうして立てられた保における支配方式は、いずれもたんなる田地支配にとどまらず、保田作人への支配(イ)ないし保住人別の国役免(ロ)という形による住人別支配の方式が加っており、第三に同保の領有者は前者朱雀治部卿といい後者東大寺僧といいいずれも在京系領主であり、第四に認可者も後者ではあきらかに国守であり、前者は不明であるが国守と推定した方が自然なのである。いまいずれの主張が真実に近いかは俄に決しにくい、いずれにしても、保成立過程の特徴は以上共通の四点に集約されることが重要である。

しかし、同保は、いずれの系譜をとるにせよ、このうち實力によって、天喜四年(一〇五六)以来不輸入型荘園となっていた東大寺領玉瀧^(ロ)に併合され、冒頭の文書にみえる相論がおこなわれた久安五年(一一四九)には、事実上その一部になりきっていた。⁽⁸³⁾保が荘園化するとき、ここでも不輸入型の荘園となることが注目される。

⑧ 能登国羽咋郡菅原保

同保については左に掲げる文書が唯一その成立過程をのべている。

寄進 所領壹處事

在能登国羽咋郡内菅原保^(e)

^(c) 田數伍拾町 見作貳拾丁
荒野參拾丁

「保」の形成とその特質

………住人弘行依難辨濟、年々未進、以往古之私領、永寄基頼畢、爰見此保号、殊以得其便、誠可謂神之納受、然者相副住人寄文本券文等、付式部大輔菅原在良朝臣、永寄進畢、………^(a)^(b)^(d)^(f)

元永元年十月日

正五位下行能登守藤原朝臣基頼敬白、⁽⁸⁴⁾

まず同保の前史からみると、(a)からあきらかなように、この地は元來弘行という住人の往古以来の私領であつた。この段階における私領の構造がどのようなであつたかは詳かにないが、しかし弘行は、年々国衙への官物弁済に未進を重ねたため、その代償として、(b)にみえるごとく、この私領を元永元年(一一一八)に近いころ国守基頼に寄進した。寄進をうけた基頼は、同じく元永元年近くこの所領を、二十町の見作田の他に三十町の荒野未開地を加えたものとして(c)、立保して(d)、菅原保と称するようになったのである(e)。このばあい政府に立保の認可を求めた形跡はないから、国守自らが保の領有者であるとともに認可の主体でもあつたと認められる。

こうして保を獲得した基頼は、右の文書の中略部分から知りうるように、かねてより国守補任の報恩として所領寄進をねがっていたため、この保を(f)からうかがえるように、氏人菅原在良の手に託して北野天満天神に寄進した。この結果同保はやがて菅原荘とよばれる荘園に転化するのである。⁽⁸⁵⁾

以上の考察の結果から、次の諸点を指摘することができる。まず第一に、住人の私領を基礎として建てられた同保は、過半の未開荒野を含むものとして捉えられているところからみて、立保とともにその開発が課題とされたことは確実とみられることである。ただし、ここではこれらが領域的にまとまっていたか、又住人別の支配が遂行されたか否かは確認しえない。

第二に注目される点は、保の領有者は非在地系の国守であることである。ただし、この場合、在地住人の寄進を基礎として立保していることは注意されてよい。

第三の点は、ここでも認可者は国守とみられることである。国守みずからが領有者であっても、政府が認可者として登場してないことは注目すべきであろう。

なお、同保ものち荘園化されているが、そのタイプは判明しない。

⑨ 播磨国揖西郡小犬丸保

同保については、黒田俊雄氏をはじめ、中世村落の研究対象として取り上げられたものはかなりあるが、保の問題としては本格的に分析されていない。まず史料の提示からはじめよう。

左辨官下播磨國

應且任舊跡糺定四至堺、且免除雜徭、穀倉院領當國小犬丸保事、^(j)^(k)

在管揖西郡布施郷内

四至 東限六條十三坊卅五坪東畔、南限六條十二坊九坪南畔
西限落道山峯 北限大野山峯

右、得彼院去年十二月廿四日解状僞、彼保解云、謹考舊貫、當保建立之後、漸雖及二百歲、四至内田畠荒野山林^(l)
等、敢無有濫妨、而去應保年中、故出羽守師元朝臣補長官之後、平大納言頼盛卿相語國司、以布施郷被申立庄号^(m)

「保」の形成とその特質

之日、小犬丸保者、作田之他、稱不可有山林畠地、不殘段歩、混被押領之刻、長官注數代領知之子細、先雖被觸訴彼家、敢不承引、彌耀權威、理不盡被割取畢……〔(中略)〕頭親能補長官之時、百姓等訴申云、當保建立以降、四至内山野畠地在家、皆領知來也、而被立布施庄之日、悉〔(i)〕被掠領也、所行之旨、未曾有之狼藉也、當他〔(i)〕未聞如此之例、凡被點畠地者、土民居住何處、勤仕課役、被押領池者、以何水令養作田、點定在家、被妨往人者、以誰人耕作保田、可令濟所當官物乎、當保者旱損〔(b)〕之境、追年之訴更無絕時、其中當保一滴之水尚以難得、因茲往古土民等、廻計略盡功力、更構築池、溉入作田、備進年貢、是公平之其一也、豈又非國益乎、……就中布施郷之内、有保有庄、當保者北也、彼庄者南也、本自其境爲各別、何構取保号以前荒涼、反古巧今案、越其四至、猥可掠取保領乎、……保之所申、旁有謂、望請天裁、任舊跡、且被裁定四至境、且准官省符地、永被停止勅事院事造内裏造御願寺宇佐勒使驛家雜事乳牛役惣大小國役者……奉〔(n)〕勅、依請者……〔(87)〕。

まず同保の成立時期は、(a)にみえる如く、保側によつて、成立から當時（建久八年、一一九七）までに二百年を経ていると主張されているのに従えば、十世紀末ということにならう。しかし、右の文書の全体の性格から推せば、この主張は、保の停廢に対抗する必要から、保をなるべく往古からの存在としたい心理に支えられて生じていること明瞭だから、そのまま史実とみなすわけにはゆかない。相論の相手布施庄の成立が応保年中（一一六一〜三）である（b）ことからみて、それ以前であることは疑いないが、十世紀末まで遡らせる積極的な根拠はみい出せない。保一般の成立情況から考えて十一世紀後半〜十二世紀前半とみるのが妥当だろう。

次に注目されるのは、保と開発の關係である。まず(c)の発言からみて、いかに誇張を考慮しても立保以前のこの地

は後と比較にならぬ程未開の荒涼たる地であったこと疑いない。それが保となつてからは、(d)にみられるほど、土民の手による灌漑開発が進捗したのである。ここでも保が開発を意図して建てられ、事実実行されたことほとんど確実であろう。

しかし、第三に重要なことは、この開発がたんなる散在田畠の開発でなかったことである。(d)から明確なように、この開発は土民の協同作業によつて、保内全体の用水を完備する池の構築・水路の整備などを内容とするものだったのである。したがつて、保とはあきらかに当事者にとつては、(e)(f)にみられるごとく四至内全総体としてうけとめられていたのである。

しかし、第四に指摘すべき点は、右の主張はあくまでも保百姓と領主の主張であつて、保が固有にもつ法的権限から発したものではなかつた点である。平頼盛が、布施庄を立てて横領したときは、(g)にみられるように、国司との談合のうえで、保が作田の他山林畠地を領有する根拠はないとみなしていたのである。頼盛側にしてみれば、保としての最低条件は作田の確保でみとめたつもりなのである。しかも、これに反論した保側ですら(e)・(f)でみられるごとく、現実に四至内田畠荒野山林を全体として領有してきたという事実の論理に拠つてしか答えられず、その背後に何ら保に与えられた法的権限から発する論理は貫かれていなかった。保は決して法的には一円排他的な領域体として定立されていたわけではないのである。

さて第五の点は収取方式上の問題である。まず(h)部分によつて田率の官物を弁済していたことはあきらかだが、さらに(i)と(j)によつて、土民の居住地に即した課役(雑事)が国衙から免除され、領主に与えられたことが判明する。あきらかにここでも、住人別の雑役という新しい収取方式が付加されているのである。

「保」の形成とその特質

第六に注目される点は、領有者である。(k)によって、それが官衙のひとつ穀倉院という在京領主であること明瞭である。ただしここでは穀倉院がどのようなプロセスをへて保の領有者になったかは不明である。⁽⁸⁸⁾

さてこのようにして成立した同保は、いかに一円排他領有が法的に定立されていなかったといっても、保内の土民の手によってそれへむけての不断の努力があり、それを遮ろうとした隣接の庄の侵略にもねばり強く訴訟による抵抗をつづけたこと、すでに行論でふれた如くである。そして、ついに建久七年(一一九六)に至り、穀倉院は解文を出し(1)、布施庄の横領を否定したうえに、四至内一円領有と官省符莊に准じて万雑国役の停止を要求し(11)、翌年それは全面的に承認される結果となった(n)。このうち同保が完全な不輸不入型莊園に転化したか否かはわからない。しかし、以上のプロセスから、あきらかに保側の内在的要求からそれへの動きがひきおこされていたことは確認されるであらう。

⑩ 近江国愛智郡日吉保

同保の成立事情を知りうるのは左の史料である。

愛智郡鳩供御人等解 申請 公文所裁事

請被殊蒙 恩裁、任道理解狀之理、令進國在廳勘狀、永停止爲日吉社司并新宮神民等、背先日御廳宣成阿黨、

重差宛今年三月祭使依智秦恒安謹責、不知爲方愁狀^(a)

右、謹檢案内、件日吉保、本春宮亮御任、始所申請之開発、平流一郷新開十五町也、^(b)其後每國司遷替之刻、漸々請加、今既二百餘町、神民二百餘人也、然則以件保神民、可令勤仕彼祭也……⁽⁸⁹⁾

まず第一の問題は同保の成立時期である。右の文書(a)の部分によると、同文書成立当時春宮亮の任にあった者がかつて近江国守の時に、同保が成立したことが知られる。文書成立の時点は長治三年(一一〇六)前後と推定される⁽⁹⁾ので、春宮亮は藤原爲房である。彼が近江守だった時期が確定できないので正確な立保時点は不明だが、十一世紀末ごろであることはまちがいない⁽⁹⁾。

第二に注目されるのは保と開発の関係である。すなわち(a)によって立保当時開かれたのはわずか十五町に留まっていたのに、(b)から知られるように、その後長治三年までのわずか数十年の間に順次開発され二百町にまで達したのである。保化されることによってかかる大開発が成功したことは否定しがたいであろう。

第三に問題となるのは保の構造上の特質だが、残念ながら右の田地を含んで領域的なまとまりを有していたか否かは不明である。

しかし、第四に収取上の特徴に注目すれば、同保がたんに右の田地別の官物収取のみから成っていたわけではない。(c)から判明するように、保内には保神民なる住人がおり、この住人別に日吉社に対して祭用の雑事を勤仕することとなっていたのである。

第五の点は、領有者である。同保の領有者は、(e)の祭の勤仕を保神民に対して命じた者であるはずである。ところがこの祭とは事書(d)部分の祭使の祭に等しい。とすれば事書の文脈からしてこの祭の執行主体は(e)にみえる日吉社及びその新宮であること明瞭である。従って日吉保の領有者は在京領主系の日吉社及び新宮であること明瞭である。右文書(a)(b)部分は保の成立過程をのべているにも拘らず、領有者に変動のあった旨の記し方をしていないから、成立当初から日吉社であったことも確実であろう。

「保」の形成とその特質

最後の点は、同保の認可者である。(a)(b)各部分で「申請」・「請加」を受けた例が認可者であるわけだが、とくに(b)で国守の交替ごとに日吉社側は「請加」の行動に出たというのだから、その相手が国守であることはまづまちがいない。ここでも認可者が国守であること確認できるのである。
なお同保のその後の動向は詳に知りえない。

⑪ 伊予国伊予郡山崎保

同保については唯一左の文書から成立とその後のプロセスを知ることができる。

立券

言上稻荷社般若會供米料山崎庄事、

在伊與國管伊與郡吾川郷内

(g) 四至 限東仁禮河 限南砥山口
限西甲河 限北海興伍町

右、去年八月廿日 宣旨状偽、得彼國司去七月廿九日陳状□、『□二日宣旨偽、』彼社司散位秦宿禰忠賢去五月廿七日解状□、□檢案内、伊與宰吏爲院御祈、稱般若會、於稻荷社御□□仁王會毎年三月廿二日囑請八口僧侶、三箇日所被勤修也、於□□米者、以當國內字山崎保保田卅五丁余之地利、所奉^カ充^カ也、國司懇切之興趣、見廳宣^(c)状、爰謂國宰之年限、或四^カ箇^カ年^カ或八箇年、謂般若會永代之御祈禱也、因茲彼保被□□□万代之間、欲奉祈天長地久之由、若爲後司被成妨者、□□□神事、定爲闕如之基、何況此會爲國宰發起之□禱、……下遣官使、欲

被打^カ勝^カ示^カ者^カ、大納言藤原朝臣伊通宣、奉 勅、宜令國司言上子細者、……件保者、去久安四年十月爲一院御祈、……所奉^カ充^カ也^カ、^(e)堺四至打勝示、於彼庄号者、可依勅定者、……奉 勅、^(f)依^カ請^カ者^カ、國宜承知、依宣行之

^(d) 仁平三年正月廿八日

公文預大江在□
國使惣判官代散位⁽⁹³⁾

まず第一に同保の成立時期である。正確にはいえないが、(a)および(b)部分の記載から判断して、久安四年(一一四八)以前に同保が成立していたことは確実である。ただし、どのようなプロセスを経て、どのような構造のものとして成立していたかは一切わからない。

第二の問題は、同保の領有者である。(a)の部分によると同保を同国稻荷社に奉充した主体は伊予宰史―国守である。彼のこの行為が私的なものであったことは、(c)において後任国守によって転倒される危険があるとのべられている点からいっても明瞭である。従って、奉充しうる前提として国守は同保の領有者であったはずなのである。

しからば第三に同保の成立を認可した者は誰か。右の文書面には直接あらわれてはいない。しかし、同保が荘化される段階には、あきらかに国衙から官への申請が行われていること文書から知りうるのに、その過程で同保の立保と官の關係が一切問題にされていない。もし、官が認可したものであれば、立荘にさいし、当然それが認可の条件になるはずである。従って、同保も認可者は官ではなく国守であったといえるのである。つまり同保は能登国菅原保のごとく国守が認可者であると同時にその私領でもあるような保だったのである。

「保」の形成とその特質

さて、かかる同保は、こののち、(a)(b)にみえるごとく久安四年に至って国内稲荷社に寄進して荘園とすべく国守と稲荷社司の間で企図され、五年の歳月をへたのち、仁平三年（一一五三）に至って、四至を限った荘にせんとする国守の要求(e)を認めて、立荘されることとなった(f)。同庄がいかなるタイプの荘園となったかは不明だが、少くとも立荘に際して合法的に明確な四至(g)が定められたことは、一円領有型になったことを示している。

⑫ 越後国頸城郡高田保

同保の歴史について詳しいことはわからない。しかし、注目すべきことに、高田保がやがて成立する場所は、古く十一世紀半ばのころから、東大寺によってさかんに再開発の努力が重ねられた石井庄が含まれたところであった。この石井庄は土井庄とともに十二世紀に入って高田保がすでに成立した後の永治二年（一一四二）ごろにも、

……(石井・土井両庄)
件御庄往古散在坪々………件本免田者、高田保内散在坪々田拾五町也………⁽⁹⁵⁾

とみえることから判明するように、高田保内にわずか十五町の散在する坪々を本免田として持っていたにすぎず、十一世紀半来の開発によって不輸入型荘園にまで発展していたわけではなかった。

さて高田保の成立や構造については、左の史料からある程度復元することができる。

散位中原朝臣兼俊解 申進 申文事

請被殊蒙 鴻恩、裁許越後國所知子細狀、

言上二箇條

一爲別結解欲運上所當於京都事

(a) 右、禪定殿下御時所給所知二箇所、高田保・光永名田也、而於光永名田者、當初爲別名、此一兩代之間、皆

悉失□無段歩、不及其沙汰、以高田保許浴御恩之處、件保見田僅五町許也者、計保司得分、國定八石餘也、御目代康俊顯然也、然者民哀憐、雖致能治計、依少分公事、入來使繁多苛責者、民不安堵企逃亡……

(c) 一以荒野十町欲募給田事

右給田者、以見作雖申請、於古作本田者、公役所□、荒野者國中數千町也、於申請何不蒙哀憐哉、恣雖申請、難耕作歟、雖然、且相語比所他郷者、且保内民爲令安堵也……

(b) ……我公 御薨逝之後、如向闇夜、何不蒙裁許哉、仍勒□、謹解、

長寛二年十月廿七日

散位中原朝臣兼俊

まず第一に同保の成立時期であるが、(a)から知りうるように、撰関某の治世に同文書の作成者で当国の者である中原兼俊が、某から給与されたことがわかる。この撰関某は(b)で長寛二年(一一六四)当時物故者として扱われているから、応保二年(一一六二)に没した忠実か、長寛二年没の子忠通かのいずれかである。従っていずれにしても同保は忠実が関白となった長治二年(一一〇五)以降でかつ同保の存在の知れる永治二年(一一四二)以前に給与されたこと明白である。ただし立保がこの時点と重なるか、それ以前にさかのぼるかは確定しがたい。

「保」の形成とその特質

しかし、第二の問題であるが、兼俊はこの給与によって保の領有者になったわけではない。(c)の如く彼は撰関に対して給田を要求する立場にあったのだから、領有者は撰関某という在京領主であったといわねばならない。兼俊はこの領有者に対して在地の代官的存在にすぎなかったのである。⁽⁹⁷⁾

第三に同保においてとくに注目されるのだが、別名と保の関係が知られることである。(d)の記述に注目していただきたい。ここで別名光永と高田保の場所が重なったかどうか、又いずれが先に出現したかなどは必しも重要ではない。問題となるのは、別名の方は十二世紀半に入るに従って兼俊として段歩も所知でなくなっていたというのに、保は、(e)でいかに現作田がわずかだといわれても、決して放棄されておらず、長寛二年の段階においても(c)のごとく新たに十町の開発が課題として提起しえたのである。この点は、さきに伊賀国矢川・中村および築瀬を考察したときみられた別名開発のゆきづまり↓保の出現という事実との関連を想起するとき、甚だ重要となってくる。

第四に注目されるのは、保と開発の関係である。すなわち同保は長寛二年の段階においても、見作田五町(e)の他に(c)にみられる如き荒野をかなり蔵しており、それを保という制度の下で開発しつづけていた、ということである。同保も事実上数多の荒野を含むものとして成立し、それとともに逐年開発がすすめられてきたのであろうこと、想像にかたくない。

右と関連して同保でもその領域についてかなり立入って考察することができる。まず第五に同保が領域的にまとまりのあるものとして公認されていたことは、冒頭に引いた同国留守所牒に「高田保内散在坪々」という表現がある点から逆推することができる。

しかも、第六に、同保に対する支配も、田地に則してだけではなく住人別にも行われていたであろうことも、(f)の

ごとき「保内民」という言葉から推定できる。

しかし第七点として注目すべきことは、だからといってこの領域的まともりは、決して一元排他的な領域ではなかったことである。冒頭の史料から推定できるように、あきらかに高田保内には、石井・土井両庄の本免田が散在していたのであり、一元排他領でないことを何よりも雄弁に語っている。もともと、この史料は、高田保内のこの散在の庄田を、同国内豊田庄にうつすことを定めた文書なのだが、何もそれは同庄田が高田保内にあったからではない。これを実行した国衙側がみずからのべているように、理由は「件兩庄者、稱府邊之要地」即ち、かかる庄田が国府付近の国衙にとって重要な場所に設定されているのは邪魔だと判断されたからに他ならないのである。つまり、保であること自体のなかに、何ら一元排他所領たるの法理は認められていなかったのである。

なお、最後に指摘しておきたい点は、右のことから導けるように、保は、国衙にとって荘園とはことなる意味をもっていたことである。即ち、右において荘園は国衙にとって邪魔ものとして遠隔地にうつされたのに、高田保は、「府辺之要地」にそのままおかれていたからである。保は摂関某のごとく在京領主の領するものとなっても、本来の保である以上、荘園とことなり、国衙の基盤として重要な国衙領的役割を負っていたといえるのである。

⑬ 備前国御野郡野田保

左辨官下 備前國

應返上東大寺領當國散在燈油田貳佰陸拾町、^(b)一圓野田保一處爲不輸地、停止國使入勘并勅事院事大小國役大佛殿御油田事、

「保」の形成とその特質

……爰件於燈油田者……依無一圓之地、令散在諸鄉之間、向後若不信之宰吏奸濫之目代等出来者、被致濫妨、御油定及闕乏歟、故返上件諸鄉散在燈油田二百六十丁、可令一圓便宜所之由……野田保者、自古募別納保、非指公役之丁、見作田讒百卅餘丁也……望請天裁、因准傍例、以所立替野田保、永爲當寺御油不輸之地、早可停止國使入勘勅事院事大小國役……奉勅、依請者、國宜承知、依宣行之、

建久七年十一月三日

右少辨平朝臣在判

右大史三善朝臣在判

右の文書についてははじめに同保の前史からみると、(a)部分の記載からみて、十二世紀をかなりさかのぼるところから別納保として成立していたことがわかる。しかも(b)に「一圓」とあるところからみてあきらかに領域的まとまりをもっていたことがしられる。ただこの段階の領有者が在地の者であるか否かは判明しないので、一応後の領有者に從つて在京領主の保として扱うこととする。

ところで建久七年(一一九六)に近いころになり、東大寺は同国内に領していた所領が散在であるのをきらつて、一円地との交換を求めているが(c)、たまたま同保が一円であるのを知つて、これを寺領とし不輪祖・国役免・国使不入の条件を加えて領有することを求めた(d)。官はこれを認めた結果(e)、保の領有者は東大寺にうつることになった。これによると認可者は官とみえるのだが、それは右のような官省符莊に准ずる要求を東大寺が実現しようとしたからであつて、保の交替は国衙レベルで認められている。

かくして同保はほとんど不輪不入型莊園に近いものに転化したのだが、翌年、四至勝示が定められてなかった点が

追加して官に要求され、その承認によって、完全に不輸不入型荘園にかわり、名も野田庄とよばれることとなった。⁽¹⁰⁰⁾ここでも保からの荘園化は、段階をふみつつ不輸不入型荘園に帰結していることを知るのである。

⑭ 近江国犬上郡↓坂田北郡細江郷便補保

同保ははじめ犬上郡内に建てられ、後坂田北郡細江郷にうつされたものであり、所謂便補保の初見史料とみられるものである。

左辨官下近江國

應停止延曆寺西塔惡僧慶救妨、^(c)感神院日別御供料便補坂田北郡細江郷内保田、乖新制押領事、

右、得彼院所司等今月日解狀偽、謹檢舊記、^(b)當社日別御供者事起白河・堀河兩朝之御願、以賀茂例所被始置也、

用途之御封、普在諸國、^(a)其内當國之保者、以承德年中被立犬上郡内、而故大別當勝尊爲保司、^(d)勤御供之役、經數

十年之間、^(e)件保難濟所當、動及闕如、^(g)因茲相尋他所之處、保延年中依有便宜、以散位源保之坪付、觸國司欲立替

當郡之刻、⁽ⁱ⁾召次大番等申云、自往古無指領主、自号開發由、^(j)雖召次大番之領作、於三十町所當米者、無懈

怠慥可辨濟之由、賜廳御下文畢、其後住人承伏^(h)……爰勝尊去久⁽¹⁰¹⁾安五年、讓與保司職於弟子賢圓畢……

而今慶救……自号保司、恣放遣⁽ⁿ⁾□下文并數多凶類、令責勘保民……

まず犬上郡に立てられた段階から検討しよう。第一に同保成立の時点は、^(a)部分によれば承德年間（一〇九七）

「保」の形成とその特質

九)とのべられている。がこの点は、やや後の史料ではあるが『祇園社草創以来代々勅願次第』によって、承德二年(一〇九八)であることが判明する。⁽¹⁰²⁾

次に同保の税制上の形態からみれば、(a)及び(b)から、同保は、感神院日別御供用途の御封(封戸)として同国に割宛てられた分を、犬上郡内に同保を立て、それによって援用しようとしたものであることが判明する。そしてこのように封戸の代用物として設定された保だから、(c)のごとく「便補」といわれたのである。すでに周知のように、便補保とはかかる保の謂である。

さて第三の問題は収取方式上についてであるが、この段階では(d)(e)のごとき一般的表現がみられるだけで、田率の他に住民別支配があったかどうかはわからない。

第四は領有者の問題である。右にみたように、同保は感神院に宛てがわれた御封の便補だから、感神院という在京領主がはじめからその領有者であることは疑いない。しかしここで注目されるのは、(f)部分に大別当という感神院内の地位をもつ者が「保司」としてみられることである。従って保司は領有者と根本的に対立関係にあるものとは考えられないのだが、それが「領主」とはみえず「保司」として現われる点注意してよいところである。

さて、こうして成立した同保は、所当の難済を理由として(e)、放棄され、保延年間(一一三五〜四一)に至って、国司の承認の下に坂田北郡細江郷の地に立て替えられることとなった(g)、(h)。

この第二段階で領有者に変化がないのは言うまでもない。しかし、保内の構造については、第一段階より多少知ることができる。

第一に、(i)部分にみえるように、同保に設定される前から召次大番が集団をつくってこの一帯の開発をつづけてい

たことである。同保はそれをとらえて便補保にしたわけである。

第二は、収取ないし支配方式上の問題である。(i)部分に「三十町所當米」とみえるから、田率の官物が御封として収取されていたことはわかるが、(k)には「保民」という表現がみられるから、田率の他に何らかの住人別の支配が行われていたことはたしかである。

しかし、第三に注目すべきことは、いかに住民支配を行っていたといっても、一元排他的な領域支配にはつながらない点である。同保に領域性がどのように認められていたかは不明だが、(j)部分の表現からみて、召次大番は、同保成立後も、三十町の所当以外については、元来の領主に属していたこと明白である。あきらかに、同保の支配は多元的領域を排除した上に成りたったものではなかった。

こうして坂田北郡にうつしかえられて成立した同保は、こののち鎌倉期まで同院の便補保としてつくこととなった。しかし、同保は不輸不入型莊園に移行した形跡はないけれど、文治三年(一一八七)には、官省符地に准じて国衙入勘の停止と国役雑事の免除が実現されたのである。⁽¹⁰⁾莊園に転化しなくとも、保そのものが特権において不輸不入型莊園と同質のものへ向おうとする傾向をみいだすことは容易である。

⑮ 丹波国多紀郡波々伯部保

同保については、すでに河音能平・竹内理三氏らの考察がある。⁽¹⁰⁴⁾ここではこれらに導かれながら、本稿の視角からトレースしなおしたい。

同保は、その前史から知ることができる。承徳二年(一〇九八)同国波々伯部村に住む田堵十三人は、先祖相伝の

「保」の形成とその特質

私領田計二五町八段三十代を、感神院加徴米の代として、同院大別當行円に譲り渡す。⁽¹⁰⁵⁾この譲与は、田堵の私領に対する権限の譲与にすぎないから、これによって即座に保の成立をみたわけではない。「件保元者、桓圓祖父故權長吏行圓之私領也」⁽¹⁰⁶⁾といわれたように、保以前に私領という形で行円の領するところとなったのである。

しかし、以上を前史として、同所領は行円みづからの手で、やがて「當社保」として「寄進」されることとなり、保に転化するのである。その正確な年次は当時の史料からは不明であるが、前項でのべた『祇園社草創以來代々勅願次第』によつて、同じ承徳二年のうちであったことが判明する。⁽¹⁰⁸⁾

この保は「件村者、爲當所天神毎日調備御供料米之所、被便補之一色不輸之保也」⁽¹⁰⁹⁾といわれたことから知りうる如く、既述の近江国犬上↓坂田北郡便補保と同じく、感神院に与えられた封戸に対する便補保である。つまり、同院に同院の御封がわりあてられたとき、波々伯部村の所領が同院大別當行円の私領となっていたので、とくに同領を便補保に立てたわけである。

従つて、同保の領有者は、感神院である。元來の領主であり、同院の大別當でもある行円は、「保司職」を得た。⁽¹¹⁰⁾

ところで同保についても、多少内部構造に言及することができる。まず、領域性についてみれば、「件村者……保也」⁽¹¹¹⁾といわれたことから推定できるように、事実上村といわれるほど領域的まとまりをもった存在として扱われていることが認められる。

次に、支配のあり方からみれば、「御供料米之所……田數非幾、僅十九町餘也」⁽¹¹²⁾とあることから考えて田率官物が御封にあてられたことは確実である。しかし、これに加えて「所住之民烟」⁽¹¹³⁾「保民」⁽¹¹⁴⁾という語がみえるから、住民への支配を行っていたこと確実であり、「可停止國衙万雜所役」⁽¹¹⁵⁾ことになつていた点を考えあわせれば、住人別に万雜

国役免除の特権を得ていた、とみてよいであろう。

さいごに同保の認可者についてふれておきたい。同保の立保にさいして認可の主体がどこにあったかは判然としない。ところが、同保は、のち国衙に収公され、行円の孫桓円の時代になって、仁和寺法金剛院修造料をかたとして再度立保されることになるのだが、このとき桓円はそれを国守藤原通基に申請したのである。⁽¹¹⁶⁾ 便補保も、あきらかに認可権は国守の手にあったことが知られる。

⑬ 近江国蒲生上郡守富保

同保については、左の文書から、成立事情を知ることができる。

廳宣 蒲生上郡司

可令保司徵納^(a)守富別保作田所當官物事

右、件官物、保司徵納^(b)、可令立用祇園御塔并本宮御封等代之由、保司所申請也、仍可令保司徵納之状、所仰如^(c)件、郡宜承知、依件行之、但便補彼御封等之外、若有餘分者、隨下文可行之、以宣、^(d)
^(e)

康和四年十月十五日

大介藤原朝臣（花押）⁽¹¹⁷⁾

まず同便補保の前文からみよう。(b)(c)(d)部分の文脈から判断して、御封の便補化がはかられるまえに保司が存在

「保」の形成とその特質

し、官物の徴納にあたっていたことを逆推することができる。とすれば、それが事書(a)にみえる守富別保にあたることは確実である。

では守富別保はいつどのようにして成立したのだろうか。右の史料は直接語らないが、前掲の『祇園社草創以來代々勅願次第』の守富保の項に

承徳二十六、祇園大別當行圓開發田近江國淺井西郡、被下國司廳宣畢、

とあって、前掲の波々伯部保建立の立役者大別當行円が、同じ年承徳二年に、田地の開発を通して国司庁宣を得、別保としていたことが判明する。従って、康和四年に登場する保司は、この時点で行円に獲得されたものとみてよいだろう。別保としての成立のしかたは、あきらかに①⑬でみた諸ケースと共通していることが知られよう。

しかしこの別保は、康和四年(一一〇二)に至り、祇園御塔并本宮の御封の代として便補の保に転用されること(c)を、保司が国司に申請した(d)。国守はそれをうけて認め、旧来の保司にその徴集の任を与えた(e)。

以上が便補保への転用について知りうるところであるが、これによって第一に、同保の領有者は祇園社(感神院)にうつったこと、第二に便補保に立用するのを認めるのも国守であることが確認される。

しかれば、成立した同保の内部支配はどのように行われていたのだろうか。その点は右の文書によれば、(b)によって田率官物を御封として収取していたことが知られるが、翌年の感神院からの解文とそれへの国守の袖判とによって他の点を知ることができる。

「件保臨時雜役、可便補中男^(a)作物油代之由申請之旨、尤有便宜事也、仍万雜事一切可停止也、兼又作人在家役、郡司不可云煩之状如件、(花押)」^(b)

感神院所司等解 申請 近江守殿裁事

請被殊任 前司御判旨、裁免寶塔院御封、并寶¹¹⁸ 代清生上郡守富保田雜公事之□、

(下略)

すなわち(a)によって臨時雜役(国役)が、御封の中男作物油の代としてあてがわれたこと明瞭であり、それと重なるか否かは別として、(b)にみられるように、在家役という住人別の課役が領有者の支配の下におかれたのである。田率支配の他に住人別支配が加わっていること、ここでも検証される。

⑰ 下野国都賀郡蘭部保

同国国府に近い一隅には、十二世紀半までに蘭部郷といわれる中世につながる郷が成立し、住民と郷司が存在するほど明確な領域体をなしていた。同保はこれを土台として成立する。⁽¹²¹⁾⁽¹²⁰⁾

(花押)

廳宣 留守所

^(a)可早以蘭部郷爲東大寺御封便補保事

「保」の形成とその特質

右、件郷依有便宜、撰所建立也、^(d)早令停止万雑事、可爲彼保之状、所宜如件、兼又郷分田代荒野不論多少、隨可充行、殊致能治、可開發之由、^(b)保司所令申請給也者、留守所宜承知、依件行之、以宣、

應保二年三月七日

大介大江朝臣（花押）⁽¹²²⁾

まず同保の成立についてみれば、右の文書の出された応保二年（一一六二）国衙の手によって、既述の蘭部郷をそっくり東大寺御封の便補保に立てたこと明瞭である（^(a)）。従って第一に認可者は国守であり、第二に領有者は東大寺という在京系領主である。ところで後者と（^(b)）にみられる保司の關係はどうか。（^(b)）部分によれば、文書作成者「国守は保司に対して「給」という敬語を用いているから、保司が在地の者である可能性はまずない。この点からすると、同保司は、東大寺の内部の者が任にあった可能性が大きいだろう。

では第三に立保と開發の關係はどうだろうか。そこで（^(c)）の部分によると、同保は立保に際し郷内に多量の田代（未開地）荒野を含んでおり、保司自ら立保とともに勸農を行って開發してゆくことを言明していたのである。ここでも保が、まとまった領域開發の対象と捉えられ、いわばそれをめざして立保されたことが知られる。

第四に、同保の領域性・支配方式はどうであろうか。さきにみたように、郷司・住人の内包された郷を保に転化したのだから、一定の領域性が公認されていたこと明瞭である。しかも、支配方式が田率支配だけでなく、住人を対象としても行いえたことも確実だろう。（^(d)）という万雑事はおそらくこの住人を対象としたものとみてよいだろう。た

だこの領域性が一元排他的なものであったことを積極的に語るものはみられない。

⑬ 若狭国遠敷郡国富保

同保については、左の史料から成立の事情と諸特徴を捉えることができる。

太政官符 若狭國司

應任官使右史生安倍定宗立券状、令辨濟公家長日御修法供米・造八省院料米・圓宗寺法花會用途・太政官厨家納物等、永停止國郡使入勘并甲乙輩妨及課役、令吉原安富子孫相傳領掌國富保・同領犬熊野荒浦壹處事、

.....

右、得彼定宗等去二月十三日立券文僞、厨家去年十月十四日解状僞、謹檢案内、得彼保解云、當保者、吉原安富相傳之私領也、永萬元年保号以後、殊入功力開發荒野、進濟四箇所納物追年無有懈怠、而國中土民入作保領、任自由或稱松林寺田、或号細工名田、不從保司之所勘、對捍官物、不勤雜事、因茲、去年勸子細、觸訴國司之處、任公驗理、停止彼引田等、可令一圓之由、所成裁決廳宣也、其四至.....賜官使、檢注田畠、紕定四至、辨濟長日御修法供米等、永令停止課役及國郡使入勘等、安富子孫相傳可領掌之状、欲被申下宣旨者、.....國使相共定四至打勝示畢、仍立券言上如件者.....

建久六年十二月四日、⁽¹²³⁾

「保」の形成とその特質

まず同保は永万元年（一一六五）に保とされる以前から小槻隆職（吉原安富はその仮名⁽¹²⁾）の私領となっていたこと（a）（b）にみられる如くである。しかし、この段階の所領構造についてはわからない。

同保の成立時点は永万元年であるが、第二にその時どのような性格の保となったかは、この史料から直接的にはわからない。しかし、同保から収納物を受けとる側が（c）のごとく官衙・官寺であり、その収取物の名目が「御修法供米」・「造院料米」などである点からみて、封戸の代用物である便補保とみてよいだろう。事実文永二年の史料だが若狭国大田文には「便補保」のひとつとして扱われているのである。

さて第三に領有者の問題だが、元来の領主小槻氏から、立保とともに（e）にみられる官の四機構に形式上移ったことは事実であろう。しかし、実際には建久八年（一一九七）においてさえ、（d）のごとく隆職の子孫が領有の主体たることがみとめられていた。だがそれは異なることではない。小槻氏は太政官厨家長官の職を世襲しており、右の機構をふくむ官衙財政運営の実務に当る者⁽²⁷⁾だったのだから。ところで（e）にみえる「保司」とは、文脈からいって、保号以後の開発や納物弁進（f）の主体と同一とみるべきであるが、この（f）部分の主格は、その前の（a）部分との関連から考えて、安富（隆職）以外にはありえない。従って保司は隆職であり、結局同保の領有者と事実上重なっているのである。

第四の問題は、保と開発の関係である。即ち（b）（f）部分で知りうるように、領有者は、保号を得てから、ことさら勸農に心をくだき、荒野の開発をすすめたのである。保に立てることが大開発を展開するのに積極的な何物かをもたらしたことを暗示している。

しかし、第五の問題となるのは、右のごとく多量の荒野をとりこんでいったとは云え、決して一元排他領をはじめから形成してはいなかった点である。(g)にみられるように、他人が保領に入作しそれを他領化してしまうのを保に与えられた法理でもって否定することはできなかったという事はそれを端的に語っている。

なお第六点として、同保も(b)にみえる如く官物の他に雑事を収取していたことがしられるが、それが住人対象の役であったか否かはわからない。

さいごに触れたい点は一円化への動きである。右にみたように一元排他支配の法的根拠がなかったのは事実だが、すでに保号以来事実上一円化をめざしていたことも、(f)(g)(e)の文脈から推定しうることである。やがて領有者小槻氏は、その動きに法的根拠を得ようとするに至った。かくて、建久七年(一一九六)まず国司に求めて一元領とすべく承認を得(i)、さらに官に対して、四至内国郡司入勘停止・課役免除を要求し、(j)、ついには建久八年には官からそれが認められて、⁽¹²⁸⁾勝示を打ち官省符荘に准ずる扱いをうけることとなる(k)。この結果同保は以後国富庄という荘園に転化するのである。以上によって、同保においても、領有者の側から保内を一元的に掌握しようとする動きが現実化し、事実上不輪不入型荘園に転化することを確認できる。

☆ ☆ ☆ ☆

本章末尾にあたり、以上考証した十八例に、断片的事実を知りうる事例を管見の限り加えて、鎌倉初期までに成立したことが確認される保の一覧表を掲げる。(図表一)

保 一 覧 表

保 別・保 便 補 保	弁済・免除の 対 象	成立・初見年次	典 拠
別保	官物・畠桑芋(垣内)	応保1.12.26. 建仁2.4.15. *永保ごろ	『山槐記』同日条 摂政家政所下文(鎌.1300)
別符・別保	官物・在家役	天治3.1. *寛治年中	伊賀国名張郡司解案(平.2058)
便補保			欠年東大寺三綱等陳状案(平.3835)
別符		天仁ごろか 天養1.3.29. 建仁1.4. 久安6.10.22. 文治6.4.19 建久2.12. 嘉応3.2. 〃	太政官符案(平.2525) 伊賀国在庁官人等申状案(鎌.1196) 伊勢国志貴厨内検帳案 (平.2710.~1) 内宮役夫工料未済成敗所々注文 (鎌.439) 建久3.8.伊勢大神宮神領注文 (鎌.614) 池田荘立券状(平.3569) 〃
便補保		寿永2.2.27. 建久10.1-貞応2. 建久6.	源頼朝寄進状(平.4073) 小槻有宗申状(壬生文書6) 欠年官中便補別相傳輩并由緒有無事 (壬生文書7)
別保→便補保	大小国役	康治2.8.19. 元久2.12	太政官牒案(平.2519) 道清・宗清連署處分状案(鎌.1594)
便補保	官物・恒例臨時社役	*承徳2年	
	神事役	*11世紀末	
別保→便補保	官物・中男作物油代・在家役	*承徳2.10.16	
	万雑国役	*白河院の代	寿永3.3.感神院所司等解(平.4145)
	役夫工	天永3.3.	近江国司庁宣案(平.1767)
便補保	年別油・大糶米	文治6.4.	主殿寮年預伴守方解(鎌.440)
便補保		建仁1.8.12	『三長記』同日条
	供祭上分米并斎宮寮米	建久7.2.14.	伊勢太神宮神主注進状(鎌.828)
便補保	所当・万雑事	*応保2.3.7.	

「保」の形成とその特質

図表 I 諸 国

国 名	保 名	領域表現	住人呼称	領 有 者	保 司	認可者
摄津	大田保			酒造司		
和泉					保司某	
伊賀	②矢川・中村保	同名村		*在地某		国守
	青蓮寺保					
	③築瀬保		在家百姓	*郡司・吏部	*同左	国守
	薦生出作在栖					
	⑦丸柱保		保住人	東大寺		国守
	島原保			興福寺		
	有丸保			国領→東大寺		
伊勢	丑刁保					
尾張	松枝保			官御器所		
参河	大津保			伊勢神宮		国司
遠江	国富保			松尾社		
	吉富保			〃		
武蔵	師岡保	大山郷を内包				
上総	今富保			太政官厨家		国守
	石崎保			本領主→小槻氏 →太政官厨家		
常陸	常安保	四至		安樂寿院		
	宇治会保			石清水八幡		
近江	⑭犬上郡→坂田北郡		保民・住人	感神院	同院大別当	国守
	⑩日吉保		保神民	日吉社		国守
	⑮守富保 (山上保・成安保)	・宮河保・	在家	感神院	同院大別当	国守
	蒲生保		保民	〃		
	一切経保					
	押立郷保	郷		主殿寮		国守
	某 保			伊勢神宮		
上野	大倉保			伊勢神宮		
下野	⑰園部保	郷	住民	東大寺	保司某	国守

保・別・便補保	弁済・免除の対象	成立・初見年次	典拠
便補保	所当・万雑事	長寛2.6.20. *承德年間 文治5.9.19,	下野国司庁宣(平.3283) 『中右記』大治2.12.15.条 『吾妻鏡』同日条
	在家所役・万雑事	文治2.4.28. 承応2.4.13.	陸奥国公文所下文(鎌.90) 菅原院譲状(鎌.1735)
	国役勤仕(鎌.342)	大治1.3.	若狭国松永保内恒枝名田坪付帳案 (平.2066)
便補保	官物・雑事	永万1. 治承2.2.23.	若狭国太良保公文職補任状案 (平.3818)
	国役勤仕	文治4.9.3. 文治3.8.8.	源頼朝下文(鎌.342) 惟宗行能解(鎌.257)
便補保		保元3.12.3. 建久6.12.30. 建久1.4.19.	官宣旨(平.2959) 官宣旨案(鎌.825) 『吾妻鏡』同日条
		*寛治3年春 久安3.4.17.	東大寺印藏文書目録(平.2609)
便補保	年別油・仕丁1人	文治6.4. 建仁1.7.20.	主殿寮年預伴守方解(鎌.440) 地頭某譲状案(鎌.1234)
		〃	〃
別保→便補保		応保2. *元永1.10.少し前 保元3.12.3. 承安5.2.28. 保元3.12.3.	小槻有宗申状(壬生文書6) 官宣旨(平.2959) 能登国司庁宣(平.3673) 官宣旨(平.2959)
便補保	国役免	元久2.9.16.	太政官符(鎌.1579)
便補保	官物 官物・国衙万雑所役 官物・雑公事 官物・住人別雑事	永治2.3.25. *承德2年 応保3.3. *応徳年中 建久6.8.6.	丹波国野口牧下司藤原定遠解 (平.3253) 『吾妻鏡』同日条

国名	保名	領城表現	住人呼称	領有者	保司	認可者
陸奥	戸矢子保	みやけ村を 内包	住人	東大寺 日吉社（藤原清衡）		国守
	某保					
	平泉保					
	竹城保			*守真源藤原宜	*同左	国衙
	大谷保					
	松永保			源 某		
	⑮国富保			小槻氏	同左	国守
	太良保			源 某	同左	
	宮川保					
	今重保					
越前	道田保	四至	住人	石清水八幡 無主国領とす		
	真柄保					
	藤島保					
加賀	⑤得藏保	四至	住人	醍醐寺僧賢門	同左	国守
	石内保			東大寺		
	某保			主殿寮		
	重友保					
	吉光保					
能登	北嶋保	四至	住人	*地主→小槻氏→ 太政官厨家		国守
	⑧菅原保			国守	同左	国守
	惠曾飯川保			石清水八幡		
越中	方上保 <small>カ</small>	堺四至	住人			
	堀生保			石清水八幡		
	堀江保			感神院		
越後	⑫高田保		保内民	撰閑家	保司某	
丹波	⑬波々伯部保	同名村	所住之民烟	感神院	同院大别当	国守
	重富保			某領家		
	⑥米光保		保住人	東寺		国守
丹後	伊禰保					

保 別・保 便 補 保	弁済・免除の 対 象	成立・初見年次	典 拠
便補保	官物・在家役 官物(年貢)・在家 役 官物・雑事	建仁1.5.26.	『猪隈関日記』同日条
		長寛3.6.5.	阿闍梨聖頭寄進状案(平.3352)
		〃	〃
		元暦2.1.9.	源頼朝下文案(平.4227)
		建久1.6.29.	建久2.7.出雲国在庁官人等解 (鎌.543)
		保元3.12.3.	官宣旨(平.2959)
		文治2.10.1.	『吾妻鏡』同日条
		延久3.6.25.	
		*11世紀末カ	
		建久3.2.	後白河院庁下文『九条家文書2』)
便補保		建久3.3.	後白河院庁下文案(鎌.584)
		建久3.9.2.	播磨国留守所符(鎌.615)
		寿永3.4.24.	源頼朝下文案(平.4155)
		平治1.11.	建久4.8.5.官宣旨(鎌.680)
便補保 便補保		康和1.3.28.	『時範記』同日条
		承安4.9.8.	『吉記』同日条
		寿永3.4.24.	源頼朝下文案(平.4155)
		仁安2.11.20カ	法橋勝慶請文(平.4826)
便補保	年貢・雑事 〃 〃	文治3.8.5.	梶原景時陳状(鎌.255)
		〃	〃
		文治6.4.19.	内宮役夫工作料未済成敗所々注文 (鎌.439)
		〃	〃
別保→便補 保		正治2.3.30.	『猪隈関日記』同日条
		建久8.	久年官中便補地別相傳輩并由緒有無 事(壬生文書7)
		建久9.12.	後鳥羽院庁下文(鎌.1023)
別納保	官物・雑役	12世紀半以前カ	
		文治4.2.2.	『吾妻鏡』同日条
		*承安以前	
別納	畠地子 〃	建仁3.7.	備前国麦進未并納所惣散用帳 (鎌.1370)
		〃	〃

国名	保名	領城表現	住人呼称	領有者	保司	認可者
但馬	鹿野保	堺アリ				
	八太郷上保	堺表示				
	〃 下保	堺表示				
出雲	右坂保			石清水八幡		
	大田保			杵築大社		
石見	大国保			石清水八幡		
	久永保			賀茂別雷社		
播磨	①久富保	四至		*大掾秦氏→国司		
	⑨小犬丸保	四至	土民	穀倉院		
	安田保			尊勝寺蓮華王院		
	揖保桑原保			最勝光院		
	福田保					
	室塩屋御厨			賀茂別雷社		
美作	河内南保				保司某	
美作	佐奈保					
	便補保			円宗寺		
	便補保			賀茂別雷社		
	打穴保					
	林野保			尊勝寺		
	英多保			〃		
	吉岡北保					
	飯口郷保	同名郷				
	河会保			賀茂御祖社		
	日笠保			本領主→小槻氏		
	新提保	堺表示		→太政官厨家		国守
備前	⑬野田保	一円		?→東大寺		
	西野田保			吉備津宮		
	周匝保					
	佐井田保					
	紙工保					

別保・保 便補保	弁済・免除の 対 象	成立・初見年次	典 拠
	島地子	建仁3.7.	備前国麦進未納所惣散田帳 (鎌.1370)
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
		承安3.12	安倍頼広寄進状(平.3650)
		保元3.12.3.	官宣旨(平.2959)
便補保	月別兵士2人	平治1. 閏5.	宝荘厳院領荘国目録(平.2986)
	年別油・大粮米	文治6.4.	主殿寮年預伴守方解(鎌.440)
便補保		*建久10.1-貞応2.	小槻有宗申状(壬生文書6)
便補保	官物恒例臨時社役	*承德2.	祇園社草創以来代々勅願次第 (八坂神社記録上)
便補保		保元3.12.3.	官宣旨(平.2959)
	官物	仁安2.7.	
	所当・雑事	建久1.5.16	備後国司庁宣(鎌.448)
	〃 〃	〃	〃
便補保		保元3.12.3.	官宣旨(平.2959)
		元暦2.1.9.	源頼朝下支案(平.4227)
便補保	所当・国役	*建久4.ごろか	建久9.官宣旨案(鎌.1024)
便補保			欠年左大史某書状(鎌.747)
便補保	年別油大粮米	文治6.4.	主殿寮年預伴守方解(鎌.440)
便補保		正治2.2.11.	『猪隈関日記』同日条
便補保		*保元2.10.27 -長寛2.7.4.	欠年官中便補別相傳輩并由緒有無事 (壬生支書)
便補保		保元3.12.3.	官宣旨(平.2959)
別納 (鎌.1678)		久寿2年	建久8.12僧源慶解案(鎌.958)
		建久8.2.24.	前右大將家政所下文案(鎌.897)
		文治3.2.	周防国在庁官人等解(鎌.209)
		〃	〃
		建久4.4.16.	將軍家政所下文(鎌.668)
		文治3.2.	周防国在方官人等解(鎌.209)
		文治3.2.	〃
		文治3.2.	〃

国名	保名	領城表現	住人呼称	領有者	保司	認可者
備中	勢実保	四至	人民百姓			
	仁堀保					
	物理保				保司某	
	武枝保					
	滝山別保	同名郷	保民・保内 土民		保司某	国司
	吉川保			石清水八幡		
	多気保			宝莊殿院		
	小刑部郷保			主殿寮		
	山手保			太政官厨家		国守
	小童保			感神院	同院大别当	
備後	杉原保	同名郷	保民 保民 (鎌.1514)	石清水八幡		
	④斗張保			*地主→平盛久		
	福田保			文覚上人		国守
	櫛谷保			〃		〃
	三入保			石清水八幡		
	呉保			〃		
安芸	荒山保	同名郷	住民百姓 (鎌.1420)	太政官厨家	小槻氏 <small>カ</small>	国守
	入江郷保			主殿寮	保司某	
	秋光保			法勝寺		
	河上熊野保			太政官厨家		
	石田保			石清水八幡		
	与田保				保司某	
周防	恒富保	同名郷	住人	石清水八幡 (鎌.1593)		
	得善保					
	末武保					
	安田保					
	久賀保				保司某	
	日前保				保司某	
	由良保				保司某	

別保・便補保	弁済・免除の対象	成立・初見年次	典拠
便補保		長承1.12. 天承1.10.14. 天治2.4.3. 永暦2.5. 承安4.12.	紀伊国弘田荘立券案(平.2257) 紀伊国司庁宣案(平.2210) 藤原祐長綱貢進状(平.2036) 紀伊国在庁官人陳状案(平.3153) 紀実俊解文(平.3670~1)
便補保	御封米	久安3.11. 安元1.8.19.	東大寺政所下文(平.2636) 僧宗顯讓状(平.3702)
便補保 便補保	年別油・仕丁1人	文治6.4. *保元2.10.27 一長寛2.7.4. 安元2.2. 建仁4.2.17. 文治2. 閏7.22. 文治1.6.5. *文治2.2.1以降	主殿寮年預伴守方解(鎌.440) 欠年官中便補別相傳輩并由緒有無事(壬生文書7) 八条院領目録(平.5060) 官宣旨(鎌.1433) 『吾妻鏡』同日条 『吾妻鏡』同日条 貞応3.5.21. 官宣旨(春日神社文書1.)
別納 〃		〃 承安5.5. 〃	〃 東大寺莊園文書注文(平.3690) 〃
	所当	久安4年以前 寿永3.58. 元久2.12. 元久1.3.10. *保延4.	源頼朝下文案(平.4155) 道清・宗清連署處分状案(鎌.1594) 『神鳳鈔』 欠年勘仲記紙背文書(下村效「賀茂御祖社領土佐国津野荘の成立と発展」『日本歴史』289)
便補保 便補保	一色免除 所当官物	天養1.12.19.前後 〃 建仁2.11.3. 建久8.6. 長寛2.8. 養和2.4.28. 建仁1.5.29.	肥後国司解(平.4719) 〃 肥後津守保田地坪付写(平.1327) 日向国図田帳写(鎌.922) 大番舎人清原貞包解(平.3306) 野寺住僧弁慶申状案(平.4023) 『東進記』

たケースについては、出典を省略した。

- ④ 本表保名の項に○印番号のあるものは、本稿一章で考証した保とその項目番号である。
- ⑤ 保領主・保司の項に*印のあるものは、それぞれが在地領主であるケースを示す。
- ⑥ 成立・初見年次の項に*印のあるものは、その年次が成立年次又はそう推定されるケースを示す。

[illegible]

注 ① 本表には、承元5年(1211)までに成立したことを認めうるものを管見の限り採集した。下限年次は便宜的なものではあるが、管見の限りでは保の成立は鎌倉初期で終結すると思われるので、成立期の保を知る素材としてはひとまず目安とできるだろう。

② 本表中空白部分は、該当事項が不明であることを示す。

③ 典拠は、原則として、同保の成立又は初見を示す史料を掲げ、なお他史料で補える項目については、補いその旨を注した。なお、本稿一章で考証し

「保」の形成とその特質

注

- (1) 小稿作成にあたり渉獵の対象とした史料は、平安時代については『平安遺文』所収文書、古記録、各種編纂史料、鎌倉時代以降については、『大日本古文書』既刊分、『鎌倉遺文』既刊分、各種荘園寺社史料集、各県史料編などであり、疑点のあるものや未刊文書については東京大学史料編纂所架蔵の影写本・古記録・各種編纂史料、などで補ったが、これらについても見落としがあるうし、とくに鎌倉以降の未刊史料についてはきわめて不十分であることをお断りせねばならない。これらについては御教示をえ、補ってゆきたい。

しかし、以上の管見の限りでは、保を生成・発展に則してほぼ全面的にとらえる史料は、以下にのべる十八例に限られる。これ以外の史料で、以下の分析から得られる理解の変更をせまるものもまづみあたらなかった。

従って、断片的には保の特徴を知りうる史料は他になんかなりあるのだが、本章の検討からは一応捨象し、その知れるところについては、本章の検討のうえで、章末に保形成期の素材に限って、図表化してまとめ、さらに、後章の論の展開の中で、必要に応じて補助史料として活用することとした。

(2) 竹内前掲論文。

(3) 松岡・竹内各前掲論文。

(4) 東寺百合文書并、同年六月廿五日大掾奏為辰解案(平安遺

文一〇五九号、以下平安遺文は平、と略す。

(5) 東寺百合文書并、承保二年三月十六日赤穂郡司奏為辰解案(平、一一〇九号)。

同文書、承保二年四月廿八日赤穂郡司奏為辰解案(平、一一三三号)。

同文書、承暦三年十一月三日大掾奏為辰解案(平、一一七一号)。

(6) 延久三年六月廿五日前掲文書。

(7) 同右文書。

(8) 前注(5) 所引文書。

(9) 戸田芳実「在地領主制の形成過程」(同著『日本領主制成立史の研究』参照。

(10) 前注(6) 所引文書。

(11) 東寺百合文書并、同年三月十六日赤穂郡司奏為辰解案(平、一一〇九号)。

(12) 同右文書、同年四月廿八日赤穂郡司奏為辰解案(平、一一三三号)なお荒田の田積は同文書四至記載部分から判定。

(14) 為辰は延久三年には「大掾奏為辰」(前注(4) 所引文書)とみえるだけだが、承保二年には大掾職とともに「赤穂郡司」の職を得ていた。(前注(11)(12) 所引文書。のち承暦三年には郡司職を失い大掾だけを名乗るにすぎなくなっている(同文書同年十一月三日大掾奏為辰解案(平、一一七一

号)。

- (15) 宮川満「播磨国矢野庄」(柴田実『庄園村落の構造』)、戸田芳実「在地領主制の形成過程」(『日本領主制成立史の研究』)、小山靖憲「初期中世村落の構造と役割」(『講座日本史』2)ほか。

(16) 前注(12) 所引文書。

(17) 同右文書。

- (18) たとえば数年後の承暦三年十一月三日大掾泰為解案(東寺百合文書牛、平、一一七一号)によれば、当時井溝が再び破損し耕作不能になっていた。

(19) 東寺百合文書牛、同年二月十日大掾泰為辰讀状案(平、一三八九号)。

(20) 同右文書。

(21) 名が晶を含むケースは認められるが、桑原をもとりこんだケースは知らない。

(22) 白河本東寺百合文書八六、保延二年二月十一日鳥羽上皇院序牒案(平、二二三九号)。

(23) 本稿はじめに注(3) 部分本文で指摘した氏の見解は、久富保のこの点にかんする言及にもとづいている。

(24) 前注(19) 所引文書。保の公文職の性格については、二章注(7) 参照。

(25) 前注(22) 所引文書。

北大文学部紀要

(26) 公卿補任一、長治元年条。

(27) 以上前注(22) 所引文書。

(28) 白河本東寺百合文書八六、同年十月廿三日播磨国矢野庄立券文案(平、二三七八号)。

(29) 当面する時期において、坂本賞三氏前掲書のいう「免除領田」型の荘園以外で何らかの意味で領域内全域を所有対象とする荘園を本文のように呼んでおく。厳密にみれば、その内容は複雑であり、少くとも(a)官物免除、(b)万雑国役免除、(c)(a)+(b)の三形態があり、しかもそれらが各々(d)領域を対象とするばあい、(e)住民を対象とするばあい、(f)(d)+(e)のばあい、さらに(g)勝示確定を伴うばあい、(h)官使・国使不入を伴うばあい、などの諸タイプに区分される。これらの区分の根拠と関連については独自に検討する必要があるが、ここではあらゆるタイプを通して、領域内全域に対し従ってそこに居住する住民に対し何らかの私的領有ができる共通性があることを指摘するに止める。これらを「一円領有型」の荘園として括つたのは以上の理由からである。なお従来不輪型荘園といってきたものには(a)・(b)・(c)の諸タイプがあり不入型とは(h)にあたるということになる。

(30) 石母田正『中世的世界の形成』第一章「藤原実遠」、戸田芳実「黒田庄における寺領と荘民」(『日本史研究』三〇)ほか。

「保」の形成とその特質

- (31) 東大寺文書四ノ六、長久二年三月五日藤原実遠公驗紛失狀解案(平、五八八号)
- 同文書、長久四年三月十六日藤原実遠所領売券案(平、六〇四号)。
- (32) 東大寺文書四ノ六、永承三年閏正月三日伊賀国符案(平、六五三号)。同所は坂本賞三氏が前掲論文で別名の初見とされたものである。別名の概念については三章一節で取り扱うが、地子・臨時雜役の免除を国符によって得ている名である点からみて、同所は別名とみなしてよい。
- (33) 同氏前掲書四ノ一〇ページ。
- (34) 石母田説の根拠となる史料天嘉四年二月廿三日藤原実遠所領讓狀案(東南院文書四―九、平、七六三号)にはたしかに四至を記した村々の名が見える。しかし、重要なことは、右の記載にも拘らず、同讓狀ではこれらの所領總体を「田畠」としかみなしていない点である。それならなぜ四至記入の村が所領単位として見られるのか。そこで注目されるのは、右の所領のひとつ矢川について、長久二年三月五日藤原実遠公驗紛失解案(東大寺文書四―六、平、五八八号)が「周智郷内田畠并肆拾町」「件所荒野之地者、條里坪付、隨不注進」と語っていることである。つまり、四至しか記入されていないのは、全域が私領化していたからではなく、荒地ゆえに田畠の所在坪付を明記できなかったからに他ならないのである。
- 他の例も同様なことは、石母田氏自身このタイプの所領を荒野を多量にとりこんだものとみていることから明瞭である。従つて四至の記載だけから囲込みを云々することは不可能である。
- (35) 前注(34) 参照。
- (36) 東大寺文書四ノ六、永承三年閏正月三日伊賀国符案(平六五四)。
- (37) 同右文書、永承六年三月八日僧都覺源房牒案(平、六八九号)。
- (38) 矢川が十二世紀後半にはその程度開発されていたこと三章九九ページ参照。
- (39) 東南院文書五―一八、延久六年七月六日當麻三子所領売券(平、一〇九八号)。
- (40) 同右文書。
- (41) 三国地志卷一〇六、同年二月廿六日伊賀国司庁宣(平、一〇八号)。
- (42) 東大寺文書四―一二、同年三月五日東大寺政所下文(平、一七四号)。
- (43) 前注(39) 所引文書。
- (44) 内閣文庫所藏伊賀国古文書、承保二年五月廿六日伊賀国名張郡司注進狀案(平、一一一六号)。
- (45) 東大寺文書四ノ一、永保二年十二月日陽明門院庁下文案

(平、一一九八号)。

(46) 東大寺文書四—四、永保三年十二月廿九日伊賀国司解(平、一二〇五号)。

(47) もっとも国司の位がたかければそのケースもあるが、清家はこのち寛治元年のころようやく太皇太后宮権大進(正官で従六位上)である(平、一二五七号)にすぎないから、まづ考えにくい。

(48) 東大寺文書四—一、同年三月廿三日官宣旨案(平、一二一〇号)。

(49) 東大寺文書四—二、応徳三年三月日東大寺政所下文(平、一二四七号)。

内閣文庫所藏伊賀国古文書、寛治元年十一月三日伊賀国司庁宣案(平、一二五七号)。

(50) 関連文書多いに拘らず、そのような形跡は一切みられない。

(51) 前注(49) 所引応徳三年三月日付文書。

(52) 百卷本東大寺文書八十四、同年四月八日僧某寄進状(平、一七四四号)。

(53) 三国地志卷一〇〇、長承元年正月十三日藤原中子莊園相博状案(平、二二六〇号)。

(54) おそくも長承三年七月までに完全に庄化していたこと同年月日伊賀国新御庄矢河中村夏見公畠取帳(三国地志一〇七、平、二三三〇号)によって知られる。

北大文学部紀要

(55) 三章一節一〇三ページ参照。

(56) 同氏前掲論文。

(57) 石母田正前掲書四—一〇ページ。

(58) 東大寺文書二—五、治暦二年三月十一日元興寺大僧都房政所下文案(平、一〇〇二号)。

(59) 同右文書。

(60) 同右文書。

(61) 内閣文庫所藏伊賀国古文書、治暦三年八月十一日藤原信良去文案(平、一〇一九号)。

(62) 東大寺文書四—三、同年七月廿三日伊賀国黒田杣稲吉解(平、一三六〇号)。

(63) 同右文書。

(64) 三国地志九九、天養元年三月廿九日太政官符案(平、二五二五号)。

(65) 東大寺文書四—一、応保二年五月廿二日官宣旨(平、三二二一号)。

(66) たとえば、本章⑥丹波国米光保、⑩近江国日吉保のばあいなど参照。

(67) 石母田正前掲書第三章。

(68) 前注(67) に同じ。

(69) 高野山文書宝簡集七、(平、三四二八号)。

(70) 高野山文書宝簡集一、同年五月十日太政官符(鎌倉遺文一

「保」の形成とその特質

○二号、以下鎌、一〇二号の如く略す。

(71) 『和名抄』によれば、同郡は越前国に属している。しかし次掲(7)文書で同保を庄化する認可する立場の者は加賀守であり、以後同庄関連文書を通して、官・国関係の命令は加賀国司からなされている。従って、同郡は元来越前と加賀の接する地帯にあるところからみて、当時は加賀国所管であったものと考えられる。

(72) 醍醐雜事記十三、平、一二八二号。同上、(平、一二八一号)。

(73) 醍醐雜事記。

(74) 醍醐雜事記十三、永治元年八月四日加賀国司庁宣案(平、二四四七)。平安遺文は越前国司庁宣案をみなしているが、同文書所見国守藤原雅教は当時加賀守たること公卿補任保元元年条から確実。従って冒頭の如く改めた。

(75) 西岡虎之助「莊園制における官省符莊の変質」(同著『莊園史の研究』下巻一)八八ページ以下。

(76) 東寺百合文書ウー二十、康和二年二月十九日丹波国司解案(平、一四二六号)。

(77) 東寺百合文書と一三八、天仁二年七月十日丹波国在庁官入解案(平、一七〇七号)。

(78) 同右文書や七一十三、同年七月十五日丹波国大山庄立券坪付(平、一四八九号)。

同右タ十七ー二九、同年八月四日丹波国司下文(平、一四九

三号)。

同右ホ五六ー七十、同年九月六日丹波国司庁宣(平、一四九四号)。

(79) 同右タ十七ー二九、同年八月十二日丹波国司下文(平、一四九五号)。

同右ホ五六ー七十、同年九月六日前掲文書。なお、米光保なる名称は史料的にはこの段階でのみ確認できるのだが、この保が内容的に前掲一色保の後身たること確実であるから、冒頭から米光保として扱った。

(80) 同右こ一三八、同年八月十四日丹波国司庁宣(平、一五二二号)。

(81) 京都大学所藏東大寺文書、久安五年伊賀国目代中原利宗・東大寺僧覺仁重問注記(平、二六六六〜七号)。

(82) 東南院文書七一七天喜四年閏三月廿六日官宣旨案(平、七八九号)。

(83) 前注(81)所引文書。

(84) 能登菅原天神社文書(平、一七三五号)。

(85) 三章注(36)参照。

(86) 黒田俊雄「村落共同体の中世的特質」(清水盛光・会田雄次編『封建社会と共同体』二八―三三ページ)。

小山靖憲「初期中世村落の構造と役割」(『講座日本史』2、等。

(87) 『続左丞抄』一、建久八年四月卅日官宣旨(鎌、九一二号)。

「保」の形成とその特質

あつて、交替は在庁官人とその上司（国守）の間の話し合いで決定されている。

- (100) 同右文書、同年九月十二日後鳥羽院庁下文（鎌、一〇二三号）。

- (101) 古文書纂二坂本蓮華院文書、長寛二年九月廿五日官宣旨（平、三三一〇号）

- (102) 八坂神社記録上祇園執行日記九所収。同次第によれば、同保に後述の丹波国波々伯部保・近江国守富保に備後国小童保を加えて「四箇保」と総称し、いづれも承徳二年に感神院の保とされたと記している。なお、同次第の成立年次は欠年のため明瞭ではないが、内容から推して鎌倉初期ごろのものと考えられる（河音能平「院政期における保成立の二つの形態」『中世封建制成立史論』一一三ページ参照）。

- (102) 東洋文庫所蔵民経記寛喜三年四月巻裏文書、同年十月十七日後白河院庁下文案（鎌、二七六号）。

- (104) 両氏前掲論文。

- (105) 建内文書、同年十月十五日丹波国波々伯部村立券文案（平、一三九八号）。

- (106) 田中忠三郎氏所蔵文書、仁安二年二月五日感神院大別当桓円解（平、三四一四号）。

- (107) 同右文書。

- (108) 前注（102）参照。

- (109) 八坂神社文書、保元三年四月五日感神院所司解（平、二九一七号）。

- (110) 前注（106）所引文書。

- (111) 前注（109）所引文書。

- (112) 前注（109）所引文書。

- (113) 前注（109）所引文書。

- (114) 前注（109）所引文書。

- (115) 前注（109）所引文書。

- (116) 前注（106）所引文書。

- (117) 願泉寺文書、（平、一五〇三号）。

- (118) 同右文書、同年二月廿一日感神院所司解（平、一五一一号）。

- (119) 国土地理院刊五万分一地図によれば、藪部の地は国府・国分寺に近い場所に見出される。

- (120) 同名の郷、『和名抄』にはみられない。十二世紀以後東国のかかる郷が中世の郷につながる点については、内田実「東国における在地領主制の成立」（東京教育大昭史会編『日本歴史論究』）にくわしい。

- (121) 東大寺文書二一五、応保二年六月一日下野国留守所下文案（平、三二二二号）。

- (122) 東南院文書五一十四、（平、三一九四号）。

- (123) 吉川半七氏旧蔵文書（鎌、八二〇号）。

(124) 橋本義彦「官務家小槻氏の成立とその性格」(『書陵部紀要』十一)。

(125) 永万元年保号について、壬生家文書、永万元年二月廿四日若狭国司庁宣案(平、三三五四号)は、すでに従来保であったものをこの時便補保にしたとのべている。しかし竹内理三氏が指摘されたように、同文書は改元前に新年号永万を用いている点からみて偽文書とみられる(昭和四二年度史学会大

会日本史部会報告)。従ってひとまずここでは除外した。

(126) 東寺百合文書ユ—三五、同年四月日若狭国惣田数帳(『福井県史』Ⅰ)。

(127) 橋本義彦前掲論文。

(128) 同保がこの直後から国富庄とよばれるようになったことは、建保四年八月十七日將軍家政所下文(続左丞抄一)に「若狭國國富庄」とみえることでも明らか。

二章 保の諸特徴

一章で描き出されたように保の実態が把握されるならば、そこから、まず保そのものに即してみると、保に共通する、又はいくつかのタイプに分かれる諸特徴を引き出すことができる。大抵みに整理するならば、それは以下の五点に集約される。

- ① 保の内部構造における特質
- ② 保の領有者
- ③ 保の認可者
- ④ 税制体系からみた保の二形態
- ⑤ 地域性をもたらす保の偏差

本章では、右の五点に従って保の諸特徴の内容をあきらかにしたい。

「保」の形成とその特質

一節 保の内部構造における特質

保の内部構造の問題として第一に検討すべき点は、保に属する田地の性格である。

保がその内部に一定の田地を含むものであることは、検討したすべてのケースでまず例外なく認められる点である。しかし、ここで重要なことは、保の田地は、一貫して一定量の田積に固定して把握されていたのではない点である。もちろん大田庄成立後の④備後国斗張保の「本古作田」や大山庄成立後の⑥丹波国米光保の「作田四町」のごときは、保田として認められたものが固定量の古作・現作田に限定されたケースである。しかし、これらは、保を構成する所領が全体として荘園に転化し、元来保が国衙から免除された又は国衙に対して納むべき対象としての田率官物の部分だけが固定して残された、従って米光保のごとく別名として把握しなおされた特殊なケースであるから、保本来の特徵とみるべきではない。

(かつて大山喬平氏は「国衙領における領主制の形成」(「はじめに」注(2)所引論文)において、若狭国大田文を素材として、別名とともに保に領域性のあるものと散在的なものと二つの型があることを指摘され、以後の研究の一指針となったが、この散在的な保とは、以上の如き別名化された特殊なケースに相当するのではないだろうか。大田文からは直接論証しえないのだが、いまは問題点の指摘としてのべておきたい。)

従って、右の例をのぞけば、①播磨国久富保、④本来の備後国斗張保、⑤加賀国得藏保、⑥本来の丹波国米光保、⑦伊賀国丸柱保、⑧能登国菅原保、⑨播磨国小犬丸保、⑩近江国日吉保、⑫越後国高田保、⑬下野国蘭部保、⑭若狭国国富保、など圧倒的な例で検証されたように、いずれも保内の田地は最初から固定されていたわけではなく、逆に成立頭から多量の荒野・田代を含んでおり、しかもいくつかについては、これらが開発田の対象として意識されて

いたことや、現実に開発されて保田に加えられていったことさえ知りうるのである。他に②伊賀国矢川・中村保、③同国築瀬保などについても前後関係を考慮に入れば右の事実を推定できるし、残る⑪伊予国山崎保、⑬備前国野田保、⑭近江国犬上郡↓坂田北郡便補保、⑮丹波国波々伯部保、⑯近江国守富保についても、否定する事実をみつつけることはできない。

とすれば、保は、その本来の構造においては、見作田の他に任意の田代・荒野を開発予定地として事実上とりこんでおり、開発されるに従って適宜保田に加えていったのだ、ということができる。

もちろん、のちにふれるように、見作田と田代荒野とは、法的に与えられた位置がちがうのだが、現実の問題として保の当事者から田代荒野が保に含まれるものとして捉えられ、又それがそれなりに社会的にも認められていたことが重要である。

右をふまえて第二に検討すべき点は、保の領域性についてである。即ち、右の如く現作田や田代荒野を含む保は、それらが単に散在所領の集積としてあらわれるのではなく、しばしば畠・在家・山林などをも含む四至で限られた領域体として史料上に表現されているのである。①播磨国久富保、③伊賀国築瀬保、⑤加賀国得蔵保、⑨播磨国小犬丸保、⑫越後国高田保、⑬備前国野田保、⑮丹波国波々伯部保、⑰下野国園部保などの例は、いずれも何らかの意味で右の領域性を備えていた。他の例では積極的な表現を見出すことはできないが、逆に④備後国斗張保、⑥丹波国米光保という特殊例をのぞけば、領域性の存在を否定する法的根拠も示されていないのである。一章で検討した以外の知りうるケースでもいくつかその領域性の存在を確認することができる(図表一参照)。しかし重要なことは、⑨播磨国小犬丸保にみられたように、実力によって保の領域体としての性格が否定されたとき、保の領有者が保に固有の

「保」の形成とその特質

法理をもってそれをくつがえすことは行われなかったことである。とすれば、保が現実に領域体を構成することができ又それを社会的に認めさせることができたのは、その現実を周囲の力や諸関係が破壊しない又はしえない限りであったといえるだろう。

しかし、右の指摘に関連して第三に注目すべき点は、保の領域性が決して一元排他的なものとして公認されることになかったという点である。もっとも、⑨播磨国小犬丸保で土民は田畠在家山野の全面領有の事実を主張し、⑬若狭国国富保でも領有者は、一円不入領とすることを官に要求していた。しかし、これらは、保側からする現実理解や願望の論理にすぎず、保の成立とともに客観的に与えられていた法理ではなかったことが重要である。したがってこの点を考慮しさえすれば、さきに領域性が表現されている例として列挙した①③⑤⑨⑫⑬⑮⑯などの各ケースにおいて、保が一元排他的領域体として公認されている例は見られないことが判明する。この点はその他の断片的に保を知りうるケースにあたっても同様である。

しかも、逆に⑨播磨国小犬丸保、⑫越後国高田保、⑭近江国坂田北郡細江郷便補保、⑯若狭国国富保などの例で、他者の所領が保の領域内に事実上存在すること、すでに考察したとおりである。保が一元排他的な領域体として法的に認められていなかったこと確実であろう。

なお右の事実に関連して次の点は注目される。即ち、⑯近江国守富保や⑰下野国蘭部保の検討の素材になった史料は、保立券の公驗ともいふべき文書なのだが、これらの文面に、官省符荘の立券文にしばしまられるような、四至内云々といった文言が一切見当らないのである。とすれば、保が一元排他領域体として法的に認められないというのは、抑々立券段階に保に賦与された性格、即ち保たるの基本的性格から由来するものであると言えるだろう。

保の領域性について以上考察した点を要約すれば、保は事実上領域的構成をとりうるが、法的には一元排他的な領域として認められていないことになる。しからば、一元排他領としての法的保証がないのに、保はどうして領域性を保ちえたのだろうか。これが第四の問題である。

そこで問題となるのは、保に本来与えられた法的な権限とは何かである。さきにも指摘したように、領域に対して保が積極的に認可者から権限を賦与されたケースはまずみられない。保に本来与えられた法的な権限として考えられるものを、一章の考証から拾い上げると、作田に対する田率の官物收取又は免除、それに住人別の万雑国役の收取又は免除の二つが浮び上がる。

即ち、田率官物・地利にかんする収納・免除の権限は、收取にかんする史料の欠如のために知りえない⑤能登国菅原保を別とすれば、すべてのケースで保に認められていたこと、一章にみたとおりである。いまひとつ、住人万雑公事の勤仕・免除にかかわる権限も、②③⑥⑦⑨⑩⑬⑭で確認されるし、住人を対象とする支配の存在を認めうる⑫⑭などにも推定の域を拡げてよいであろう。存否を確認できない他の例でも、既述の別名化された④備後国斗張保、⑥丹波国米光保を別とすれば、その存在を否定する素材は見出せない。他に断片的に知りうるケースを見わたしても同様である（図表一参照）。しかも、重要なことは、これらの収納・免除にかんする権限は、知りうる諸ケースでさらかだつたように、保を認可する者によって法的に定められた権限であったことである。とくに、保の立券関係の文書をのこす⑮近江国守富保や⑯下野国蘭部保において、保の認可者国司から発給された文書に、これらの弁進ないし免除の規定が明記されていたことを想起する必要がある。保において、立券にさいして法文化される権限は、実にこの二つしか見い出せないのである。

「保」の形成とその特質

しかし、右の二つの権限のうち、前者は名・別名・免除領田など保に先行する土地領有の諸形態においてすでに出現している。一章の叙述過程ですでにふれたように、保が名・別名などときわだつて異なる固有の点は、まさに、住人別雑役にかんする勤仕・免除の特権が法定化されていたことである。そして、興味あることに、この点こそが、はじめの問題、即ち保がなぜ領域性を事実上持ちうるものだったのかという問いに対する答を秘めていると考えられるのである。そこで、⑨播磨国小犬丸保にかんする史料の一節を再度注目していただきたい。

……凡被點畠地者、土民居住何處、勤仕課役、被押領池者、以何水令養作田、^(a)點定在家、被妨住人者、以誰人耕作保田、可令濟所當官物乎、當保者早損^(b)之境、追年之訴更無絕時、其中當保一滴之水尚以難得、因茲、^(c)往古土民等、廻計略盡功力、更構築池、溉入作田、備進年貢……⁽¹⁾

右の史料でまず注目すべき点は、(a)で畠地からの課役(雑役)勤仕を可能とする前提が居住地(＝畠地)の存在であり、(b)で保田耕作と所當官物弁済を可能とする前提も居住地と住人(在家)の存在である、という論理が貫かれていることである。従つて畠地・田地の保有・耕営は、居住地の確保とそこへの住人の定住の結果としてあらわれている。もっとも右の史料では、後者が確保されねば前者は成り立ちえないとまで言っているのだが、その点は、畠・在家等を横領した隣庄に対する保土民百姓の反論からくる誇張を考慮せねばならない。しかし、その点をわり引いても居住地と住人の確定が、田畠耕営の展開に大きな力となると社会的に認められていたことは確実である。

しかし、さらに重要な点は、ここで居住地を与えられていた住人たる土民は、決して個々にばらばらな存在でなか

ったことである。即ち、右の主張を行つた主体が「百姓等」であり、(c)にみられる如く功力をつのり池を構築して作田に灌漑を施す主体となつたのも「往古土民等」であつた。つまり、保に定住する住民は、実際には右のような結合体を構成していたのであり、その力によって、用水池・用水路の構築など農業経営上の共同作業や、訴訟など右の活動の維持のための政治的行動を起こしたのである。とすれば、かかる結合体をなした住民が、池を含めて、生産活動の資源を補給する入会地・山野へと活動をひろげ、保有の対象にとりこんでいったことがない。

以上のようにみるなら、池や山野への保有の確立も、居住地を確保されることを前提として形成された結合体としての住人の存在に依存していたのである。とすれば、田地・畠地の開発・耕営、山川藪沢の利用・保有などが、いづれも、いかに居住地と住人の確保・把握によってスムーズに展開しえたかが知られるであろう。小犬丸保において土民たちは口をそろえて「當保建立以降、四至内山野畠地在家、皆所領知來也」と主張したが、この主張も、居住地・住民の確定あつて生まれえたものだったのである。

しからば、この居住地・住民の確保とは、その領有者にとっていかにして法的に認められたのだろうか。これこそが、保有の権限即ち住人別雑役勤仕・免除の権限に他ならないのである。さきにみたように、右の権限は、名・別名にはない保有のものとして、保の立券に際して、認可者たる国衙から与えられていた。まさにこれこそは、保に与えられた固有の法的権限と言えるのだが、ここで重要な点は、勤仕・免除の対象となつた雑役が、住人を対象として又単位として賦課されていたことである。即ち、一章の考察から知られるように、雑役賦課の対象としてあらわれる者はつねに「保民」「保住人」「土民」「保神民」「保内民」「所住之民烟」「在家」のごとく、保に定住したものとして表現されている。従つて、雑役賦課・免除の対象とされたのは、定住性が問題とならない「浪人」「寄人」ではなく、

「保」の形成とその特質

保に定住せる住人であつたと断言できるのである。

とすれば、住人別雑役勤仕・免除の権限とは、居住地住民の確保を、その領有者に対して法的に保証したものとみなすことができる。雑役勤仕・免除は領有者に認可者国衙が与えた義務ないし特権であるけれども、義務たる勤仕においてさえ、その前提として、保にかかわる農民を、保民として居住地に即して把握することが保証されていたといえるからである。

しかし、ここで留意すべきことは、住人別雑役勤仕・免除の特権によつて法的に保護されたのは、居住地・住人の把握に限られていた点であり、これを超えた例はひとつもみあたらないことである。従つて右の法の特権が与えられていれば、住人はその結合体を形成しての畠山野へ田保有を拡張やすかつたし、従つて領有者はかかる関係を全体として把握しうる条件を得たといえるのだが、あくまでもそれは現実の結果であつて、法的権限そのものではない。従つて現実の場でそれをこえる法理をもつた者が出現しない限り、田畠山野をとりこんだ領域体を現実構成し、又掌握することができたのだが、ひとたび他者が法を楯として領域を侵すならば、これを排除する力を保固有の法理によつて形成することはできなかった。保がしばしば領域的なまとまりをもつたものとして現れながら、時に他者の所領が領域内に存在しており、そのことじたいを保に固有な権限にもとづいて否定しえなかつたこと、従つて決して一元排他的な所領として成立することも認められることもなかつたのは、まさに右の理由からするものと言えるのである。

なお本節結尾に、保の規模に触れておこう。令制の「五家保」は文字どおり五家をもつて構成され、「京中保」は一坊の四分一という定面積から成っているのに対し、当該の保に住宅又は面積上の規模が定められていたとみること

は、一章の考証から考えてもまず困難である。ただし、②③⑭など公郷の単位と事実上重なるケースが拾えることもたしかだが、この点でも同時に⑨播磨国小犬丸保が布瀬郷内にあるのに対し武蔵国師岡保(図表一参照)は逆にその内部に大山郷を含む存在であるという、郷との不一致のケースがあることをみのがしてはならない。定住居・定面積・所与の行政又は所領単位との関連という点は、保に固有の制度的条件ではないとみてよいであろう。

しかしだからといって、保が一定の住民を領域的に組織できなかったものでなく、むしろ住人別賦課権の下にそれを実現していたことは既述の如くである。問題は、住人の領域的組織化が、画一的な形式や所与の条件に制約されなかったことが知りうることであろう。とするなら、保の現実の規模には、逆に保に組織される住民の実態あるいは組織する領有者の諸条件が郡・郷などに比してかなり直接的に表現されることになると思われる。

二節 保の領有者

本節で検討しようとするのは、保の領有者と認められるもののタイプ及び性格についてである。いま保のタイプを、領有者と領有者間の関係から分類すると、左の四つに大別することができる。

(イ)保本来の領有者が在地領主であるもの。

①播磨国久富保、②伊賀国矢川・中村保、③同国築瀬保、④備後国斗張保

(ロ)元来の領有者は在地領主だが、ある段階で国司又は在京領主が領有者にかわるもの。

①播磨国久富保、④備後国斗張保

(ハ)はじめから国司又は在京領主が領有者として登場するもの。

「保」の形成とその特質

- ⑤能登国得藏保、⑥丹波国米光保、⑦伊賀国丸柱保、⑧播磨国小犬丸保、⑨近江国日吉保、⑩伊予国山崎保、⑪越後国高田保、⑫近江国犬上坂田北郷細江郷便補保、⑬丹波国波々伯部保、⑭近江国守富保、⑮下野国蘭部保、⑯若狭国国富保

(二)元来在地領主の私領であるものを、立保に先立って国司又は在京領主が領有者となるもの。

- ⑧能登国菅原保、⑮丹波国波々伯部保

右の整理から、まず気付くことは、ごく初期に成立した保の領有者は、在地領主に限られており、国司や在京領主がみられないことである。即ち、(イ)のうち①久富保は一〇七一年以前、②矢川・中村保は一〇八二年以前、③築瀬保は一〇八七～九四年の間に各々成立しているのだが、国司又は在京領主の領有は、(ロ)(ハ)を通して、⑤得藏保の一〇八九年が初見でこれを遡るものは見当らないのである。この点は、断片的に知りうる他の保のケースを考慮に入れてもかわらない(図表一参照)。

第二の点は、第一の点の裏がえしであるが、(ロ)(ハ)の全体からしりうるように、国司又は在京領主が領有者であるような保は、右の得藏保を初見として以後広く成立してくることである。

以上の如く整理すると、まず保は十一世紀後半より在地領主の領有せるものとして登場し、ややしばらくして十一世紀最末期から国司又は在京領主が領有者となるケースをうみ出すことができる。それならば、前者から後者への転化はどのようにして行われたのか。そこで注目されるのは、(ロ)のケースである。このうち④については保成立の事情が不明であるから措くとして、①の例はきわめて示唆に富んでいる。即ち一章でみた如く久富保は初見の保であり、十一世紀七〇年代から在地領主の領有下にあったが、このうち、一〇九四～九七年の間に時の国司に寄進され、それを媒介にしてのちに在京領主たちの手に伝領されていったものであった。つまり、在京領主の保領有は、すで

に在地領主によって領有されていた保が、その領有者から国司又は在京領主へ寄進されることによって成立したことをこの例は示している。もちろんすべての在京領主の保がこうしてできたのではないこと(ハ)(ニ)から明瞭である。しかし、(ロ)のケースがわずかに一例ではあるが、(ハ)(ニ)のケースが出現する冒頭の頃にみられることは注目されてよいだろう。(ハ)(ニ)のケースは継起のしかたとしては、(ロ)を媒介にしていると考えられるからである。

なお、以上の整理によると(ニ)のケースが残されるが、⑧菅原保は、在地の寄進とはいえこれを保にしようという意図は寄進前より領有者国司の側にあったとみられるし、⁽²⁾⑮波々伯部保も他の例から推してその可能性が大きい。⁽³⁾従って、これらは、(1)(ロ)と比較すれば(ハ)に近く、その一変形とみなしうるものである。

以上によって、領有者の諸形態およびその相互関連があきらかとなった。

次に、この領有者は、法的諸関係の中ではどのような性格を有していたかを見ておこう。そこで注目されるのが「保司」である。一章の考証から、保司の存在は、③⑤⑫⑭⑮⑯⑰⑱の各ケースに存在していたことが確認される。他のケースに存在しなかったことは確認できないし、右の諸ケースのうち、⑤得藏保一〇八九年以前にみあたらないことを別とすれば、領有者・別保便補保の別・地域差にかかわりなく存在する。従って少くとも十一世紀末以来は一般に設置されていたものと考えてよいであろう。

それではこの保司は、どんな性格の者として法的に認められていたのだろうか。まず領有者が在地領主のケースで具体的にわかるのはわずか③築瀬保だけであるが、ここでは一章の考証のとおり、保司文部氏はあきらかに領有者そのものに他ならなかった。では国司又は在京領主のばあいはどうだろうか。残る右の諸ケースのうち⑫をのぞく⑤⑭⑮⑯⑰⑱では、保司となっていた者は、領有者がいずれも機構であるから同一ではないけれども、その機構の頂点に

「保」の形成とその特質

ある者ないしその内部に地位を占める者ばかりであった。のこる⑫越後国高田保の保司は不明だが、在地の中原氏の可能性はうすいから、在京領主撰関家関係の者である可能性が大きい。とすれば、かかるケースにおいても、保司は、ほとんどが、法的には領有者を代表する立場にある者とみることができるのである。この点は他の諸例を検討してもかわらない（図表一参照）。つまり、保司は在地・在京領主をとわず、事実上その領有者に重なるといつてよいのである。

それならなぜ、彼は領主といわれるだけでなく、保司といわれねばならなかったのか。そこで保司という表現が、いかなる文脈の下に用いられているかを整理しておこう。そこで、一章の考証から、保司としての職務が表現されているケースをひろい出すと⑤得蔵保における荒田開発の申請、⑫高田保における収納（得分）、⑭犬上郡便補保における御封所役勤仕、⑯守富保における官物の国衙および領主への徴納、⑰蘭部保における開発勸農の申請、をあげることができる。つまり、保司を職権遂行の主体としてみるならば、彼は収取物の国衙への弁済ないし国衙からの免除にもとづく収得、および開発・勸農の主体としてあらわれている。前者の権限が後者たることを前提として与えられること、この時代の土地領有一般にみられるところである。とすれば、保司として与えられていた権限は、開発・勸農を前提として、官物・雑事を弁済する義務又は免除される特権に他ならなかったといえるのである。従って、保司たるの呼称は、本章一節でみた保固有の法的権限を遂行する主体に与えられたものに他ならないのである。即ち保の領有主体は、領有という状態からみれば領主とみなしうるのだが、現実⁽⁵⁾に法で定められた権限の遂行主体としてみれば、保司といわれたのである。このばあい権限遂行の主体が機構として認められることは考えがたいから、保司はつねに個人として表現されなければならなかったといつてよいであらう。

三節 保の認可者

本節の目的は、保および保にまつわる諸権限・所職を認可・設定する主体がどこにあったかを明らかにすることである。

まず保の定立そのものを認可する者から明らかにしてゆこう。一章の検討から知りうるように、②③⑤⑥⑦⑧⑩⑪⑭⑮⑯など圧倒的な諸例で国司（国守）が唯一停立の決定主体であった。しかも、残る①④⑨⑫⑬⑰のケースは史料の性格上認可者が判明しないのであって、国司以外が認可者としてあらわれるものはない。この点他の断片的に知りうるケースを検討しても同様である。保の停立が国司（国守）専断に属すること、まず動かぬところであろう。

右の如く保の停立そのものが国司の専断により、官の承認を必要としないならば、保にまつわる諸権限・所職についても同様である可能性が大きい。まず前節で考察した保司という所職が誰によって設定・認可されたのかをみておこう。

保の成立にさいして保の設定を語る史料は、一章の考証の如く意外なほど検出しがたい。唯一明瞭なのは⑤得藏保の場合である。即ちこれによれば、

……件保雖荒地、賢圓可開發之由、去春依申請、令補保司候了……
加賀守在判

とあって、補任の主体が、明らかに国守であるを知る。これとやや異なるケースとしては、寿永二年（一一八三）に

「保」の形成とその特質

⑮波々伯部保にかんし感神院政所（別当）が補任する例がみられるが、およそ官が補任するケースはみられない。しからば、⑤と⑮の関係はどう考えられるか。そこで注目すべきことは、⑤に関する国守の補任は立保の際であること、⑮の補任は、保成立より八九十年経た段階、保司職が感神院大別当の系列で世襲化されている時期に、いわば領主の機構内部で行われている行為であること、のちがいである。保司の補任について知りうるケースは、右の二つにつきるが、これを矛盾なく説明しようとすれば左の如くである。即ち、保成立の段階においては保司は国守から補任をうけるが、そののちの領主内の保司の交替はその機構内で譲与ないし補任によって行われること、これである。

（後者において国守の追認を必要としたか否かははかりがたい。）

もっとも、わずか右の二例からすべてを推しはかつてよいか否かは問題が残るのだが、⑤が在京領主の領有する保として出発したにも拘らず、保成立時点において賢円が醍醐寺という機構から保司に補任されているのではないことは注意してよい。とすれば、さきに検証した保自体の停立が国司の専断に属した点を考えあわせるならば、少くとも成立の段階で、保司が国司以外のものから設定されたと考ええることは困難である。これに対し、保の領有が確立した後は、右にみたように保司の交替が当事者内部の譲与・補任によることもあっただろう。しかし、保の廃止がやはり国司の専断に属していたことを想起するなら、右の点にも拘らず、つねに保司は国司に何らかの形で統制されていたとみるべきであろう。

この保司の国司への恒常的従属の内容にかかわってくるのが、保に与えられた法的権限認可の主体についてである。さきにみたように、保に固有に与えられた法的権限は、開発にもとづく田率官物・住人別雑役の弁済・免除であったが、まさにこの権限を遂行する主体こそが保司に他ならなかった。官物・雑役の弁済免除は保の存続する限り存

在する権限だから、この点こそが保司が恒常的にもっている権限であり、又それを認可決定する者に対する義務であった。しからば、右の権限を与えた者はだれか。保と保司の停立・認可の主体が国司であるから、これも国司以外のものを想定することはむずかしい。事実、一章で考証した②③⑥⑦⑨⑩⑪⑭⑮⑯など官物・雑役の弁済・免除の知りうるケースでは、いずれも国司がそれらの認可者であるとみて矛盾を生じないが、とりわけ、⑯守富保、⑰菌部保では、明瞭に、国司の発給した文書に、右の二つの権限が保に対して規定されていたことを確認できるのである。保に固有な法的権限の二つを認可決定したのも国司であること確実である。従って、保司も、この二権限において国司に恒常的に従属する立場にあったことが知られたのである。

以上によって、保の停立、保司の設定・統轄、保固有の法的権限の認可など、保にかかわる制度的枠組がすべて国司（守）の専断によって設定・認可されていることが明らかとなった。⁽⁸⁾

四節 税制体系からみた保の二形態

一章でわれわれは①③と⑭⑮を各々ブロックとして扱ったが、その規準は、前者がいわゆる通常の保、後者が便補保であると指摘しておいた。本節では、一章の個々の考証を土台として、右の二形態の内容を確定しよう。

まず、通常の保について。①③の各ケースの保は、いかなる理由から一括しうるのだろうか。そこで税制からみたこれらの保に対する呼称を一章の考証から拾い上げると、②矢川・中村で「別保」、③築瀬保で「別保」||「別符」、⑥米光保で「一色別符」||「一色保」、⑦丸柱保で「別符」||「保」、⑯野田保で「別納保」、⑰守富保で便補保となる前に「別保」、などを見出すことができる。

「保」の形成とその特質

別保といい別符といい保を意味するばあい同一物であること、③の例からあきらかである。又別符と別納の表現の差は、別名の研究においてすでに言及されているように、別名のばあいは、收納の面からみれば郡郷司から独立しているゆえに別納といわれるのであり、その法的根拠づけの面からみれば、国司から直接に別納の旨の符を得るから別符といわれるのである。⁽⁹⁾保においてもかかる表現に差があるとは思われない。とすれば、結局対象としては、別納保も別符と同一だといえる。従って別保＝別符＝別納保とみなしうるのである。そこで、以下これらを一括して別保として扱うこととする。

さて別保は、いかなる点で共通の性格をもっていたのだろうか。そこで注目されるのは、別保が、別納保とともに一色保とも一色別符ともよばれたことである。別納保とは、さきの言及から推定できるように、郡・郷・名一般とは別の規準で直接国司に対して收納の義務を負うていたとみられるのだが、一色別符とは官物又は雑役いずれか一色のみを別符に従って弁済するの謂であるから、まさに別納保の一形態に他ならない。このように、語義から推すと、別保とは、国衙に対して税收納上直接に接続し、一般郡郷名から区別される租税上の特権を有していた保とみなすことができるのだが、個々のケースで検証されるだろうか。そこで別保の名称のみえる②③⑥⑦⑬⑮について一章の収取関係の考証に立ちもどると、③⑥⑦⑬⑮で明瞭に一色又は別納率による弁済が確認ないし推定される。別保の名称のみられないものでも、④⑤⑩⑪などにおいて弁済上の免除特権の存在を知りうるから、これらが別保である可能性も大きいだろう。

しかし、ここで注意を要するのは、便補保以外はすべて別保と捉えうるかという問題である。①⑧⑫及び便補以前の⑮などは必しも郡郷から独立した単位として特別の弁済上の特権を得ていたと断定しにくい。もっとも別保でない

とも断言はできないが、この点是一章で検討外においた素材で、明確にすることができる。

即ち『吾妻鏡』文治三年四月廿三日条所引の周防国在庁官人等解の一節に

就中謂得善・末武者、非指庄号之地、又无國免別納御下文、只爲地頭職可致沙汰之由、鎌倉殿賜下文許云々、而寄
哀於武勇、彼兩保令押領之上……………

とあって、同国得善・末武兩保は、庄園でないことは勿論、国免別納御下文さええない、従って別保でさええないタイプであったことを示している。右の文脈からみて同保を便補保とみることは無理であろう。あきらかに、便補保や別保のような免除特権をもたない、一般の公領の名と同列に扱われるべき保が存在していた。従って①⑧⑫⑮などがこのようなケースである可能性も充分考慮せねばならないだろう。このような保に対し、便補保や別保のように独自の歴史的名辞を見出すことは困難であるので、範疇化は控えておきたい。

しかし、右の区別にも拘らずこの保と別保とは、免除特権のあるなしを超えて共通の特質をもっている。それはいづれにしても、国衙の通常の租税収取の体系の中で扱われているという点である。この点は次にのべる便補保と根本的に異なる点であって、これら二タイプを一括して通常の保として扱ったのは右の理由に拠っている。

次に便補保について。便補保とは、国衙にわりあてられた官人寺社の御封（封戸）を保をもって代用したものであること、⑭⑮の各ケースで考証された如くである。⁽¹⁰⁾従って便補保においては、通常の保で免除や弁済の対象となつた官物・雑事が、そのまま便補される御封として立用される点も一章でみたとおりである。

「保」の形成との特質

以上のようにみるなら、便補保の性格は租税の收取目的上あきらかに国衙の通常の收取ルートから区別される、従って通常の保と異なるものとみることができる。しかし、以上の区別とともに重要なことは、両者はどのようにに連関しているかである。

そこで注目すべき点は、便補保の出現は通常の保の成立よりしばらくおくれることである。即ち、一章の考証から明瞭なように、便補保の初見と確認できるのは⑭犬上郡便補保⑮丹波国波々伯部保の一〇九八年であって、この時期までにはすでに①②③⑤の成立を確認でき、又そこで「別保」なる一般名称が通用できるほど、保は一般的に成立していたのである。以上の点を念頭におくと、便補保は保の一般的成立を前提にして、一派生形態として成立したと推測されるのだが、事実、⑯守富保は、あきらかに、別保守富保をとらえて、これを御封の便補たる便補保に組織がえし、租税收取の系統をくみかえたものである。もちろん、⑮⑯など他の性格の所領をいきなり便補保としたケースも存在するが、それは問題とならない。便補保誕生の初期の時代に⑯のごときケースが確認されることが重要である。便補保は、保の一般的成立を土台として、その收取の系統を御封の便補に編成することによって、その限りで通常の保と異なるものとして誕生したのである。

御封を国衙の計算だけで処理せず、特定の田地を対象として固定し、これを御封の代用として便補する制度は、すでに「名」を対象として保の出現する前から成立していたこと、大石直正氏の研究によってあきらかである。⁽¹¹⁾とすれば、保の一般的成立とともに、御封の便補が保にまで拡張られることは、ありうることといわねばならないだろう。

五節 地域性がもたらす保の偏差

最後に、保の成立や諸特徴が、地域差によってどのような偏差をもたらすかに触れておきたい。

保が全国ほぼ全地域に成立したものであることは、すでに竹内氏らによって『莊園志料』を素材として指摘されているが、この点は、本稿の検討によっても同様である（図表一参照）。また、本章一節から四節までに検討した保の諸特徴は、その特徴を有する保が畿内・中間・辺境のあらゆる地域に存在するところからみて、地域によってその特徴のひとつが欠落するというものでもなかった。それならば、保は地域の差異によって、何も異なるところをもたらさなかったのだろうか。否である。

そこで注目される点は、保の生成・一般化と地域性の関係である。一章で考証した①②③⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑭⑮⑯は、はやいものは十一世紀半ばにおそくとも十二世紀初頭の康和四年（一一〇二）ごろまでに成立していることが確認されるのだが、実にこれらの保は、播磨・伊賀・丹波・近江・加賀・能登など畿内およびその近国に限られている。この点は断片的に知りうる他の例を加えてもかわらない（図表一参照）。これに対し、遠隔地の保は、断片的に知りうるケースを加えても、承徳年間（一一〇九七～八）成立の陸奥国日吉社領の保が確実な初見であり、多少可能性の幅をとっても十一世紀末をさかのぼることは考えられず、これを起点としてその後各地に広範に成立してくることを知りうるのである（図表一参照）。

以上の点にもとづけば、保は全体の傾向としてはじめから全国各地に一斉に成立したのではなく、まず十一世紀後半に畿内周辺に成立し、十一世紀末十二世紀初頭までにその一帯に一般化するようになってから、辺境にまで広がっていったとみることができるのである。これがいかなる理由によるかは次章で検討することとなる。

「保」の形成とその特質

注

- (1) 『続左丞抄』一、建久八年四月卅日官宣旨(鎌、九一二号)。
- (2) 一章三二二ページ参照。
- (3) 同じ感神院便補保である⑭近江国犬上郡便補保ははじめから便補の対象としてさがしあてられたものである。一章四六ページ参照。
- (4) 一章注(97)参照。
- (5) ここで、必しも保と断定できない性格の所領に「保司」が存在するケースにつき付言しておく。管見のところ紀伊国三上院内別所願成寺(願成寺文書安元元年八月十九日僧宗願談状、平、三七〇二号)と備前国赤坂郡内国領別所瀧山(吉備温故秘録所収慶立寺文書承安三年十二月安倍頼廣寄進状、平、三六五〇号)の二例にみられる。このわずかな例から推定することはむずかしいが、いずれも「別所」であることは注目される。備前国領の方に「保司并人民百姓」と記されている点からすると、別所は、保同様に住人別賦課が行われていたものかと考えられる。とすれば、そこから、国衙に対して弁済の主体となる者が「保司」の概念で捉えられる条件があったといえようか。
- (6) 醍醐雜事記十三、平、一二八二号。
- (7) 建内文書、同年八月四日感神院政所下文(平、四〇九九号)。
- (8) なお、ここで保司とともに保の所職としてみえる公文職に

ついて付言しておきたい。一章①久富保でみたように、同保が国司藤原顕季の家領となった段階で、旧来の領主為辰が得ていた権限は「公文職」だった。また若狹国太良保では、治承二年在地にいない保司源某から大法師雲巖なる者が「公文職」に任ぜられ、「保内を沙汰」すべく命ぜられたが(東寺百合文書は、治承二年二月廿三日太良保公文職補任状案、平、三八一八号。同文書は、養和二年四月廿一日太良保公文職補任状案、平、四〇二二号)、網野善彦氏が『中世荘園の様相』一四〇二二ページで指摘されたように、雲巖は同保内に居住し保内の勸農を司る者であった。また周防国与田保では、元来在地の領主源尊の先祖の開發により、代々保司職が継承されたが、子孫僧重与のとき同保が蓮華王院領楊井庄に加えられたことにより、重与は公文職を与えられ知行することになったという(東大寺文書五—一〇六、周防国古文書、寛元二年四月与田保公文僧源尊重言上状案『大日本古文書、東大寺文書』所収)。

これら、平安時代の保公文職の性格を語る史料によれば、同保の領有者が非在地系(在京系)領主にうつり、従って保司職もそちらに移った段階で、在来の領主又は新しく設置された在地の保管理者に与えられた所職が、「保公文職」であったとみてよいだろう。

この他保の在地の所職としては、下司職を認めることがで

きる。史料的には建久四（一一九一）年四月十六日將軍家政所下文（毛利家文書、鎌、六六八号）に「周防国安田保」の「下司職」とみえるのが初見で、以下しばしば史料上に認められる。この下司が公文と異なるものであることは、神護寺領播磨国福井庄西保において「下司公文兩職」が存在した（貞永元年九月廿四日鎌倉幕府下知状、神護寺文書二所収）例からも知ることができる。いま公文と区別される下司の職能を具体的に把握することはできないが、保に下司の存在するケースは、平安時代に遡るものがみられず、又いずれも在京系領主の領有する保に限られる点からみて、在京系領主の保が事実上官省符型の荘園と同質化するに及んで、（第三章一〇五ページ参照）これらの荘園に通常下司と公文が併置されたところから、設置されるに至ったのではないかと考えられる。

（9）坂本賞三前掲論文。

（10）以上の指摘は松岡・竹内・坂本各前掲論文でなされているが、以下の考察の前提となるので再度確定した。

（11）同氏「平安時代後期の徴税機構と荘園制——解体期の封戸制度——」（『東北学院大学論集』一号）。

（12）竹内前掲論文。

（13）『中右記』同年十二月十五日条に「（陸奥）国解云、住人清衡為山千僧供、立保、籠七百町也、是從有宗朝臣任雖立始」とある。有宗は『同記』承徳二年二月三日条に「陸奥守」とみえ

るから、本文のように判断した。

（14）なお、網野善彦氏は、常陸國小栗保が、「寛治・康和」のころ即ち十一世紀末十二世紀初に成立したとのべられている（常陸国における荘園・公領と諸勢力の消長上）、『茨城県史研究』二四号）が、氏が論拠とされる年次を記した『伊勢大神宮神領注文』（建久三年八月、神宮雜書、鎌、六一四号）にとりあげられているのは、「小栗御厨」であって、「小栗保」ではない。史料上に「小栗保」が出現するのは、弘安二年常陸国作田惣勘文案（税所文書、『茨城県史料中世編Ⅰ』所収）にみえる「伊勢御厨小栗保」が初見である。もちろん、十三世紀末には御厨が小栗保と呼ばれていたのだから、小栗御厨が成立した寛治・康和のころからその母体が保であった可能性が絶対ないとはいえないが、建久三年神領注文とともに、『吾妻鏡』治承四年十一月八日条にも「小栗御厨」という表現はあっても、保と記されていない点からみて、必しも古くから保であったとは断言できないように思われる。従ってここでは初見史料からははずした。

むしろ、ここで注目すべき史料は、大治五（一一三〇年）六月十一日下総権介平経繁注進状案（樺本文書、平、二一六三号）に、下総国布瀬郷を御厨に立券するに際しての證文としてみえる「布瀬郷内保村田畠在家海船等注文」であろう。「内保村」が布瀬郷内の保と村を示すか、内保村という村名

「保」の形成とその特質

を示すかは決したが、もし前者であるとすれば、一三〇年をさかのぼる時期にすでに保が存在していたことになる。それがいつまで遡るかはあきらかでないが、同史料に公郷にかかわる「在家」がみえるところから考えて、公郷在家役が成立する十一世紀と十二世紀の境の時期（戸田芳実『日

本領主制成立史の研究』を遡ることはないといつてよいだろう。従ってかりにこの史料をとったとしても、十一世紀半ごろまで辺境の保の成立時点を上げる必要はないといえよう。

三章 保の歴史的位置

本章の課題は、二章で摘出された保の諸特徴の相互連関を捉えながら、保の歴史的位置に接近することである。しかし、保が平安時代後期にはじまる土地所有・行政機構の一形態である以上、保に前後する土地所有・行政機構の諸形態との連関を捨象したところで、保の諸特性の連関のみから保の歴史的位置の確定を云々するのは不可能であろう。そこでここでは、まずこれら土地所有・行政機構（別名・荘園など）と対比しながら保をとらえ、そのうえで保の諸特徴の意味を位置づけてゆくことにしたい。

一節 歴史的環境と保の成立

a 別名的所有から保へ

——保成立の前身——

一章の考察をふりかえると、別名と保の関係を知りうるケースにおいて、二者の間には制度の背後の運動における連続的な連関と制度面における前者から後者への飛躍があるのを認めることができる。

まず運動の連続面からみよう。②伊賀国矢川・中村、③同国築瀬でこの間の事情を詳しく知りうること一章で考証した如くである。これによれば、十一世紀半にすめられた別名領有による開発は、いずれも数十年を経ぬうちにゆきづまり、さまざまな打開策にも拘らず、結局所領を維持できず、放棄されて隣接の強力な莊園黒田庄に吸収されてゆくことになったのだが、それは別名領有者にとっての問題にすぎなかった。

現地における作人・田堵らの耕営・開発そのものは、別名領有者の開発がゆきづまるころ、むしろ次第に活発に展開するに至っていた。即ち矢川・中村では実遺遺領が薬師寺別当に売却される一〇七四年ごろから、田堵・作人の耕営・開発は活発だったし、一〇八〇年ごろには黒田庄民が作出して開発に参加する程であった。築瀬村でも、同じころ黒田庄田堵が築瀬村に田屋を作って定住するほど開発は活発になっていたのである。保は、まさにかかる開発の進行する十一世紀八・九十年代に各々設定された。別名から保へと転回する間、在地における農民レベルの開発は一貫して活発になっていたのである。

しかし、以上の如き連続面にも拘らず、別名および保という制度そのものに即してみるならば、二者の間には明確な差異がある。まず別名の制度的特徴を先学の研究にみちびかれながら整理することからはじめよう。

渡辺澄夫氏や坂本賞三氏の研究が解明した別名の特徴は、以下の如く要約される。⁽¹⁾まず、別名では、名と同様に、官物および万雑国役は田（畠）の現作量にもとづいて賦課される。ところで本来国司の恣意に任されるのが通常であった名への賦課率は、十一世紀半ば公田官物率法成立にともなって定量化されるのだが、別名の一般的成立はこれと重なるから、その賦課は定量化された公田官物率法によっていたといつてよい。しかし、別名が名と決定的に異なる点は、別符・別納ともいわれた如く、賦課率・賦課対象が一般の名と区別されて優遇され、收納単位としても郡郷の系

「保」の形成とその特質

列から独立し直接国衙に接続するところにあった。別名固有の特性はこの点にあって他ではない。

もつとも、従来の研究では、以上の他に別名の特性として、名と異なり保とともに一円的な領域性をもつことを指摘しているが、この点は従いがたい。これらの諸見解の出発点ともいえる大山喬平氏「国衙領における領主制の形成」(はじめに)注(2)参照)では、若狭国大田文所引の別名が郷庄などとならんで記されているところから少くもその一部は明確な領域体そのものと捉えられた。たしかに同大田文には一定領域内を対象とした別名が存在するが、そこで問題とされているのは大田文という文書の性格上領域内の所定の田地だけであり、そのかぎりで「別名」といわれているにすぎない。従ってこれを根拠に領域内全域や居住者まで別名を通して一元的に把握されたとまで議論を発展させることは困難である。

全面的論証は他日を期さねばならぬが、この他従来の論究においても別名が領域性をもった制度であることを具体的に論証しえた業績はみられないし、又別名関係の史料そのものにもそれを積極的に示すものを見出しえなかったことは確実である。本稿であつかった②矢川・中村でも、禅林寺座主・醍醐寺僧都らが領有した別名の内容は「四至内開發田」十町にすぎず、③築瀬村でも、元興寺大僧都の領有した所領は「田代荒野」を含むものの、法的に支配を認められたのは現作田への田率支配にすぎなかった。あきらかに現作の散在田地しか法的には承認されていなかったといふべきである。もちろん、②③の例でみたように領有者による一円排他支配の論理や個別的な住人別支配方式も別名の末期には登場してはいたが、これらは領有者の論理をこえて法的客観性を帯びていたのでもなく、個別の試行をこえた一般的原理にもなっておらず、現作田を対象とする田率支配の体制に制度的変更を加えるものではなかった。⁽²⁾

しかし、右の別名に対し、そのあとに誕生した保は、あきらかに制度的に新しい段階を劃するものをもっている。二章の一節で整理されたように、保は現作田への田率官物賦課の他に、住人を対象として万雑国役を賦課することが法的に位置づけられていたのであり、その結果住人を媒介として彼らが実際に占取する領域体を掌握することが可能となったのである。

そしてこの点に関連して重要なことは、右のごとき保の出現によって、農民の開発の進捗にも拘らず領有がゆきづまるといふ別名段階の背反現象は一応解決し、保の下に農民の開発はそれなりに組織され、保もそれなりに存続することとなるのである。②③において保成立後も開発が進行したことは確かであるし、他の例でも保の成立とともにそれに組織されて開発が展開したことは一章でみた如くであった。とくに⑫越後国高田保において、中原兼俊の所知する別名光永名が一反歩の田地さえ失って空洞化したのに対して、同人所知下の高田保は荒野をかかえこんで維持され、保民を使つての開発がつづけられていたことは、別名に比し保がいかに住人の開発を組織しやすい制度であったかを如実に語っている。

それでは、この段階の開発の展開はどうして別名領有をゆきづまらせ、保という制度をひき出したのだろうか。又保はいかにしてそれなりに住人の開発を組織しえたのだろうか。

②矢川・中村および③築瀬村のケースはこの点にかんしても豊かな素材を提供している。即ち、すでに触れたように、保成立前の一〇七〇年代には両村とも農民レベルの開発がかなり活発になっていたことを確認できるのだが、その開発は、隣接の黒田庄民が集団をなして矢川・中村及び築瀬の地に進出し、田屋を構えて開発に参加するという性格を帯びていた。この段階の史料では庄民の開発参加のあり方は、以上の程度しか知りえないが、保成立から三・四

「保」の形成とその特質

十年しか経ぬ保安四年（一一二三）の同地域（公郷）に関する史料は示唆に富んでいる。

一、同庄住人等号因縁所従、居住公郷百姓在家數十字、近代成妨、不令隨國役事、
右得同前解狀稱……而居住公郷之百姓等、爲遁一旦事、成彼庄住人等於追從之間、狼耀威猛、或号因縁、或稱所
従、偏不令從國務、爰郡司等存先例、宛催所役之處、庄民等如蜂發向、不辨理致、殆所擬冤凌國使也、……⁽³⁾

即ち、これによれば、当時公郷（矢川・中村及び築瀬）に居住する百姓数十字は、因縁又は所従という形で黒田庄民に結びついていたこと（a）（b）が知られる。この結合が、保成立前における庄民の公郷への進出と開発の参加にもとづいていることは多言を要すまい。とすれば、かかる関係を史料上に発見できるのは保安四年であっても、保成立前の段階に、開発への介入にともなうかかる庄民と公郷民の結合が形成されていたことは確実である。しかもこの庄民は、保安四年のころ郡司の国役賦課に対抗して集団で実力蜂起した（c）ほどであるから、公郷への進出にともない、開発の上でつよい結合体を形成していたこともまず疑いない。とすると、公郷百姓等は、保成立前の段階から、少くとも黒田庄民を媒介として、開発にかかわる結合体を形成していたことを推定できるのである。

右の点が認められるならば、次にかかる結合体による開発の性格が問題となる。この点は文書から直接には知ることがいが、歴史地理学的復元方法で補うことにより、ある程度接近することができる。即ち矢川・中村及び築瀬の地は、十一世紀前期までに全体としてかなり荒廃化していたこと一章でみた如くであり、例えば築瀬村のごときは、治暦二年（一〇六六）に至ってさえ見作田は十七町をさほど越えるものでなかった。⁽⁴⁾ いま築瀬村について十七町を目安

として、現地調査によって用水系統との関連をみると、かつて別稿で報告したように、その開発は周囲の中級河川からの取水でなく、もっぱら山間からの自然湧水・溪水による開作に依存していることが知られる。⁽⁵⁾十一世紀半までのこの地の開田の情況は、右のような自然湧水・溪水による小規模灌漑、従って地形に決定的に左右された小規模散在開作が主要な形態であったとみられる。

これに対し、十二世紀半から末までの間に開作田数は急上昇する。図示すれば左の如くである。

図表 二名張郡公郷開田数

	矢 川	中 村	夏 見	築 瀬
長 承 (一一三三)年(6)	三九・九〇〇〇町反歩	一一八・二・三〇	三七・七・二四〇	?
安 元 (一一七六)年(7)	五六・七・二五〇	一一七・九・三〇	五三・九・二二〇	六〇・五・三〇〇
養 和 (一二八一)年(8)	五六・七・二五〇	一一七・九・三〇	四〇・六・四〇〇 (一二三・五・六〇〇)	六〇・五・三〇〇

これによって、かかる開発は十二世紀前半から半ごろまでにはほぼ遂行されていることが推定されるのだが、今、養和元年の田数を目安として、用水との関連を考えると、同じく別稿にのべたように、矢川・中村・築瀬ともに、周囲を流れる宇多川・名張川などからの取水又は各村内での大規模用水池の設備なしに、これらの田積をうるをすることは不可能なのである。即ち、保成立前の十一世紀後半から、保の成立をはさんで十二世紀半までにこの一帯で展開された開発の性格は、既述の小規模灌漑による散在田地の小開発をこえて、中級河川からの取水・用水池の開さくを前提

「保」の形成とその特質

とした一定領域全体の開発をめざすものだったと云うことができる。

とすれば、保の成立前段階における百姓の開発をめぐる結合体は、まさに右の開発を課題とした、少くともそれをやがて顕在化させるような要素をもったものであったこと確実であろう。保の下で右にみた如き河川用水・用水池開さくを軸とする開発が住民の結合力や領主に組織された住民の力で遂行されたことは、①久富保や⑨小犬丸保でみられた。しかし、かかる開発が保の誕生とともに突如として可能になったとみるなら、かえって現実的な解釈からはなれてしまふだろう。右の検討の結果は開発が顕在化したのは保成立後であったとしても、少くともそれを課題とする結合力の形成は、成立前からうまれつつあったことを示している。

しかし、すでにみたようにかかる開発にも拘らず別名領有は行詰った。なぜだろうか。そこで注目されるのだが、この段階の開発の課題は、右の如く定住化した住民の結合体による一定領域全体を満作化せんとする点にあったにも拘らず、別名領有そのものには、それを積極的に組織する法的根拠が与えられていなかった。即ち、別名領有によって与えられた法的権限は、別規準による田率賦課であったから、田地別の支配はできたけれども、住人を居住地に即して把握することも、領域体全体に対して支配を及ぼすことも、法的には何ら裏付けられていなかったのである。もちろん、法的根拠がないからといって領有者は田地支配以外何もしなかったわけではない。さきに②矢川・中村③薬瀬でふれたように、領域支配の論理も個別的な住人別支配も、開発の進捗に伴って打出されていた。しかし、法的に認められた論理でも一般的な収取方式でもなかったから、これで別名的領有の行詰りが効果的に解決されるはずはなかった。別名領有のゆきづまるなかで、②矢川・中村に保が立てられた直後、実遠遺領を伝領した領主藤原保房は、これに対抗して「稱去年之未進、恣推取人民之牛馬、相妨農業」げたと云われる程、生産過程に破壊的な行動を

取ったが、別名系領主が、いかに住民とその生産過程を安定的に掌握しえていなかったかを、これは端的に示している。

これに対し、保には、その固有な法的権限として、はじめから田率支配の他に、住人別雑役賦課という形の支配が認められていたこと、既述の如くである。とすれば、田地という間接形式でもなく、寄人¹⁰という不安定な方式でもなく、まさに現地に定住している住民を、定住の場に即して、しかも集団として組織することが公然と許されるのである。住民の側も、このような法が立てられた以上、浪人化するのでもない限り、ここから逃がれることはできない。こうなれば、住人の結合によって開始された領域的開発を公然と組織できることになるのである。

保という制度は、以上の如くみれば、別名方式によっては、活発化してきた住民の領域的開発の力を、今一度上から組織・支配せんとめざす者の側から、それを一定程度満たす制度として持ち出されたものと見ることができるであろう。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆

以上私は、保成立の前提条件を別名との関連でトレースした。しかし、保の前史がつねに別名であるわけではない。事実②矢川・中村③築瀬村にしても、特定の別名を除く部分は実遠領のままだから、通常の名と同質とみてよいし、⑥丹波国米光保の前段階は所謂免除領田としての大山庄であった。このように保のうまれる場所は、公領名・別名・免除領田型荘園と多様であり、ただ一円領域型荘園だけがないのである。

しかし、それは不自然なことではない。公領名・免除領田型荘園といえども、田率支配をこえた住人別支配は何ら法的に認められていなかった¹¹。従って、一円領域型荘園は領域内の全面掌握が認められているから別だが、それ以外

「保」の形成とその特質

の右のごときタイプでも、住民の間に領域的開発への志向がつよまれば、それにかわる制度が必要とされたのは当然であって、保をうみだす前提条件としては何らことならなかったとみられるのである。⁽¹²⁾

にもかかわらず、ここで別名との関係をことさらにあげたのは、一般に云われるように、別名は名（公領・免除領田に共通）のゆきづまるところに出現したとされているにも拘らず、それで即座に住民や領域が支配できたのではなく、その一定のゆきづまりの上にあらわれる保に至ってはじめて一定程度満たされる、という関係を明らかにしたかったからである。

尚、右のようなプロセスを経て保が一般的に成立すれば、次の段階で、領有者のイニシアチブの下に保がさまざまな形で設定されるのは当然であろう。⑤加賀国得藏保のごときは、ほとんど荒野に等しい所を保としたものであり、名・別名も内在的開発も前提としていたとは考えがたいが、派生的形態としては充分ありうることである。

b 一円領域型荘園との対抗関係

——保成立の環境——

前項で広義の名・別名領有のゆきづまりから保が誕生することを考えた。しかし、名・別名領有のある所、どこでも保の成立に結果するわけではない。かなりのちまで別名・名がそのまま残るところもあるし、⁽¹³⁾名や別名から直接荘園へというケースもあるからである。⁽¹⁴⁾とすると、保の成立を契機づけるものとしては、先行する土地所有形態の問題の外にも、いわば外在的な条件を検討することが必要となってくる。

そこで注目されるのは、成立期における保の環境に焦点を合わせると、一円領有型の荘園との関係が指摘されるこ

とである。②矢川・中村③築瀬村のケースはこの面でも貴重な史料をのこしている。以下隣接の黒田庄との関係をこの面からトレースしよう。

長元年間から天喜年間（一〇二八～一〇五八）の間に、黒田柚は、四至内住人工人の臨時雜役免除（長元七年）、四至内見作田官物及び人夫臨時雜役免除（長曆二年⁽¹⁵⁾）、四至勝示確定及び国使不入（天喜四年⁽¹⁶⁾）という段階をふんで一円領有のもっとも強固な形である、不輸入型荘園黒田庄に転化する。

しかし、ここで重要なことは、不輸入型荘園としての確立以後、黒田庄住民の、公郷矢川・中村及び築瀬らへの出作が活発になる事実である。先学の指摘にもあるように、天喜三年（一〇五五）ごろまで、公民の黒田柚への入作は国司と領主東大寺の間で頻繁に問題とされる程であったけれど、⁽¹⁷⁾逆に庄民の公郷への進出はほとんど問題にならなかった。しかるに一章以来触れてきているように、不輸入型荘園としての確立（天喜四年）以後保成立前の承保・承暦年間（一〇七四～八一）には、黒田庄からこれら公郷へ庄民が進出し田屋を構えて半ば定住しつつ出作に従事するに至っていたのを知りうるのである。

公郷へ進出した庄民がその領域的開発の展開に重要な役割を担ったことは前項にみた如くだが、ここで重要な点はある。かかる庄民の進出を公郷住民が拒否しないのみならず積極的に受け入れようとしたことである。

すなわち、矢川・中村では保成立後の寛治二年のころ（一〇八八）、黒田庄出作庄民と公郷百姓からなる住人たちは、藤原保房に対して加地子を納めるを非として訴えを起こしていた。がその行動は、「東大寺黒田御庄住人相語公民、致如此之訴云々」と保房側から指摘されるほど庄民と、公郷住民の積極的な結合のうえに展開されていたのである。⁽¹⁸⁾なぜ公郷住民は、これほど庄民に積極的に結びつこうとしたのか。

「保」の形成とその特質

そこで再度注目されるのは、前項で扱った保安四年の官宣旨の一節である。⁽¹⁹⁾即ち公郷居住の百姓たちが「彼庄（黒田庄）住人等に追従を成し」それを笠に着て「或いは因縁と号し」たり「或いは所従と稱し」たりしたのは、「一旦の事を通れんため」即ち「國役に随わ」ぬための行為に他ならなかった。彼らは庄民の因縁・所従という身分になれば、国役が免除されるものと考えていたのである。

公郷百姓がそのような発想を持ち得たのはなぜか。他でもない、黒田庄はすでに一円領有の不輸不入型荘園として、その庄民にはすでに国衙からの領域内住民に対する国役賦課が免除されていたからである。しかも、当面する十一世紀後半は、いまだ居住地主義が確立してはいなかったから、⁽²⁰⁾かかる性格の庄民が庄域外に出作するときも、この論理は生命をもっていた。それは、嘉保三年（一〇九六）同庄出作田堵の田屋（畠）への地子（住人別国役）を、国司自ら収取の対象でないと明言していたことから明瞭である。⁽²¹⁾

右のごとくみれば、公郷住民が隣接黒田庄庄民に結合・同化しようとしたのは、それによって国衙・別名領主の全面支配から一定程度自由になり得たからに他ならないといえるのである。

しかし右の点は逆に黒田庄領主東大寺にとっては、公郷住民を庄民化する絶好の材料となった。しばらく後の史料であるが、天仁二年（一一〇九）には、すでに東大寺は出作庄民と結びついた公郷住民の田地は寺領なりと公言して、国衙を相手に訴訟するまでになっていた。⁽²²⁾保成立前にすでに公郷住民の庄民への結合が成立している以上、右の主張がこのころから生まれてきたことは容易に推測できる。こうして、名・別名下で住民による領域的開発が展開しようとも、隣接に一円領有型の荘園が成立しているばあい、その開発の諸力は荘園領主側に吸収され、その結果所領自体が荘園化される可能性まで生じたのであった。

事態ここに至れば、この公郷に対して独自に領有者た然とする者は窮地に追い込まれること必定であろう。いかなる形をとるにせよ、名・別名系領主が従来の方式のままの領有を維持できなくなったこと、既述の如くだが、それは、右の点をふまえるなら当然の帰結といわねばならぬ。

しかれば、領有者にとって右の窮地を打開する、いかなる方法がありえたらうか。考えられる可能性は三つである。即ち、一つは隣接の莊園に対抗できる同質の莊園をうち立てること、一つは自らの領有者としての地位を放棄して売却・譲与等の形で隣接の莊園に吸収されること、一つは隣接に対抗しつつ独自の領有制度をうみ出すこと。

第一・第二の道がなかったわけではない。第一の道は本稿との問題の関連がうすいからここでは捨象するが、第二の道は、②矢川・中村③築瀬村において一つの方向性として存在した。すなわち実遠遺領矢川・中村の継承者藤原保房は、一章でみたように住民の開発が活発になる十一世紀末より黒田庄領主東大寺に接近し、その力を借りて所領維持をはかうとしたうえ、遂に寄進・譲与という形で全所領を東大寺に明けわたした。築瀬でも、実遠遺領は信良の手によってすでに治暦三年（一〇六七）その領有権が東大寺に貢進されたのである。

しかし、右の二つの道のうち、第一の道は後述のようにごく特定のばあいしか取りえなかったし、第二の道は、旧来の領有者としての地位の放棄であるから、つねに望まれた道でないこと明瞭であろう。このばあいかりに莊園領主への譲与が所謂職権留保の寄進であっても、領有権が莊園領主にある以上、新たな莊官としての地位が予想以上に制約されていたことは、近年の研究が解明したところである。⁽²³⁾

とすれば、右の二つの道を取れぬ又は好まぬ者は、第三の道として、一円領有型の莊園の如き権限はないが、領有者としての地位を存立せしめうる独自の領有方式を必要とするに相違ない。このとき保は、二章一節でみたように住

「保」の形成とその特質

民を居住地に即して支配できる新しい法的根拠をもった制度として、このような条件の場で成立した。

②矢川・中村保の設定にあたって、国司に宛行われた在地の者は、「官物租税」の他に「宰吏専非勘納之色」るところの「畠桑芋」―垣内住人に対し「任意推奪、狼藉爲宗」たことを一章の検討からあきらかにできる。この行為そのものは、国司側の反論によっても事実としては否定されていないから、旧領主側の誇張とみる必要はない。とする、ここから、立保とともに、強硬に住民支配が開始されたことが確実となる。保における住民別賦課・免除権は決して在地と無関係な次元の制度だったのではなく、正に住民別支配を実現させるための武器であった。とすれば、保を必要とした者にとっては、当時右の法的権限を得て強硬突破せねばならない障害が在地に横たわっていたはずであり、それはさきに検討した黒田庄側からの住民の組織化と無関係とは考えにくい。

とするなら、右の事実は、保の領有者になろうとした者が、まさに既述のような一円領有型荘園などの対抗関係の下で、住民を独自に把握して領有主体に転化しようとするとき、保がもちこまれ与えられたことを示すものと云うことができるだろう。

もっとも、以上の関係は②③のケースをのぞけばほとんどトレース不可能であるのだが、①久富保の場合も、西隣に当時藤原公任からやがて摂関家へと伝領され、すでに長和四年のころに寄人化という形ではあるが強力な住民把握への志向を持っていた有年荘²⁴を確認できるし、紀伊国石手保・市保ノ渋田保・直川保などは、一円領有型の高野山大伝法院領といずれも接し、それが十二世紀前半期に成立するのと同後して形成してすることも確認できる（一章末図表参照）。他のケースでもこの点を否定する素材はみあたらない。初期の保の成立の外的契機として、一円領有なしそれへの志向性をもつ所領との対抗関係を認めることはまず許されることであろう。

c 領有者と認可者

——領主的領有における保の位置——

前二項において保の成立を前史と環境との関連をみながら考察した。以下本節では、これを念頭に置きながら、二章でみた領有者と認可者の特徴に光をあてなおし、保の歴史的性質に接近したい。

そこでまず領有者の問題からとりあげよう。二章で整理されたように、初期の従って本来の保において領有者は在地領主として登場したのだが、どうしてそうなったのだろうか。ここで想起されるのは、前項に示したように、保は、隣接の一円領有型荘園に対抗するに際し、同質の荘園で対置しえなかった者の所産であったことである。

それなら一円領有型荘園の領主になりえた者は何なのか。そこで注目されるのは、保が一般的に成立する十一世紀後半以降において、かかるタイプの荘園の成立を認可するのは太政官（政府）であり、この太政官によって領有者と認められた者は特定の大在京領主あるいは特定の地方大寺社に限られていた、という事実である。この点の全面的論証は他日を期さねばならぬ。しかし、管見のところ右の事実に反するケースを見出せないことだけはのべておきたい。

右の点が確実になれば、保とは、まさに右の如き可能性と条件をもちえなかった者の要求から出てきたとみることができる。とすると候補にうかがえるのは、大づかみにいって、弱少在京領主・在地領主・耕作農民の三種類であろう。しかし弱少在京領主のばあいには、大在京領主に対抗するよりは結合するケースの方が支配的であったから、自らの所領を一円領有型荘園にする道が大きく開かれていたといえるし、又農民が農民の集団的結合体として法的領有主体となるケースは、後述のごとくこの時代にはまず存在しえなかった。従って、在地領主的存在がもっとも保を独

「保」の形成とその特質

自に必要としていた者であるとみなしうるのである。

保の本来のケースにおいて、領有者がみな在地領主的存在とみられる者であったのは、まさに右の事情によるものであったと考えてよいだろう。保とは、かかる理由から在地領主的存在を領有者として登場したものであったゆえにこそ、初見のケース①久富保で保内に領有者の開発の拠点としての私宅Ⅱ屋敷が設置されることさえ見出しえたのである。

しかし、右の点は初期の本来の形の保では有効であるが、十一世紀末から国司又は在京領主が領有者となるケースが登場することも、二章でみた如くである。これが、初期の保に対して派生形態であり、在地領主領有の保が彼から在京領主国司に寄進されるという段階をふんで一般的成立をみることも、二章で指摘された。では、なぜかかる派生形態が生まれたのか。

そこで注目されるのは一章でみた⑪伊予国山崎保のばあいである。即ちここでは、国司の領有と推定される同保は久安四年ごろより太政官に申請してその認可を得て四至を限った荘園にすることが計画されたのだが、その理由は、国司の交替によって「爲後司被成妨」ことを憂慮したからであった。二章でみたように保の停立が国司の専断にかかっていたことを想起するならば、国司の交替によって判断が逆転することは当然おこりえたことである。後司による保の否定は⑥丹波国米光保・⑮丹波国波々伯部保などで実例を確認することもできる。

領有者が国司という在京領主の一変形であってさえ事情は右の如くであった。とすれば、国司より右の点で弱い立場にあった在地領主において、常に右の如き停廢の危険があったこと確実である。このようにみるならば、停廢の危険の強いばあい、在地領主は自らの法的領有権を放棄して下司の位置に転じようとも、国司又は在京領主へ保を寄進

するという行為に出ざるを得ぬケースを生み出しうることとなるのである。在京領主領有という保の派生形態がうまれるには、源初の領有者在地領主の側に右のごとき事情があったのである。そしてそれゆえにこそ在地領主の在京領主・国司への寄進をステップとして在京領主領有が一般化したのであった。

なお、在京領主側は、保が官の認可を必要としないゆえに、官の認可による荘園ほどの法的特権を得られぬものの、それを領有できる条件のあるとき、否定的立場をとるとは考えられない。又保の法的権限のうちに在京領主が領有者になれないという制約もおよそ存在しえなかった。とすれば、右にのべた在地領主の内在的条件がある以上、在京領主がそれをうけいれ、又やがて在京領主独自の力で保を立てようとうごきだすようになるのも、当然ありうるのみるべきであろう。在京領主による領有の一般化はまさに以上の理由から生じたといえるのである。

しかし、右にのべた事実、あくまでも相対的な問題にすぎない。つねに保停廃の危険があるわけではないし、又いかに保停廃の危険があろうとも、在京領主・国司に寄進することによって在来の領主としての地位が全面的に否定されるようなばあいには、在来の保をそのままの形ででもまもり通そうとしたであろう。事実③伊賀国築瀬保のケースは右の事情を如実に物語っている。即ち、一章でトレースしたように、同保は長治三年保に復してよりのちも、たえず隣接黒田庄の荘園化という問題と直面せねばならなかったが、この間保司丈部氏は決して同保を黒田庄に包摂させることを許そうとはせず、十二世紀後半に入っても、黒田庄側の武力攻撃にも屈しようとしなかった。東大寺が當時すでに築瀬をのぞく名張郡ほぼ全域を荘域におさめ、在地の領主を極力押さえた強力な直務支配を展開していたことは先学の指摘する如くである。⁽²⁶⁾とすれば、領主丈部氏としては保を維持する以外に在地の領主としての活路はありえなかったといえるのである。十二世紀に入ったのちも又鎌倉時代に至っても、在地領主の領有する保が存在するこ

「保」の形成とその特質

と、いくつかの断片的事実から知ることができるのだが、(図表一参照)その理由は、つねに保が後任国司にたおされるとは限らなかったこととともに、右にのべた事情にもよっていたといえるであろう。

以上の考察によって、保とは、本来在地領主が法的領有の主体になろうとする要求に規定されつつ出現した制度であることが明白となった。

次の問題は保の認可者が国司であったことの意義である。保の停立と保にかかわる諸権限・所職が国司の認可と設置によることは第二章で考察した如くだが、なぜ保は国司認可のものであったのだろうか。領有者にとっていかなる点で積極的意味を持ちえたのだろうか。

そこで注目されるのだが、国衙の承認のみで成立する所領は、名・別名、郷などのケースから知りうるように、保の成立前から、在地の者が直接その領有主体になりうる条件をそなえていた。この点の論証も他日を期さねばならないが、いまこの事実に反するケースを指摘できないことだけは付言しておきたい。これに対し官の認可を必要とする一円領有型荘園は、さきにふれたように、特定の地方社寺をのぞけば、強力な在京領主しかその領有者にはなりえなかったのである。

とすれば、在地領主は、一円領有型荘園に対抗しながら、自らの領有権を確保した領域支配をうちたてようとする以上、官省符による一円領有型荘園とは異った形のもので、かつ名・別名とも異なる形の所領を、国衙の認可だけでうみ出させることが必要となっていたということができよう。保が国衙認可のものであることが必要だったのは、まさに右のような在地領主の領有権の確保にあったとみてよいのである。

なお、右の点が認められると、保が一章③築瀬保でみられたように、時に「国保」「国領保」といわれたことの理

由が明らかになる。即ち、十一世紀末から十二世紀に入るに従って、国衙認可だけの免除領田型の荘園はゆきづまり、逆に官の認可によるタイプのものが爆発的に増加してゆくことは一般的傾向として認められる。とすれば、名・別名などとともに国衙の認可のみで成立した保は、かかる荘園と次第に区別されるようになるだろう。事実あきらかに一章でみた⑬越後国高田保のケースでは保は、荘園と区別されるものとして、国衙周辺の国衙にとって要地される場所に設定することが認められていた。国司の判断ひとつで保の停立は左右できたのだから、保を国衙に直接プラスになる方向に国司が活かそうとすることも、荘園に比すならば不可能ではない。しかも、保は名・別名とちがって、住民を居住に即して支配することが可能だった。とすれば、国衙の認可のみで成立し、国衙領を支える基盤となる名・別名・郷・保などの中にあって、保はとくに強力に国衙を支える基盤にも転化しうる可能性をもっていたということが出来る。すなわち、国司と保領有者の利害が一致したならば、保は国衙領の砦ともいべき役割をはたしうる存在だったのである。とすればこのような保が時に「国保」「国領保」と呼ばれるのは、蓋し必然といふべきであろう。

以上、前項の考察をふまえて、保を領有者と認可者の二側面から捉えなおした。これを前提にすれば、保の歴史的な特質を左の如く要約することができる。

第一に保とは、在地領主が自ら領有主体としてはじめて住民とその結合体を居住の場に則して支配しえた法的な制度であるが、その支配は住人別雑役賦課権に制約されて、官認可の一円領有型荘園には及ばなかった。

第二に、しかし、保は、右の弱点にも拘らず、在地領主にとって、国衙の認可だけで自ら領有主体になれた存在であるから、この点で一円領有型荘園に包摂されるより、自立しえたのであり、又政府からも相対的に自由になりえた

「保」の形成とその特質

といえるのである。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆

しかし、右の評価は、保が在地領主の支配にとって一円領有型荘園よりも一歩前進であることを意味しても、農民一般にとってもそうであったということにはならない。

保はたびたびふれた如く、たしかに農民の領域的開発の展開を基礎として成立したのだが、開発を担う農民の欲求に直接こたえた制度ではない。すでにみたごとく、保に与えられた固有の法的権限が、住人別雑役賦課権であり、与えられた所職が保司職であったことは、保が、この農民の結合体を組織せんとめざす領主とくに在地領主の欲求に答えるものでしかなかったことを示している。

この段階で、保と別に、農民の領域開発に直接応えた制度があるわけではない。それがなぜであったかは、それ自体問題となりうるが、ここでは保が、農民の領域開発にも拘らず、それを逆手にとった領主にのみ応える制度であった点だけを指摘しておきたい。

二節 便補保と地域差の問題

a 便補保の歴史的位置

二章の考察で、便補保とは、封戸がその代用地（「名」など）で便補されるという条件の成熟の下で、保が一般的に成立する段階に至って、便補の対象が保に拡大されたものであることが明かにされた。しかも注目すべきことに、便補保が成立すると、次第に名の便補は減少し、平安・末鎌倉に入ると封戸の便補として登場するのはほとんど保に

しぼられてくるとみられることである。この過程の詳細な考証は省略せざるをえないが、例えば若狭国大田文など一
国規模で便補のあり方を知りうるものによると、明らかに便補として登場するのは保だけとなっていることを指摘し
ておきたい。

とすれば、問題は、なぜ保が御封便補の対象として他より好んで用いられるに至ったかである。

そこで注目したいことは、封戸とは元来、戸をまるごと給与の対象とした制度であったことである。もちろん封戸
は十一世紀には名を対象に代用されるようになっていた程だから、事実上田率による支配しかできないようになって
いたと考えられる。しかし、重要なことは、だからといって封戸は、すべてが田率の官物米の割取だけに制限され
たと云えない点である。即ち、一章の検討から知られるように、⑯近江国守富保では保田を媒介したものが臨時雑役
が中男作物油の代とされていたし、⑮丹波国波々伯部保及び⑰下野国蘭部保では、明らかに住人別の雑役が領有者の
自由に委ねられていた。この点は、他にも例を拾うと、備中国尊勝寺便補多気保で月別兵士が徴発されていたこと、
主殿寮便補加賀国某保及び同紀伊国某保でも各仕丁一人がわりあてられていたことなどを知りうる。すべての封戸が
その条件を満たしているのではないが、封戸においてはかかる人身別賦課が存在するケースが認められることが重要で
ある。しかも、⑯の例の如く十二世紀初頭でさえ中男作物という封戸本来の人身賦課の形式が存在しており、そこ
はその代が問題とされたが、それは保田に照合しているのである。即ち逆に考えれば、この段階においても、封戸は
本来の制度理念にもとづき人身課役を徴発しうるものというたてまえが消滅してなかったと、推定できるのであり、
その理念に基き、実際の条件がみたされるところでは、実施されることがあったと云いうるのである。

右のごとくみるならば、保がその条件を満たすものであったこと明白である。即ち保には明らかに田率支配の他に

「保」の形成とその特質

住人別支配が法的に認められていたからである。もともと一円領有型荘園においても当然住人別支配は認められていたけれども、これは官の認可で成立を認められたものであるから、国衙がその収取の過程に入りこむことはできない。しかしすでにみたように、御封の便補にさいしその設定を行うのは国衙であって、官そのものではない。従って国衙が一円領有型荘園をとらえて御封の便補とするのは不可能である。一方保成立の段階までで、国衙の認可で停立の決まる所領名・別名・保のうち、右の条件をみたすものは保しか考えられない。

とすれば、保の成立ののちに御封の便補がこのんで保にあてられるようになるのは、自然のなりゆきであったといえるだろう。

b 地域差の問題

二章末尾で、畿内周辺では十一世紀後半に保が成立するが、遠隔地ではしばらくおくれ十一世紀末からであることが指摘された。では、この地域による成立時期のずれは何を意味するか。しかし、この問題は、荘園公領の全国的な構造の解明の過程でしか本格的に解決しえないだろう。ここでは前節を糸口の一つの予備的視点を提示するにとどめたい。

そこで注目される点は、前節で言及した荘園の一円領域化が推進される時期が、実は地域の差によって同じくずれているといえることである。

即ち、前節においては、十一世紀の半より保が成立するに先立って荘園の一円領域化が強力に開始されていたのべたが、そもそも十一世紀後半に保が成立するのは、畿内周辺に限られるから、指摘された右の点は、実は畿内周辺の荘園に限って考察されたにすぎない。それから、遠隔地ではどうか。結論を先にいえば、管見の限り十一世紀末ご

るまで在京領主の有する一円領有型荘園が成立した形跡をつかめない。全面的な論証は他日を期さねばならないが、この地域によるズレを典型的に読みとれるのが東大寺領荘園の場合である。東大寺は十一世紀半ごろより寺領荘園の不輸入化をすすめるのだが、この過程で不輸入化に成功したと認められるのは伊賀国黒田庄・玉瀧杣、美濃国大井庄・茜部庄など畿内周辺までの荘園に限られている。遠隔地荘園としては、伊予国新居庄、因幡国高庭庄、越中国井山庄・石栗庄・丈部庄・成戸庄・須加庄・幡生庄・大荆庄・俣田庄、越後国石井庄・土井庄などを指摘できるけれど、越後国二荘をのぞけば、みな十一世紀末には退転してしまっていた。⁽³⁰⁾越後国石井庄については、畿内周辺の荘園の不輸入化がすすめられた十一世紀半から、たしかに東大寺側からの積極的な開発は幾度も重ねられたにも拘らず、一向に住民は安定的に組織されず一円領域化も確立せず、十二世紀の半に至っても、土井庄とともに散在坪々かなる荘園にすぎなかったのである。⁽³¹⁾あきらかに、領主側の努力にも拘らず、遠隔地では畿内周辺と異って十二世紀初まで在京領主による荘園の一円領有化は成功していない。

とするならば、本章一節の畿内周辺のケースでみられたように、在地領主が、十一世紀後半急速に住民と領域を支配する固有の制度を必要とするさい、一円領有型荘園ないしそれへの志向性をもった所領との対抗が契機のひとつになったのだから、この条件が成熟しない十一世紀末までの遠隔地においては、在地領主にとって右のための固有の制度をつくることは必しも必要でなかったとみる可能性がでてこよう。

事実この時期までの遠隔地在地領主の典型である在庁・郡司・郷司などで、その所領構造の知りうる例⁽³²⁾大隅國禰寢院司建部氏・安芸国高田郡司郷司藤原氏・下総国相馬郡司千葉氏などをひろいあげると、いずれも所職と私領に分かれ、私的領有の及ぶ私領は名・別名の構造しかとっていないことが知られる。⁽³³⁾

「保」の形成とその特質

もちろんこの間在地領主を志向する在庁・郡司・郷司などが、住民と領域を支配する意志がなかったわけではないが、住民が一円領有型荘園などに包摂される危険がない以上、右の意志は、所職（郡司・郷司など）と私領のくみあわせでそれなりにみたしえたであらう。

しかし、遠隔地に保がなかなか成立しない理由のひとつが右の点にあるとすれば、この地方にも一元領有型荘園の出現に象徴される情況が生ずるとともに事情は変化すると推定される。遠隔地で一元領有型の荘園が成立する初見はさしあたり越後国白河荘の長承三年（一一三四）なのだが、同国高田保はほぼこのころに成立したと推定されたし、これをさかのぼるものでも、遠隔地の保の確実な初見は承徳年間（一一〇九七〜八）である。まさにこれらの事実はその推定を裏書きするとみることができないだろうか。

三節 保の歴史的限界

以上前節までにおいて、保の成立とその歴史的位置を考察した。しかし、史料制約から個別の例の累積による帰納法で考えざるをえず、ためにある時代に保が国々の所領構成全体の中でどれほどの位置と比重を占めていたかという点には言及することができなかった。そこで本節では、まずその点を考察し、その上で、かかる性格の保のゆきつく限界を指摘して、本稿のしめくりとしたい。

前者の問題を考えると、好個の素材となるのは、少し下った鎌倉時代のものであるが、諸国大田文である。そこで、まず鎌倉時代の所領構成を伝えている大田文をひろいあげ、保が各国所領総数の中で占める位置・比重を図示しよう。

図表三 諸国大田支における保の存在形態

国名	所領総数	保の数	国領保	庄領保	成立年次
薩摩	一〇五	〇	〇	〇	建久一八七〇年
大隅	一二四	〇	〇	〇	建久一八七〇年
日向	八〇	一	一	〇	建久一八七〇年
能登	八五	三三	?	?	承久二二二〇年
石見	一〇七	〇	〇	〇	貞応二二二〇年
淡路	三六	七	七	〇	貞応二二二〇年
若狭	一〇一	二〇	一一	九	支永二二二〇年
常陸	二〇 ^(+a)	四	三	一	弘安二二二〇年
豊後	一五二	一	一	〇	弘安二二二〇年
但馬	一六二	四	四	〇	弘安二二二〇年
肥前	一〇三	五	五	〇	正応二二二〇年

(35)

右の表からまず第一に注目すべき点は、保が全所領総数の中で占める比重である。すなわち、ある時代の一国の新局面をとれば、薩摩・大隅・石見のように保の存在を見出し得ないケースもあって、名・別名・庄園などがまずどの国でも見出されるのとは比べれば、やや特殊な存在といわねばならない。しかし、右のケースは十一例中三つに止ってい

「保」の形成とその特質

ること、(その意味はのちにふれる)がより重要である。しかも、保の存在する国における保の数は、日向・豊後のごとく僅か一所というケースもあるが、中には淡路三六所中七所・若狭一〇一所中二〇所・能登八五所中三三所のうちに全所領の $\frac{1}{5}$ から $\frac{1}{3}$ にも及ぶケースも存在する。全体としてみるならば、保は決して例外的な存在だったのではなく、各国の所領構成の中で公領・荘園などとならんで独自の役割を荷ったものだったといつてよいのである。

第二に注目したい点は、国領保と庄領保の關係である。右の規準は、各保が国領・庄領いずれのグループに属するものとして大田文に記されているかを基として定めたものである。大田文からその頭書や添書などによって国領に含まれている保と庄領とされる保を区別して対比すると、後者を構成するものは在京領主の保の荘園化したものないし便補保ばかりであつて、在地領主領有とみられるものはまずみあたらない。とするならば、在地領主の領有するものはまさに前者に含まれていたと思われる。前者が在地領主のものばかりから成っていたか否かはわからないが、本章一節でみたように、伊賀国名張郡において在地領主郡司丈部氏が生命を賭して領有しつづけていた築瀬保のようなタイプのものが、「国領保」といわれていたことをも想起するなら、国領保が在地領主領有の保の不可欠の要素となつていたことは確実であろう。

さて右を前提にすると、次の点が注目される。即ち、表によると、庄領保は必しもどの国にも見られるわけではないのに、国領保は、保の存在する国には数は別として必ず存在するのである。まず前者の方から考えてゆくと、在京領主領有の保や便補は、保としては派生的な存在たること二章の検討の如くであり、その領有者が在京領主にしてみれば、条件さえ整えば保をステップとして官の認可する荘園にした方がより有利であること必定である。とすれば、右の大田文のように庄領としながらも保の名をとどめて荘園になりきらないものもあるうが、保の名を捨てて荘園に

転化してしまったものとしてありうるはずである。在京領主領有の保や便補保が完全に荘園に転化する例は一章の考証で①②③④⑤⑥⑧⑨⑪⑬⑮と圧倒的多数のケースで指摘したところであり、事実、右の大田文のある諸国でも、平安時代に保として確認できるものが、鎌倉時代に入って大田文の作成された時点では荘園に転化してしまっているというケースを能登・石見³⁶などで指摘することができる。荘領保が必しも存在しないケースがあるのはまさに右の歴史的経緯によるところ大きいといってよいであろう。

右の点を明白にしておく、逆にどの国でも保があるかぎり国領保が存続しているという事実は、在地領主にとって保のもっていた役割に深くかわる問題を暗示しているといえることができる。即ち、本章一節で考えたように、保が必要とされるような条件下においては、在地領主にとってその領有する保とは、自らが領有権を確保して住民と領域を支配せんとする限り、荘園に包摂されるのを拒否して維持してゆく砦とされたほど、決定的な役割を担っていたとするならば、在京領主領有の保や便補保が荘領の枠に入りさらに完全な荘園に転化したのに、国領保がながくその生命をたもっていたのは、その背後にそれが主在地領主に支えられたものであり、在地領主にとってその領主支配のうえで重要な役割を果たしたという問題があったからだといえるだろう。

第三の問題は、表の示す保の数量は、時代の差をこえて、あきらかに地域的な偏差をもっている点である。即ち、能登・若狭・淡路などは既述の如く各々全所領の $\frac{1}{3}$ ～ $\frac{1}{5}$ の比重を占める程保が存在するのだが、これらはいずれも畿内周辺という範囲に存在する。これに対して、他の八ヶ国はいずれも保の比重は五パーセント以下であり、大隅・薩摩・石見の如きは0なのだが、これらは一様に遠隔地といえる地方の国々なのである。これはいかなる理由によるのだろうか。

「保」の形成とその特質

そこで問題となるのは、遠隔地の荘園とくに一円領有型荘園の特質である。遠隔地に一円領有型荘園が登場するのは十二世紀に入るところからであり、保の出現もそれとかわっていることは本章二節でみた如くである。しかし、ここで重要なことは、かかる形で成立した荘園は、在地領主の寄進に基くものがほとんどであることとまず確実であり、同時に畿内周辺に比すならば在京領主の支配力は全面的とはいいがたく、むしろ在地領主が荘園によって住民と領域に対する支配を強めることが可能であったとみられることである。とするならば、保を本来必要とする在地領主にとって、領主化の道は保しかありえなかったわけではないといえるのである。とすれば、このような地方にあっては、保は、国衙との利害が強いなどむしろ特殊な条件の下でしか必しも必要とされなかったことになる。遠隔地に保がわずかしは見出せないのは、まさに右の事情によるものと思われる。

以上三点にわたって、大田文から整理される問題点に言及することによって、前節までの個別の累積の方法からみちびいた結果を、全体的構造の中に位置づけることができ、かつ前者による結論が後者と矛盾せずかみあうことがあきらかになった。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆

さて、以上の如く保を生成期を経た後の段階において諸国の全所領構成の中に位置づけられるなら、それを手がかりとして、逆に保の歴史的限界に接近することが可能となろう。

そこでいま右にのべた第二・第三の点を保の限界という視角から捉えなおすなら、まず在京領主領有の保又は便補は、時代の推転とともに事実上又は名目的にも完全に荘園に転化してしまふものが多かったことが問題となる。右の考察ではもっぱら領有者側からその理由を考えたが、しかし、領有者が荘園化することが可能だっただけの条件が保

そのものに内在していたことが重要である。だからこそ、保そのものの限界としてとりあげるのである。しからばその内的条件とは何か。

そこで注目されるのは、一章で詳しくみたように荘園化したケース①②③④⑤⑥⑧⑨⑪⑬⑮などは、みな一元領有型荘園になっており、中でいくつかはもともと強力な不輸不入型荘園に転化していることである。このことは、保が所領全域を一元的に領有する方向を刺激し展開させるものを持っていたのではないかという推定をよびおこす。が事実①②③⑦⑩⑮などの各ケースでは、あきらかに、立保以来領有者ないし住民の手によって、一元領有化をめざす開発が意図的に展開されていたことを確認できたのであった。しからば、保という制度にはそれを触発するような契機がふくまれていたこと確かなのだろうか。

そこで想起されるのは、二章一節でみた如く、保は、その当初から、住人別雑役賦課権という形で、住人が領域的に組織されること及びそれを領有者が支配することが法的に認められていたという点である。とすれば、右のような法的支柱があるならば、住民にせよ領有者にせよ、それをステップとして、相互がとり結ぶ結合関係によって占められる領域体を一元的に占有ないし領有できるものへもってゆこうとする一定の土台ができることは明瞭であろう。とすれば、一元領域化をめざす開発とその帰結としての一元領域型荘園への転化は、まさに保という制度自体の中にその芽をもっていたのであり、その展開とともに保自らが反対物に転化しこのりこえられることになるのである。

しかし、右にのべた保の限界性は、あらゆるケースに妥当したわけではない。さきに言及したように、保の領有がその死活を決定するような在地領主のばあいにおいては、いかに一元領有型荘園が一元的領有を可能にしても、領主としての領有権の放棄につながったから、それを拒否し、保を領有しつづけることが必要だったのである。

「保」の形成とその特質

だがもちろん、右の点はあらゆる在地領主に妥当するのではないことも、さきにみた。遠隔においては、一円領有型荘園の中に入っていくことによって、比較的強い領域支配をうちたてることが不可能ではなかったからである。

それならば、畿内周辺ならば、十二世紀末以降十三世紀を通して、在地領主は、己れの死活にかかわる所領をすべて保という形で領有しつづけただろうか。この問いをたてたとき、さきに検討した鎌倉時代畿内周辺国の大田文である淡路・若狭両国大田文は肯定的な答を提出してくれない。これら二ケースは国内の所領の在地における領有者を記載している点で右の問題を考える好史料である。しかし、荘園に包摂されずに各在地領主が領有している所領は、保を一切含まず、名・別名・郷などの性格の所領だけから成っているもののがかなりみられるのである。

それならば、時代の下降とともになぜ在地領主がすべて保を領有するという結果にならず、特定のもののだけがあるという形になったのだろうか。この点はきわめて困難な問題で、いま完全な論証と解答を用意することはできない。しかし、考えうる理由としてここでは左の二点を指摘することとしたい。

第一に、在地領主がのちまでつねに保の領有者としてつづかない点として畿内周辺に在地領主の領有する保が一般的に成立して一世紀も経ない十二世紀の後半から、荘園とは別に、保よりも住民と領域を支配しうる特自の制度が胎盪しつづあったことが考えられる。その制度とは地頭職である。地頭職の発生と幕府による制度化は、およそ独自に考察されねばならない課題であるが、あらゆる見解の対立にも拘らず、領域（従ってその内部の住民）を対象とする検断権をその萌芽のころから内包し、幕府成立の下で制度的に確立させたことは動かしがたいと考えられる。⁽³⁸⁾とすれば、この検断権が、保の住人別賦課権をこえる住民と領域支配のテコになったのではないかと推測されるのである。しかし、あくまでも一予測にすぎない。詳細な考察は他日を期さねばならぬ。

しかしいまひとつの点は、三章一節の。に触れた保が国衙領の皆的な役割をもっていたことが手がかりとなる。既述の点からすれば、国領としての保は、住人別支配が可能な点で国衙にとつても名・別名より重視されるはあいがあるから、かりに在地領主にとって保にかわる制度が誕生したとしても、むしろそれゆえにこそ国衙側の強いイニシアチヴの下に特定の国領保が国衙の膝下の支えるものとして維持・強化されることは充分考えられる。日向国で唯一の保として大田文に記されている「右松保」は、越後国高田保のように国衙の膝下に存在していたことも検証されている。⁽³⁹⁾とすれば、国領保が、ごく限られた形で鎌倉期以降にも存続してゆく条件は、右の点を考慮に入れて捉えることができるのではないだろうか。

注

(1) 渡辺澄夫「荘園時代の別符——豊荘園の研究——」(『大分県地方史』一一・一二合併号)。

坂本賞三前掲論文。

(2) もちろん別名の下で領主が領域支配をおしすすめようとしたことを否定するのではない。ただそれが別名という制度によって合法化されてはいなかったのである。

(3) 内閣文庫所蔵伊賀国古文書、同年九月廿九日官宣旨(平、二〇〇〇号)。

(4) 東大寺文書二一五、同年三月十一日元興寺大僧都房政所下文案。もつともこの十七町は実遠遺領分にすぎないが、同文書は同郷内に「残无敷荒野」があると記しているほどだか

ら、他の開作田を加えたとしても村全体としてみれば、後述の十二世紀後半とは比較にならない程荒涼としていたはずである。

(5) 拙稿「庄園調査報告、伊賀国黒田庄」(『月刊歴史』一九号)。

(6) 東大寺文書四一三、同年七月日伊賀国矢川・中村・夏見條田畠立券案(平、二二八二号)。

(7) 同右文書、同年伊賀国黒田新庄出作村々注文案(平、三七八一号)。

(8) 村井敬義氏本東大寺文書、同年八月日伊賀国黒田新庄出作田數四至注文(平、三九九九号)。なお、夏見条四〇町四反六〇歩と佐久田条十三町五反六〇歩を加えると前注(7)文

「保」の形成とその特質

書の夏見条の総田数と一致する。従って佐久田条の分を图表では夏見条内に加えた。

- (9) 東大寺文書四一四、永保三年十二月廿九日伊賀国司解(平一二〇五号)。

- (10) 寄人については別に検討する必要があるが、現実定住していたか否かは別として、領有者にとって、少くとも定住地を問題にしない身分であることは確実であろう。

- (11) 坂本賞三「免除領田制」「前期王朝国家体制の支配構造」(同著『日本王朝国家体制論』)。

- (12) もっとも、別名にともなう郡郷制の改編によって、郡・郷それ自体が在地領主の領域支配のテコとなったという見解は、大山喬平氏(前掲論文)・坂本賞三氏(前掲論文)をはじめ、かなり一般的にみうけられる。しかし、右の点を保や不輸不入型荘園への私領権と等しい次元で捉えようとするなら、少くとも十二世紀初頭までについては妥当するとはいえない。むしろ、この時期までの実例によれば、三章一一五ページにのべられているごとく、郡郷に関する所職はその中に有せる私領としての名・別名と異なるものであり、私領たる名・別名に対する程の支配も法的には認められていなかったのがたてまえであった。唯一郷全体を私領として扱った史料に久利文書応徳元年九月十日清原正宗讓状(平、一二一五号)があるが、同文書は石井進・稲垣泰彦両氏の御教示によれば、書

式・書体からみて後世の偽作とみなされるという。従ってこれは除外するべきである。

- (13) たとえば常陸国大田文(税所文書、弘安二年常陸国作田惣勘文案)によれば、鎌倉末期においてさえ同国内に別名が七所も存在したことが知られる。

- (14) たとえば安芸国高田郡司の私領は長元四年來別符重行名として領知されていた(厳島神社文書、同年六月三日散位藤原守仲讓状、平、四六一四号ほか)が、そこから保を経験することなく承安四年一郡全体に拡大して厳島神社の荘園に寄進される(同文書同年十月日厳島神社官等解案、平、三六六四号)。

- (15) 東大寺文書四一八五、天永元年十二月十三日伊賀国名張郡々司等勘注(平、一七三九号)。

- (16) 東南院文書七一七、天喜四年閏三月廿六日官宣旨案(平、七八九号)。

- (17) 東大寺文書四一八、天喜三年九月八日伊賀守小野守經書状(平、七二七号)。

- 同文書、天喜三年十月九日伊賀守小野守經請文(平、七三二号)。

- 戸田芳実「黒田庄における寺領と庄民」(『日本史研究』三〇)三七〜八ページ参照。

- (18) 内閣文庫所藏伊賀国古文書、同年六月十九日定使懸光国解

案（平、一二六一号）。

（19）前注（3）所引文書。

（20）伊賀国で居住地主義が国衙の方からうち出されるのは十二世紀初頭以後である。石母田正『中世的世界の形成』第二章参照。

（21）東大寺文書四—四、同年五月廿七日伊賀国司下文案（平、一三五四号）。

（22）東大寺文書四—四、同年九月廿六日官勘状案（平、一七一〇号）。

（23）永原慶二「荘園制の性格について」（同著『日本封建制成立過程の研究』）。

（24）同荘が長和四年当時公任領であったことは、『朝野群載』廿二、同年十一月十六日播磨国符で知られる。同荘はのちおそらく永久二年以前に関白師実妻麗子の所領京極殿堂領に入っている（拙稿「摂関家領の相統研究序説」、『史学雑誌』七六卷四号）八ページ）ことが確認される。なお、国土地理院発行五万分一地図により、同荘の位置は久富保の後身矢野庄の領域（さしあたり一章注（23）所引文書により推定）のすぐ西に「有年」なる地名が見出されることにより、本文のごとく考えた。

（25）根来要書上、長承元年十二月紀伊国弘田荘立券文案（平、二二五七号）、同天承元年十月十四日紀伊国司庁宣案（平、

二二二〇号）、根来要書下、永暦二年五月日紀伊国在庁官人陳状案（平、三二五三号）、紀伊統風土記付録一栗栖氏文書、承安四年十二月日紀実俊解文（平、三六七〇—一七号）。

（26）石母田正『中世的世界の形成』第三章。

（27）東寺百合文書ユ—三五、文永二年四月日若狭国惣田数帳（『福井県史』Ⅰ）。

（28）東寺百合文書レ、平治元年潤五月日宝莊殿院領莊園注文（平、二九八六号）。

（29）壬生家文書、文治年四月日、主殿察年預伴守方解（鎌、四四〇号）。

（30）東南院文書七ノ七、天喜四年閏三月廿六日官宣旨案（平、七八七）。

号東大寺文書四—四二、大治三年七月日東大寺御領見在庄園目録（平、二二一九号）

百卷本東大寺文書第七号、大治五年三月十三日東大寺諸国庄々文書并絵図等目録（平、二二五六号）

などから知りうる。

（31）一章⑫越後国高田保の項参照。

（32）大隅国禰寝院司についてみると、治暦五年正月廿九日藤原頼光所領配分帳案（禰寝文書六、平、一〇三三号）にみえる処分対象たる私領は「坪付抄帳」に明記された「所領田畠」であって、院・村そのものとしては記されていない。同院内南

「保」の形成とその特質

俣村そのものを私領と称するようになる初見は保安二年（一一二二）六月十一日大隅国正八幡宮政所下文（彌養文書六、平、一九二二号）である。

安芸国高田郡司のばあいは、永承三年七月二日安芸国高田郡司解（厳島神社文書、平、六六二号）以来郡司のもつ郡・郷の所職と私領別符重行名が明確に区別されており、その区別が完全に消滅するのは承安四年十月一日安芸国中原業長寄進状（同文書、平、三六六二号）によって厳島神社に一郡全体が寄進される段階である。

下総国相馬郡司についてみれば、十一世紀末から十二世紀初頭のころ郡司平経繁は同郡内布瀬郷の一部を別符として私領化していたが、（樺木文書、大治五年六月十一日相馬郡布瀬郷證文、平、二二六三号）、郡・郷はそれと区別された公的な所職であり、郷を私領として伊勢神宮に寄進できるに至ったのは大治五年（同年六月十一日平経繁私領寄進状案、同文書、平、二二六二号）のことである。

(33) 九条家文書、長承三年八月廿八日越後国司庁宣、（平、補五五）。平安遺文ではこれを紀伊国司庁宣としているが、この文書が伝えられた九条家の所領には、白河荘という名の荘園は紀伊国にはみあたらない。越後国にはそれが見出される（同家文書、治承四年五月十一日皇嘉門院惣處分状、平、三九一三号）から、同庄は越後国のもので、従って文書発給主体

も越後国司とみるべきであろう。

(34) 本節末尾にあたつて、以上みたような条件が成熟したとき創出された制度が、なぜ「保」という名称で抱えられたのか、という点にかんし付言しておきたい。

そこで問題となるのは、「はじめに」で区別した律令下の「五家保」および「京中保」との関連いかんである。

まず、律令行政の末端機構としての「五家保」がそれなりに実際に施行されていたことは、平安初期の近江国愛智庄関連の文書その他によって確認することができる。しかし、九世紀後半を境としてかかる性格の保は姿を消す。もつとも、

この時期の承和八年二月十一日某家政所告状案（内閣文庫所藏文書、平、六八号）には、越前国砺波郡で浪人を組織したものとみられる「宇治虫足之保」がみえ、五家保とは少々ことなる性格の保の存在が確認されるのだが、これも唯一ここにみられるだけである。史料の存否のみから断言はできないが、九世紀後半から十世紀にかけては全体として律令行政機構の解体期であることはたしかだから、これらの保が消滅するのは巨視的には自然の勢いといえよう。従って十一世紀後半以後出現する別保・便補保を、右の五家保との直接的関連の下に捉えるのは無理であろう。

では、「京中保」との関連はどうか。京中保とは、五家保が衰退する時期の貞観四年（八六二）京中を対象として五家

保を土台として制度化されたものであり、一条一坊中を四等分して保長と数人の保刀禰をおき、検非違使庁の統轄の下にその領域内に居住する家々を主対象として検断にあたったものであること、などがすでに明らかにされている。黒田紱一郎「中世京都の警察制度」(同志社大学人文科学研究所編『京都社会史研究』)。

いまこの点を念頭におくと、別保の出現する十一世紀後半を少し遡るころ京中保について次のような事実の存在が注目される。即ち九条家本延喜式裏文書によると、長元八〇九年(一〇三五〇六)ころの京の保刀禰の一連の解文(平、五五四〇五五九号)から、

因播掾秦重□(五条四坊一保刀禰、平、五五四号)

出雲目刑坂部(□条二坊三保刀禰、平、五五五号)

河内掾多治比(□坊保刀禰、平、五五七号)

□因播掾高向(□条四坊保刀禰、平、五五九号)

出羽掾秦(□条三坊刀禰、平、五六一号)

参河掾巨勢(□条三坊刀禰、平、五六一号)

播磨大目秦平光(□条三坊二保刀禰、平、五六六号)

河内掾出雲(□条三坊二保刀禰、平、五六六号)

摂津掾櫻井春辺(□条三坊二保刀禰、平、五六六号)

播磨掾(□条三坊二保刀禰、平、五六六号)

近江目桑原(□条三坊二保刀禰、平、五六六号)

丹波目縣(□条三坊二保刀禰、平、五六六号)

などの保刀禰の名をひろいあげうるのだが(保刀禰としてみるものの過半数)、これらは出羽掾をのぞけば、いずれも畿内ないしは比較的畿内に近い国々の下級国司の官職を負うたものとしてみられるのである。しかも注目されるのは、河内掾多治比・河内掾出雲、摂津掾櫻井・播磨大目秦など少なからぬ例において、各々の国の土豪の名を負うていることである。とすると、これらの国司肩書は単なる売官の結果ではなく、自らがその国司であるか少くともその一族にその職を得た者があるケースとみなすのが自然であろう、事実、長元七年二月八日播磨大掾万貞成解「九条家本延喜式裏文書、平、五二四号」によれば、播磨大掾であった播万貞成は「自彼国参上新司御許之間……京上」したというほどであるから、近国の下級国司ないしその一族が、右の諸例の如く京にも宅を構えて拠点をもちその保刀禰になっていたと、考えてもさほど奇異なことではないだろう。

そこで、右の点を念頭において、初期の保の領有者の性格を想起しよう。①久富保の領有者秦為辰は播磨国大であり郡司に任ぜられることもあった。又③築瀬保の領有者支部氏も伊賀国名張郡司であった。このように初期の保の領有者の特徴は存庁又は郡司などの職を得ていたことである。とすると彼らは十一世紀三十年代京中保の刀禰となっていた者と重

「保」の形成とその特質

なる身分の者が多かったといえる。事実播磨大掾秦為辰のごときは、右の京中保の刀禰としてみえる播磨掾・同大目らと同じ氏の名を負っているのである。

とする、とひとつの想定がここから浮び上る。即ち、十一世紀後半畿内周辺で出現する諸国の「保」とは、実は、京においてしばしば保刀禰にもなっていたこれら諸国の雑任国司らの手によつて、国守の承認の下に、京中保をその手本として、国内にもちこまれ、それゆえにまず彼らの階層（在庁および郡司）の所領の私領化のために援用するというかたちで生み出されたものではないか、ということである。

保が住民を定住の場に則して支配することを許された組織であり、その結果住民がとり結ぶ領域への支配が事実の上で可能になったことは既述のとおりだが、京中保もさきにみたように、京中の一定の住民を居住に従つて把握するものであり、それにもとづいて各保長の管轄する領域も定められるという性格のものであった。まさに、いずれの保も、役割こそちがえ、把握の論理は同一だったといえる。（そもそも京中保自体、同一の論理をもつて五家保を京中で制度化したものといえる。この点で五家保↓京中保↓在地の保と、各々の社会的役割の質は変化するが、保としての論理形式は継承されたのである。）

しかも、京中保の保長・保刀禰の設置・承認は、黒田絃一

郎氏の研究でもいわれているように、検非違使庁の専断に属し、いちいち太政官の認可を経ている。とすれば、まさにこの点でも保は在地領主層の欲求に応えうるものだったといえる。彼らは、このような制度ならば、自らが領有者になれたからである。

とするならば、畿内周辺の在地領主層において住民と領域を自らが領有主体となつて支配できる制度が必要とされたとき、京中保の論理と形式が、彼らの中核をなしかつ現実に京中保の役割を知っている雑任国司を媒介として、在地にもちこまれたことは充分に考えられることである。

しかも、保とは元来律令制下では五家保として全国に設置することがたてまえになっていたのだから、国守が彼らの欲求におされて国守専断の制度として承認するようになったとしても、共通の論理をもつ保を中央政府は律令法を遵守する立場上反対しにくかったに相違ない。又京中保が官の承認を経ない以上、その地方版ともいえる当該の保に介入することもむずかしかったろう。国守が認めさえすれば、保は制度化される条件をもつていたといつてよいのである。

在地領主によつて住民と領域を自らの領有権のもとに支配しようとする欲求が具体化したとき、なぜ「保」という形がそれに応えるものとして創出されたかは、ひとまず右をもつて理解できるだろう。

(35) 排列順に典拠を列記すれば、

建久八年六月日薩摩国図田帳写(島津家文書、鎌、九二三号)。

建久八年六月日大隅国図田帳写(桑峰家文書、鎌、九二四号)。

建久八年六月日日向国図田帳写(島津家文書、鎌、九二二号)。

承久三年九月六日能登国田数目録(加能古文書七〇)。

貞応二年二月日石見国惣田数注文(益田家文書七四)。

貞応二年四月日淡路国国領庄園田畠地頭注文(皆川文書一、

『栃木県史料篇・中世一』、『統群書類従』三十三輯上)。

文永二年四月日若狹国惣田数帳(東寺百合文書ユ一三五、『福岡

井県史』I)。

弘安二年常陸国作田惣勘文案(税所文書)

弘安八年九月晦日豊後国図田帳(『統群書類従』三十三輯上)。

弘安八年十二月日但馬国太田文(『統々群書類従』第十六輯)。

正応五年八月十六日肥前国河上宮造営用途支配惣田数注文

(河上神社古文書、『佐賀県史料集成』I)

なお、各大田文から所領数を算出する規準は、それぞれ保が出てくるレベルの単位所領によったので、郡・郷・名・田地のレベルは国によってズレてくるが、保の数量比を問題とする限り、さしつかえないと判断した。

また、常陸国大田文は前欠であるから、所領総数はいまだしふえるとみられる。

(36) 一章で考証した⑧菅原保は、同大田文によると「菅原庄」として荘園化して存続していたことがわかる。

(37) 保元三年十二月三日官宣旨(石清水文書、平、二九五九号)に石清水領としてみえる「石見国大田保」は同国大田文には「大田庄卅町」とみえる。

(38) この点は別稿にて検討の予定。

(39) 九州史料叢書六・十五『日向国諸荘園史料集(一)』(付図。

む す び

以上冗漫に墮した考察を閉じるにあたり、要点を列記してむすびにかえたい。

(一) 保は、十一世紀後半名・別名領有の一定のゆきづまりのもとで、新たに住人別雑役賦課を認める国司専断の收取制度として成立した。

(二) 右の制度成立の背景には、在地における農民層の村落的結合による領域的開発が、一つの劃期をつくるほど活発

「保」の形成とその特質

化してきたこと、それを掌握する制度を捉えることが、在地領主化を志向する者が在地領主となる上で、重要なステップとなりえた、という事情があった。

(三)、しかし保成立のためには、右の内在要素の上に、在京領主による一円領有型荘園との対抗に集中するような領主的領有相互の拮抗関係という外的条件がかかわっていた。

(四)、保には別保を含む通常の保の他に便補保があるが、これは在京領主による保領有という派生形態出現の下で、封戸の便補をその機能を生かし易い保に与えたものである。

(五)、辺境における保の出現は十一世紀末以降と畿内周辺よりややおくれるが、それは(三)の如き在地構造のあり方のズレにかかわるものとみられる。

(六)、保は、(一)の如く在地領主の形成に重要なステップを与えたが、住人別賦課形式の限界や在京領主領有という派生形態の出現などに制約され、やがて鎌倉期に固有の検断権行使を含む地頭職が誕生するに及び、化石化され、特殊な場に限定されてゆくことになる。

(一九七二年三月)

付 記

本稿成稿後、保の内部構造の一例を詳細に知りうる史料が国守進「弘安八年周防国与田保田検帳」(『赤松俊秀教授退官記念国史論集』)で紹介された。本稿で得た保の特質が、右の与田保でどのように検証されるかは別個の検討が必要であるが、さしあたり本稿の検討の結果と明白に矛盾する点はみられないことだけを指摘しておきたい。

また網野善彦「荘園公領の形成と構造」(『体系日本史叢書六、土地制度Ⅰ』)は、保の諸特徴と歴史的意義について従来の諸説をたくみに整理しながら、独自の理解を示しており、本稿の視角から検討すべき点もあるが、これも投稿後知りえたことなので、いずれ他の機会に考えることにしたい。

(一九七三年一月)